

平成 29 年度
包括外部監査報告書

「防災に関する財務事務の執行について」

町田市包括外部監査人
公認会計士 辰巳 英城

第1 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件(監査のテーマ)	1
3. 外部監査の対象部署	1
4. 外部監査の対象期間	2
5. 外部監査の実施期間	2
6. 外部監査の補助者	2
7. 利害関係	2
第2 監査の基本的な視点・監査手続	3
1. 監査の基本的な視点	3
2. 実施する主な監査手続	3
第3 外部監査の対象	5
1. 国の防災体制	5
2. 町田市の防災体制	11
3. 防災に関する市の組織	17
4. 外部監査の対象部署	21
5. 監査対象部署の歳出額	21
第4 外部監査の総括	23
1. 防災に関する財務事務等の総括	23
2. 監査の「結果」及び監査の「意見」の数	24
第5 監査の結果及び意見	27
I. 防災安全部	27
1. 地域防災計画見直し事業	27
2. 防災普及事業	31
3. ハザードマップ作成事業	36
4. 常備消防費	41
5. 消防団運営事業	43
6. 貸与被服等の貸与	54
7. 消防車両整備事業	56
8. 消防施設等管理事務	58
9. 地域防災活動支援事業	59
10. 自主防災リーダー育成事業	66
11. 備蓄物資等更新事業、備蓄物資等整備事業	68
12. 防災情報設備整備事業	78
13. 防災情報事業	83
14. 帰宅困難者対策	85
15. 災害時医療救護対策	93
II. 学校教育部	95
1. 避難施設学校の開設と運営について	95
2. 応急教育について	97
3. 物資の備蓄	98

目次

4. 市立小・中学校での安全確保	100
Ⅲ. 道路部	101
1. 狭あい道路拡幅整備事業	101
Ⅳ. 都市づくり部	104
1. 耐震改修促進計画事業	104
2. 住宅耐震促進事業	106

(本報告書における記載内容の注意事項)

・端数処理

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、表中の総額と内訳の合計が一致しない場合がある。

公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため、端数処理が不明確な場合もある。

・報告書の数値等の出典

報告書の数値等は、原則として町田市が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。その場合には原則として数値等の出典は明示していない。

報告書の数値等のうち、町田市以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値等を用いたもの、あるいは他の地方公共団体等の数値等を表示したものについては、その出典を明示している。

・本報告書で用いている主な用語

用語	内容
款・項・目・節	予算を区分するときに使う名称のことをいい、「款」は最も大きな区分、次に「項」、「目」、「節」と続く。款と項の二つの上位区分は議会で議決されるもので、各款及び各項の間では原則流用はできない。 歳出においては、款・項・目は目的別(土木費・民生費など)に分類され、節は性質別(委託料・扶助費など)に区分される。
町田市決算書	町田市一般会計・特別会計歳入歳出決算書
年次	暦年(1月1日から12月31日まで)
年度	会計年度(4月1日から翌年3月31日まで)

・監査の「結果」と監査の「意見」

本報告書では、監査の結論を「結果」と「意見」に分けて記載する。

監査の「結果」は、法令、条例、規則等に反していると判断される事項や社会通念上著しく適切性を欠き不当と判断される事項である。

監査の「意見」は、監査の「結果」以外で、改善・検討を求める事項である。

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件(監査のテーマ)

(1) 選定した特定の事件(監査のテーマ)

「防災に関する財務事務の執行について」

(2) 特定の事件(監査のテーマ)を選定した理由

我が国は、地震、火山活動が活発な環太平洋変動帯に位置し、また、地理的、地形的、気象的諸条件から、地震や津波に加え、台風、豪雨等の自然災害が発生しやすく、毎年、自然災害により多くの人命や財産が失われている。

昭和30年代前半までは、大型台風や大規模地震により、死者数千人に及ぶ被害が多発していた。その後、防災体制の整備・強化や、災害対応能力の向上、災害に対する脆弱性の軽減により、自然災害による被害は減少していたものの、平成7年には阪神・淡路大震災により6,437人の死者・行方不明者が発生し、平成23年には東日本大震災により23,769人の死者・行方不明者が発生している。また、首都直下地震等大規模地震の発生も懸念されている状況にある。

災害対策基本法を始めとする日本の災害対策法制では、予防、応急、復旧・復興という災害のあらゆる局面に応じ、国や地方公共団体等の権限と責任が明確化されており、官民の関係主体が連携して対策を講じることとなっている。

町田市は丘陵地帯が多いことから、土砂災害への備えを多くの箇所で行う必要があるとともに、市の西端を沿って流れる境川をはじめとする河川の氾濫への備えが必要である。また、多くの乗降客がある鉄道の駅が所在することから、帰宅困難者が生じた場合に備える必要がある。

これらを踏まえ、市では町田市地域防災計画を策定し、同計画に沿って多くの活動が行われているところであり、また、関係する部署も多い。防災に関する財務事務の執行が同計画に対して有効なものとなっているか、最少の経費で最大の効果が挙げられるような取り組みが行われているか等、合規性、有効性、経済性、効率性等の観点から検討することは有用であると考えます。

以上より、防災に関する財務事務の執行を平成29年度包括外部監査の特定の事件(監査のテーマ)として選定した。

3. 外部監査の対象部署

防災安全部、学校教育部、道路部、都市づくり部

4. 外部監査の対象期間

平成28年度の執行分
必要に応じて平成27年度以前または平成29年度の執行分を含む。

5. 外部監査の実施期間

平成29年5月30日から平成30年1月26日まで

6. 外部監査の補助者

青山 伸一	公認会計士	中野 一夫	弁護士
作本 遠	公認会計士	柳原 匠巳	公認会計士
清水 貴之	公認会計士	山口 剛史	公認会計士

7. 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、私は地方自治法第252条の29の規定による利害関係はない。

第2 監査の基本的な視点・監査手続

1. 監査の基本的な視点

防災に関する財務事務について、以下に挙げる合规性、有効性、経済性、効率性の視点で監査を実施した。

①各事務の合规性

防災に関する財務事務は、地方自治法、地方自治法施行令、町田市が定める条例及びその他の法令等に従い適切に行われているかの視点で監査を実施した。

特に今回の監査では、防災事業で多数実施される、防災施設や備蓄物資等の整備・更新に関わる契約事務、消防団運営に関わる事務等について、合规性の検討を実施することとした。

②各事務の有効性

防災に関する財務事務について、災害対策基本法を始めとする制度や町田市地域防災計画に対して有効なものとなっているかの視点で監査を実施した。

特に今回の監査では、町田市地域防災計画を所与のものとし、同計画に記載された事項が、現状の備えと緊急時の行動予定等に十分に反映されているか、防災安全部を中心として市役所内、市民、関係機関との連携が滞りなく行われているか、市の現状の事務の有効性について検討することとした。

③各事務の経済性、効率性

経済性、効率性について、通常は、予算の執行がより少ないか、成果に対して最少の経費・労力で事業が執行されているかの視点で監査を行うが、防災に関する財務事務の監査では、防災の性質上、災害発生前には判断が困難なことが多いため、著しく不経済な事業でないか、また、不効率なものとなっていないかの視点で監査を実施した。

以上を前提とし、今回の監査では、町田市地域防災計画に記載された事項が、全体として十分に機能するかの視点で検討することとした。

2. 実施する主な監査手続

- 担当部署等へのヒアリングを実施する。
- 関連書類を閲覧し、関連規則等への準拠性を確認する。
- 監査対象とした事業の調査・分析等を行う。
- 必要と認めた施設、訓練等の現場視察を行う。

上記の監査手続のうち、必要と認めた施設・訓練等の現場視察については、次表に示すものを実施した。

表 1 必要と認めた施設・訓練等の現場視察の状況

監査事項	内容	往査	実施者
水防図上訓練視察	訓練視察	1か所	監査人:辰巳、補助者:清水
総合防災訓練視察	訓練視察	1会場3か所	監査人:辰巳、補助者:山口
備蓄倉庫視察	倉庫現況視察	6か所	監査人:辰巳、補助者:青山・山口
合計		10か所	—

水防図上訓練視察として、訓練視察を1か所、総合防災訓練視察として、訓練視察を1会場3か所、備蓄倉庫視察として、倉庫現況視察を6か所実施した。

このうち、総合防災訓練視察については、**第5、I、2. 防災普及事業**(31 ページ)に意見を、備蓄倉庫視察については、**第5、I、11. 備蓄物資等更新事業、備蓄物資等整備事業**(67 ページ)に意見をそれぞれ記載している。

第3 外部監査の対象

1. 国の防災体制

(1) 日本の特徴と災害対策基本法

日本は、その位置、地形、地質、気象などの自然的条件から、台風、豪雨、豪雪、洪水、土砂災害、地震、津波、火山噴火などによる災害が発生しやすい国土となっている。

内閣府の資料によると、世界全体に占める日本の災害発生割合は、マグニチュード6以上の地震回数が20.8%、活火山数が7.0%、災害死者数が0.4%、災害被害額が18.3%など、世界の0.25%の国土面積に比して、非常に高くなっている(平成18年度防災白書内閣府)。さらに、近年は、首都直下地震、南海トラフ地震等の大規模地震の発生が懸念される中、安心・安全に関する国民の関心は高まっている。

このような特徴を有する日本の災害対策の基本法が、「災害対策基本法(昭和36年法律第223号)」である。同法は、昭和34年の伊勢湾台風を契機に昭和36年に制定された法律で、この法律を中心に我が国の各種災害法制が展開されている。この災害対策基本法では、防災に関する「基本理念」や「責務」、中央防災会議等の「防災に関する組織」、防災基本計画等の「防災計画」について定めているほか、「災害予防」、「災害応急対策」、「災害復旧」、「財政金融措置」等について規定されている。

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災、及び、平成23年3月に発生した東日本大震災では、改めて自助・共助の重要性が認識された。災害対策基本法は大きな災害の度に改正されてきたが、特に、平成25年6月には、災害対策基本法の大きな改正がなされた。この改正は、東日本大震災のように行政機能が麻痺するような大規模広域災害が発生した場合には、まずは、自分自身で自分の命や身の安全を守ることが重要であり(自助)、その上で、地域コミュニティでの相互の助け合いが重要になる(共助)。つまり、自助、共助及び公助がうまくかみあわないと大規模広域災害後の災害対策がうまく働かないことが改めて教訓として認識され、平成25年6月の災害対策基本法の改正につながっている。

(2) 過去の自然災害

次表は、内閣府HP防災情報のページ附属資料15、自然災害による死者・行方不明者数から作成したものである。昭和20年から平成23年までのものとなっている。

これによると、昭和34年の伊勢湾台風の被害を契機にその後減少に転じ、昭和40年代頃からは概ね100人程度に通常年は抑えられている。しかしながら、阪神・淡路大震災、東日本大震災により、多数の犠牲者を生じた。次図のグラフからも、大震災の犠牲者の多さがうかがえる。

表 2 過去の自然災害による死者・行方不明者数(上段:年,下段:人数、内閣府 HP 防災情報のページ)

昭和 20	昭和 21	昭和 22	昭和 23	昭和 24	昭和 25	昭和 26	昭和 27	昭和 28	昭和 29
6,062	1,504	1,950	4,897	975	1,210	1,291	449	3,212	2,926
昭和 30	昭和 31	昭和 32	昭和 33	昭和 34	昭和 35	昭和 36	昭和 37	昭和 38	昭和 39
727	765	1,515	2,120	5,868	528	902	381	575	307
昭和 40	昭和 41	昭和 42	昭和 43	昭和 44	昭和 45	昭和 46	昭和 47	昭和 48	昭和 49
367	578	607	259	183	163	350	587	85	324
昭和 50	昭和 51	昭和 52	昭和 53	昭和 54	昭和 55	昭和 56	昭和 57	昭和 58	昭和 59
213	273	174	153	208	148	232	524	301	199
昭和 60	昭和 61	昭和 62	昭和 63	平成元	平成 2	平成 3	平成 4	平成 5	平成 6
199	146	69	93	96	123	190	19	438	39
平成 7	平成 8	平成 9	平成 10	平成 11	平成 12	平成 13	平成 14	平成 15	平成 16
6,482	84	71	109	142	78	90	48	62	327
平成 17	平成 18	平成 19	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23			
148	177	41	101	115	146	23,769			

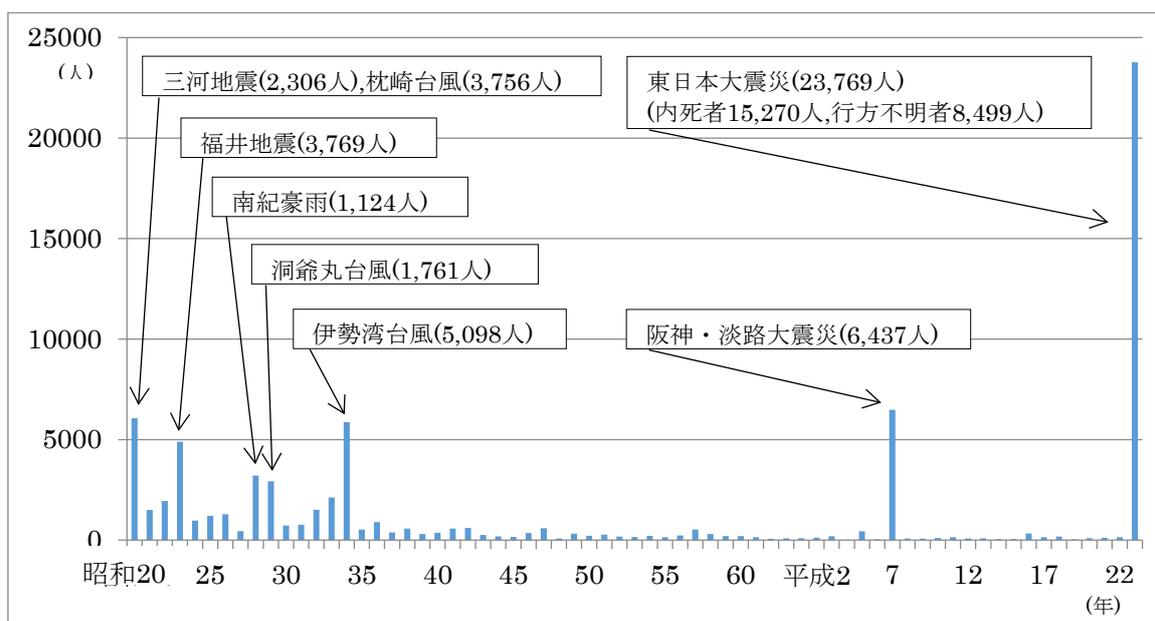


図 1 過去の自然災害による死者・行方不明者数(「内閣府 HP 防災情報のページ」より)

昭和 34 年の伊勢湾台風の被害を契機にその後減少に転じ、昭和 40 年代頃からは通常年 100 人程度に抑えられている。しかし、阪神・淡路大震災、東日本大震災により多数の犠牲者を生じていることがわかる。

(3) 災害対策基本法の改正と防災計画

我が国の防災計画は、国レベルの総合的かつ長期的な計画である「防災基本計画」と、地方レベルの都道府県及び市町村の「地域防災計画」があり、それぞれのレベルで防災活動が実施されており、いずれも災害対策基本法に基づき作成される。

災害対策基本法と防災計画の関係は次図のとおりである。平成 25 年の改正によって、市町村内の一定の地区の居住者及び事業者による自発的な防災活動に関する「地区防災計画制度」が創設された。本制度は、市町村の判断で地区防災計画を市町村地域防災計画に規定するほか、地区居住者等が、市町村防災会議に対し、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる仕組み(計画提案)を定めている。

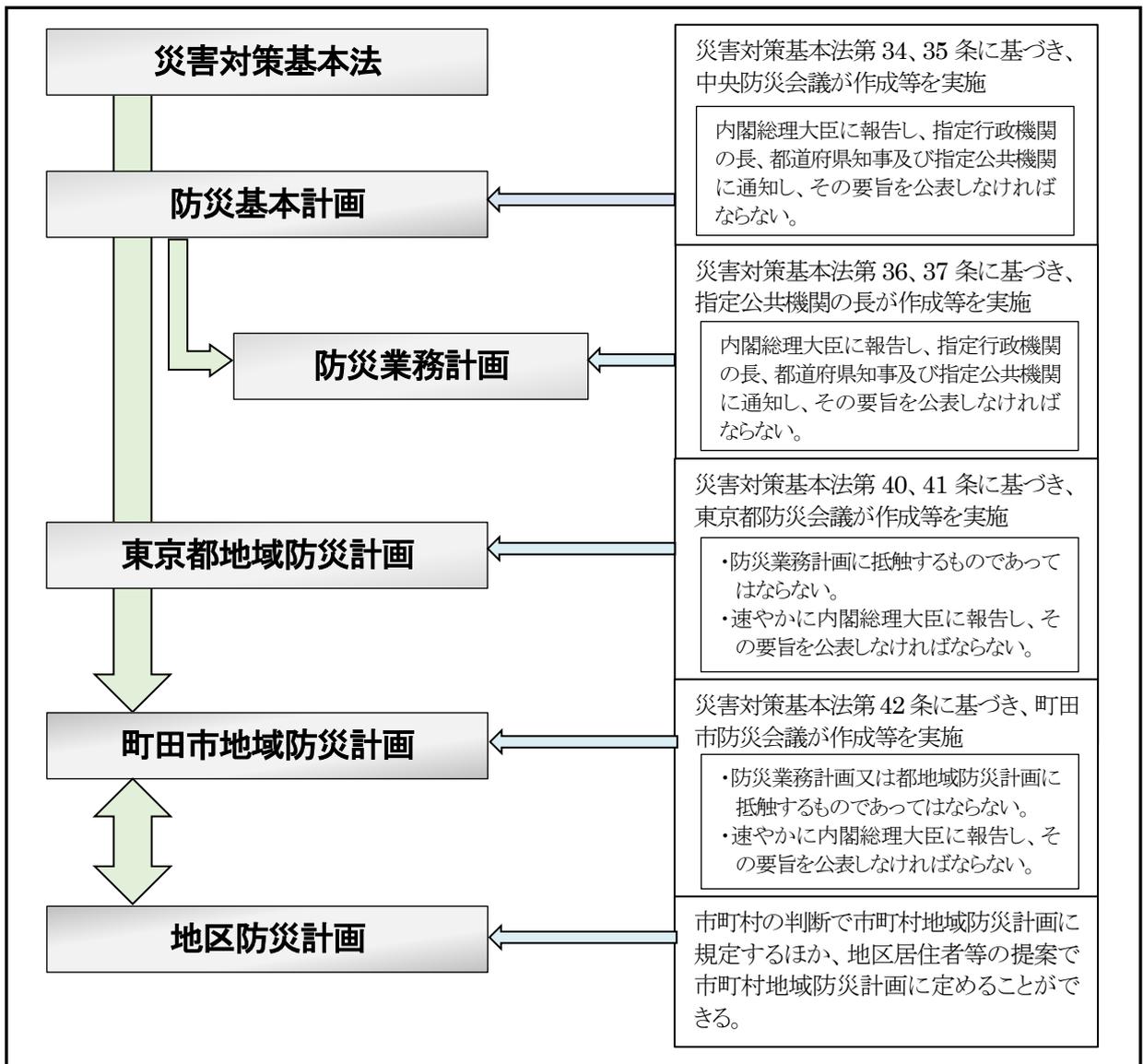


図 2 災害対策基本法と防災計画

なお、地区防災計画は、災害対策基本法の第42条第3項で新たに規定されたものである。この地区防災計画は、「自助・共助」による自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めるため、市町村の判断で市町村地域防災計画に規定できるほか、市町村の一定の地区内の居住者及び事業者は、地区防災計画を市町村地域防災計画に定めることを市町村防災会議に提案することができることとしている。提案を受けた市町村防災会議は、必要に応じ、市町村地域防災計画に当該地区防災計画の内容について定めなければならない。

(4)「災害対策基本法」の改正と市町村の役割

平成25年6月の災害対策基本法の改正のポイントは、前述の地区防災計画の導入など主に次表の5項目に分けられる(「災害対策基本法等の一部を改正する法律について」(内閣府・消防庁・厚生労働省局長級通知 平成25年6月21日)より)。

表3 平成25年6月の災害対策基本法の改正のポイント

<p>1. 大規模広域な災害に対する即応力の強化等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害緊急事態への対処の拡充 ・国による被災地方公共団体の支援強化(法第74条の3、第78条の2及び第86条の13関係) ・法律に基づく規制の特例(法第86条の2から第86条の5まで等関係) <p>2. 住民等の円滑かつ安全な避難の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所の指定(法第49条の4から第49条の6まで等関係) ・避難行動要支援者名簿の作成(法第49条の10から第49条の13まで関係) ・避難指示等の具体性と迅速性の確保(法第60条から第61条の3まで関係) ・防災マップの作成(法第49条の9関係) <p>3. 被災者保護対策の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定避難所の基準の明確化(法第49条の7等関係) ・被災者支援のための情報基盤の整備 ・被災者の広域避難のための運送の支援(法第86条の14関係) ・災害救助法の一部改正 ・内閣府設置法及び厚生労働省設置法の一部改正 <p>4. 平素からの防災への取組の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本理念の明確化(法第2条の2関係) ・各主体の役割の明確化 <ul style="list-style-type: none"> 一. 市町村の責務(法第5条関係) 二. 民間事業者の責務等(法第7条第2項及び第49条の3等関係) 三. 住民の責務(法第7条第3項関係) ・地区防災計画(法第42条及び第42条の2関係) <p>5. その他(災害の定義の見直し、市町村災害対策本部員の構成 など)</p> <p>特に、「4. 平素からの防災への取組の強化」においては、市町村、民間事業者さらには住民といった各主体の役割を明確にしている。ここで、町田市も含め各市町村の役割は、災害対策基本法第5条に規定されているが、特に、第5条第2項において「市町村長は・・・住民の自発的な防災活動</p>

の促進を図り・・・」と新たに規定し、市町村の役割として、基本理念に盛り込んだ「共助」の観点から、住民に最も近い基礎自治体である市町村が、市町村の地区内の住民や自主防災組織等が行う自発的な防災活動を一層促進する責務を有する旨を明文化した。

(5) 災害対策基本法における関連条文

災害対策基本法で国・都道府県・市町村の責務について定めた条文を次に示す。計画の作成と、総合調整、防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図ること等が定められている。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することに鑑み、組織及び機能の全てを挙げて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する。

2 国は、前項の責務を遂行するため、災害予防、災害応急対策及び災害復旧の基本となるべき計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施の推進とその総合調整を行ない、及び災害に係る経費負担の適正化を図らなければならない。

(都道府県の責務)

第四条 都道府県は、基本理念にのっとり、当該都道府県の地域並びに当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。

(市町村の責務)

第五条 市町村は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

(注) 旧 第5条では、災害対策基本法の平成25年6月の改定前の条文では、下記のとおり、「住民の自発的な防災活動の促進を図り」という文言がない。

旧第五条 市町村は、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団等の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体等の防災に関する組織及び住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織(第八条第二項及び第十五条第五項第八号において「自主防災組織」という。)の充実を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

災害対策基本法で市町村地域防災計画について定めた条文を次に示す。

防災基本計画に基づき地域防災計画を作成すること、毎年検討すること、必要があるときは修正しなければならないこと、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の

都道府県地域防災計画に抵触しないものであること等が定められている。

(市町村地域防災計画)

第四十二条 市町村防災会議(市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。)は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。(略)

(6)平成 29 年度における国の動向

以上が、監査対象期間である平成 28 年度までの法制度であるが、平成 29 年 9 月 26 日に、国の「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」から公表された、「平成 29 年南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応のあり方について(報告)」では、地震の発生時期等を予測できることを前提としていた基本的考え方を見直し、「確度の高い地震の予測はできない」ことを前提とした考え方とすることが示された。これにより、今後、地方自治体においても従来とは異なる対応を求められることも考えられる。

表 4 平成 29 年南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応のあり方について(報告)
「南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の防災対応の方向性」(概要版より)

- ①現時点においては、地震の発生時期や場所・規模を確度高く予測する科学的に確立した手法はなく、大震法に基づく現行の地震防災応急対策が前提としている確度の高い地震の予測はできないため、大震法に基づく現行の地震防災応急対策は改める必要がある。
- ②一方で、現在の科学的知見を防災対応に活かしていくという視点は引き続き重要であり、異常な現象を評価し、どのような防災対応を行うことが適切か、本ワーキンググループの検討結果を踏まえて、地方公共団体や企業等と合意形成を行いつつ検討していくことが必要。その結果を受けて、必要に応じて現行制度の改善や新たな制度構築も検討すべき。

表 5 平成 29 年南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応のあり方について(報告)
「具体的な防災対応を検討して行くに当たって留意すべき点」(概要版より)

- ①国は地方公共団体等への説明会を開催し、主な異常な現象やその評価、それに基づく防災対応の方向性についての周知と認識の共有を図ることが必要。
- ②地方公共団体等が主体的に検討を進めることができるように、国が防災対応の策定のための一定のガイドラインを示す必要。ガイドラインの策定に資するよう、まずはモデル地区での検討が必要。
- ③必要な制度の改善を行う等防災対応の強化を図るために、国は今後の検討等を計画的に着実に実施することが必要。
- ④新たな防災対応が決まるまでの間に異常な現象が観測された場合に備え、当面の暫定的な防災体制を、国・地方公共団体はあらかじめ定めておくことが必要。

2. 町田市の防災体制

(1) 町田市の特徴

町田市は、東京都の南端、東京都多摩地方の南西部に位置している。北は東京都八王子市と東京都多摩市、東は神奈川県横浜市と神奈川県川崎市、西は神奈川県相模原市と神奈川県大和市に接している。



図 3 町田市の位置・地図(町田市ホームページより)

ほぼ全域が多摩丘陵に含まれている。市の西端には、相模原市との境界を沿うように境川が流れており、市の北部には東西に流れる鶴見川、市を中央で縦断するように南東にある横浜市方面に向かって鶴見川の支流である恩田川が流れている。

(2) 町田市の過去の自然災害の状況

① 近年の状況

平成以降の近年は、一言でいえば、比較的平穏な状況が続いてきた。

例えば平成 23 年に発生した東日本大震災(死者 15,270 人、行方不明者 8,499 人)では、町田市における死者は、市内に立地するホームセンターでの地震によるスロープ崩壊での 1 名であった。

過去の状況について、大正期から昭和期まで概況を記載する。

② 過去の状況(昭和 33 年～平成 20 年)

昭和 33 年から平成 20 年までの町田市周辺域の過去の状況については、平成 20 年に発行された町田市消防団五十周年記念誌から振り返りたい。

同誌では 50 年間のおもな出来事として、昭和 33 年 2 月からの消防団の歴史が記載されており、市内各所で生じた災害への対応が記録されている。

次表は記載の中から、死者が生じた、あるいは 100 戸以上の家屋が被害を受けたと記載されている自然災害を抽出して記載したものである。多くは昭和 40 年代に生じている。

表 6 昭和 33 年から平成 20 年までのおもな出来事（町田市消防団五十周年記念誌より）

年月	自然災害	被害
昭和 41 年 6 月	台風 4 号被害	家屋全半壊 5 戸、床上浸水 1,052 戸
昭和 41 年 9 月	台風 26 号被害	家屋全半壊 432 戸、床上浸水 166 戸
昭和 47 年 7 月	台風 6 号森野地区水害	負傷者 1 名、床上床下浸水 617 戸
平成 3 年 9 月	台風 18 号被害	死者 1 名、重軽傷者 3 名、家屋全半壊 4 戸、床上浸水 29 戸、がけ崩れ 125 か所

③ 過去の状況(大正期)

大正期においては、大正 12 年(1923 年)に関東大震災が発生している。

関東大震災の当時の町田市域の状況については、「大正震災志」(内務省社会局編)に家屋の状況と死傷者の状況が掲載されている。

家屋全壊については、南多摩郡に占める町田市域分は 70%(=1,379÷1,957)、半壊は 62%(=2,370÷3,816)、死者は 57%、負傷者は 78%となっており、南多摩郡の中において大きな被害を受けたといえる。

表 7 関東大震災の当時の町田市域の被害状況（「大正震災志」より）

(単位:戸、人)

町村名	家屋全壊	家屋半壊	死者	負傷者
鶴川村	348	740	2	9
南村	219	371	1	6
町田町	269	426	2	7
忠生村	306	543	5	4
塚村	237	290	6	11
町田市域 計	1,379	2,370	16	37
南多摩郡 計	1,957	3,816	28	47

また、市 HP「地震の記憶(関東大震災の記録から)」に関東大震災時に落橋した南橋(町田市金森)の写真が掲載されている。

詳細は市 HP を参照されたい。

<https://www.city.machida.tokyo.jp/kurashi/bouhan/bousai/bousaitaisaku/sonae/jishinnokioku.html>

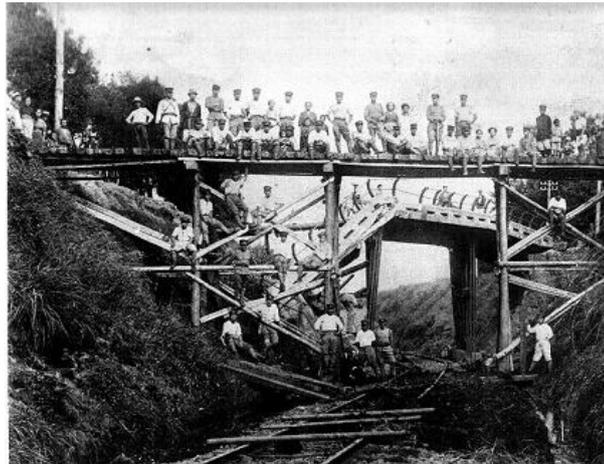


図 4 関東大震災時に落橋した南橋(町田市金森)の写真(市 HP より)

(3) 町田市地域防災計画

① 町田市地域防災計画と法令に基づく防災業務計画及び都地域防災計画との関係

町田市地域防災計画は、災害対策基本法に基づき、町田市の区域に係る災害から市民(来訪者を含む)の生命身体及び財産を守ることを目的として定められるものであり、国の防災計画、各指定行政機関等が作成する防災業務計画及び東京都地域防災計画に整合するよう定められている(町田市地域防災計画総則—2(2))。

② 町田市地域防災計画と市の計画との関係

町田市地域防災計画は、市基本計画「まちだ未来づくりプラン」との関係において、同プランの「まちづくり基本目標」における「基本目的Ⅱ:安心して生活できるまちをつくる、基本政策4:安全に生活できるまちをつくる、政策1:災害に強いまちづくりを進める」を踏まえて策定されている(町田市地域防災計画総則—2(2))。

表 8 町田市地域防災計画と市基本計画との関係

市基本計画 「まちだ未来づくりプラン」	連携 	町田市地域防災計画 第1節第4 他の計画との関係 2 町田市基本計画「まちだ未来づくりプランとの関係」 本計画は、まちだ未来づくりプラン「まちづくり目標」における基本目的Ⅱ、基本政策4、政策1を踏まえて策定したものである。
------------------------	--------	--

このため、地域防災計画は、国、都の防災計画はもとより、市の基本計画も踏まえて作成されている。

③ 町田市地域防災計画の構成

町田市地域防災計画は、第1章 総則、第2章 災害予防計画、第3章 地震災害応急対策、第4章 風水害応急対策、第5章 雪害対策、第6章 原子力災害対策、第7章 火山災害対策、第8章 大規模事故等対策、第9章 東海地震対策(警戒宣言に伴う対応措置)、第10章 災害復旧・復興計画で構成されており、この他に、資料編が別冊としてある。

表 9 町田市地域防災計画の構成

第1章 総則	第6章 原子力災害対策
第2章 災害予防計画	第7章 火山災害対策
第3章 地震災害応急対策	第8章 大規模事故等対策
第4章 風水害応急対策	第9章 東海地震対策(警戒宣言に伴う対応措置)
第5章 雪害対策	第10章 災害復旧・復興計画
	資料編(別冊)

(4) 町田市地域防災計画の検討と修正

災害対策基本法第42条では、「市町村防災会議は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。」と定めている。

市における町田市地域防災計画は、次表に示すとおり、法律の改正や国の防災基本計画の改正等、必要がある場合適時修正が行われている。

表 10 町田市地域防災計画修正の経過

修正年	備考	修正年	備考
昭44	一部修正	昭63	震災編を一部修正
昭45	一部修正	平8	震災編を一部修正
昭47	一部修正	平11	震災編・風水害等編を合冊し資料編を分冊のうえ一部修正
昭49	一部修正	平18	地震、風水害、大規模事故、火山災害の事象ごとに編集したうえ一部修正、資料編一部修正
昭50	一部修正	平22	本編及び資料編について一部修正
昭52	一部修正	平24	本編及び資料編について一部修正
昭54	一部修正	平27	本編及び資料編について一部修正
昭56	震災編を編纂	平29	本編及び資料編について一部修正
昭58	風水害等編を編纂		

(5) 市の役割に関する防災計画における記述

町田市地域防災計画には、国、都、市、「住民」の役割分担が記載されているが、そのうち市が自ら行うものとして、次表の記載がある(総則—6(6))。

防災に関する会議、組織の整備、施設面の整備、備蓄から始まり、市民防災組織等との関係、防災知識の普及、教育、訓練、調査研究といった準備、避難勧告や災害時対応、復旧活動に加えて、教訓の伝承を行うとしている。

表 11 町田市地域防災計画に記載されている、市が実施すべき役割

① 防災会議及び災害対策本部に関すること
② 防災に関する組織の整備
③ 防災都市づくり事業の推進
④ 防災に関する施設及び設備の整備、点検
⑤ 災害応急・復旧用資材及び物資の備蓄、点検
⑥ 市民防災組織・ボランティア団体等の育成、指導
⑦ 防災知識の普及と防災に関する教育及び訓練の実施
⑧ 防災に関する調査研究
⑨ 災害に関する情報の収集、伝達及び被害の調査
⑩ 市民等への避難の勧告、指示及び誘導
⑪ 市民等への災害時広報及び災害相談の実施
⑫ 被災者に対する救助・救護及び避難受入れ
⑬ 緊急道路及び緊急輸送の確保
⑭ 被災した市施設・設備の応急復旧
⑮ 災害時における給食・給水、医療救護、保健衛生等の応急措置
⑯ 管内の関係機関が実施する災害応急対策の調整
⑰ その他災害発生の防御または拡大防止のための措置
⑱ 所掌に係る災害復旧に関すること
⑲ 過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること

(6) 自助、共助、公助の関係

上表の市が実施すべき役割に、⑥市民防災組織・ボランティア団体等の育成、指導とあるが、これは「第3 外部監査の対象 1. 国の防災体制 (1) 日本の特徴と災害対策基本法」で記載した災害対策基本法の自助、共助、公助の考え方を反映したものといえる。

これに関し、例えば市では、市民広報用のパンフレットとして「町田市防災ガイド」を作成し、その中で、「平時の心得、自助・共助・公助 災害対応は、自分・家族で備える「自助」、ご近所同士で助け合う「共助」、行政による支援である「公助」の三者が連携することで効果的になります。これらの割合は、自助:共助:公助=7:2:1 であるといわれています。災害への備えで一番大切なのは、自らの備えです。」(平成 26 年、町田市防災ガイド)と記載し、周知を図っている。

表 12 自助、共助、公助の周知事例 (平成 26 年 町田市防災ガイド P5)

<p>平時の心得、自助・共助・公助 災害対応は、自分・家族で備える「自助」、ご近所同士で助け合う「共助」、行政による支援である「公助」の三者が連携することで効果的になります。</p> <p>これらの割合は、自助:共助:公助=7:2:1 であるといわれています。</p> <p>災害への備えで一番大切なのは、自らの備えです。</p>

(7) 公助の範囲の周知

現実的な視点からも全てを公助で行っていくことは困難であるとともに、現行法体系からもそのような考え方はとられていない。例えば、東日本大震災時に、自治体庁舎が庁舎ごと津波で流失した事例からみても明らかであると思われる。

このため、自助、共助の割合をいかに高く、継続的に維持しうるかが、地域の防災能力向上に向けた自治体の活動としては、ますます重要になっていくものと考えられる。

この点、公助の範囲を過少に自己評価することが考えられるが、自治体が考える自らの限界・実際の限界を、機会あるごとに市民等に周知を行うことで、自らの限界と市民等が思う期待とのギャップを埋めていくことが重要となる。

これにより、市民等も、自助により準備しなければならない範囲を的確につかみ、将来の自らの行動への自発的な反映につなげられるものとする。

特に、町田市地域防災計画と、実際の状況に差がある場合、まずは差を解消するよう努力が必要があるが、困難である場合、計画の修正を働きかけるか、場合によっては困難であることを周知していくことも考えられる。

この点、監査上も十分に留意することとしている。

3. 防災に関する市の組織

(1) 防災に関する市の主な組織

防災に関して最初に着目すべき組織としては防災安全部がある。当部は常備消防機能（東京都の自治体は多くが東京消防庁へ常備消防機能を委託しているが、町田市においても同様である。委託及び東京消防庁等との連携業務を担う。）の他、災害が生じた際の対応部署の中心となる部署である。防災における業務の担当範囲は広い。

次に、学校教育部があげられる。当部は多くの避難施設となる市立小・中学校を所管することから、避難施設開設・運営に関して大きな役割を担うこと、及び、児童生徒の安全確保、教育の実施に関して担当する。

次に、道路部があげられる。当部は市内の道路の計画、維持管理等を行うが、災害時の輸送路、避難路確保の観点からも重要な役割を担う。

次に、都市づくり部があげられる。当部は都市計画、交通事業、公園緑地管理等を行うが、災害時の避難施設となる公園の管理者として重要であること、及び、木造住宅等都市計画に関し、防災・減災等、消防活動との関係が深い。

上記に例示した部署以外にも、市の多くの部署が連携して担当することと、地域防災計画上也に計画されており、実際、担当している。例えば、総合防災訓練開催にあたり、各部署の連携状況が確認されたことに表れている。

(2) 町田市地域防災計画と防災に関する市組織との関係

町田市地域防災計画では、災害時、及び、それに備えるための平時における様々な活動計画について、担当部署を定めている。

担当となる部署は1つとは限らず、複数の部が担当とされている例も多い。

一例として、次表に地域防災計画での担当部を定めている例を示す。

表 13 町田市地域防災計画に記載されている具体的な計画内容と担当部署の例(第2章第3節)

計画名	計画内容	担当部署	期間
総合防災訓練等の各種訓練の実施	「町田市総合防災訓練」をはじめとする様々な訓練を災害時の対応計画の実証の場として、地域住民、関係機関及び協力団体等との協力・連携訓練に主眼を置いて毎年実施する。	防災安全部 各部	継続

(3) 防災に関する市組織の連携状況

① 市の避難施設開設事例

平成 29 年 10 月に発生した台風 21 号における市の避難施設の開設状況は以下のとおりであった。開設担当部として、市の多くの部が開設にあたっている。避難者数の推移をみると、午前 5 時時点で最大数となり 135 名となっている。

第3 外部監査の対象

表 14 台風 21 号における市の避難施設の開設状況(平成 29 年 10 月 22 日~23 日)

地区	施設名	開設担当部	開設 (か所)	避難者数の推移(人)									
				17 時	18 時	19 時	20 時	21 時	22 時	23 時	0 時	1 時	2 時
堺	ゆくのき学園(武蔵岡中学校)	子ども生活部	開設済	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	子どもセンターばお	子ども生活部	開設済	0	0	0	2	5	5	5	8	8	8
	町田市農業協働組合堺支店	地域福祉部	開設済	0	1	1	1	1	1	1	0	1	1
	小山ヶ丘小学校	地域福祉部	開設済	2	2	2	3	2	2	2	2	2	2
	小山市民センター	市民部	開設済	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	小山中学校	政策経営部	開設済	0	4	4	4	4	4	4	4	4	4
忠生	小山田中学校	生涯学習部	開設済	0	2	2	2	2	2	2	2	2	0
	忠生市民センター	市民部	開設済	2	2	10	9	7	7	7	7	7	7
	山崎中学校	生涯学習部	開設済	2	2	8	8	8	8	8	8	8	8
	忠生第三小学校	学校教育部	開設済	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	木曾山崎コミュニティセンター	市民部	開設済	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	木曾森野コミュニティセンター	市民部	開設済	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鶴川	野津田陸上競技場	都市づくり部	開設済	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	鶴川市民センター	市民部	開設済	12	12	14	14	13	8	8	8	8	8
	三輪コミュニティセンター	市民部	開設済	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	鶴川第一小学校	いきいき生活部・保健所	開設済	0	3	2	2	2	2	2	2	2	2
	金井中学校	総務部・会計課	開設済	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
町田	町田第四小学校	文化スポーツ振興部	開設済	0	1	3	3	3	3	3	3	3	3
	サン町田旭体育館	都市づくり部	開設済	0	6	6	6	6	6	6	6	6	6
	町田第五小学校	環境資源部	開設済	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	玉川学園コミュニティセンター	市民部	開設済	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
南	なるせ駅前市民センター	市民部	開設済	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	南第三小学校	財務部	開設済	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	南市民センター	市民部	開設済	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	南つくし野小学校	財務部	開設済	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	つくし野コミュニティセンター	市民部	開設済	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第一段階施設小計			26	26	47	64	66	65	60	60	62	63	61
第二段階施設小計			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計			26	26	47	64	66	65	60	60	62	63	61

第3 外部監査の対象

表 15 台風 21 号における市の避難施設の開設状況 (平成 29 年 10 月 22 日~23 日 続き)

地区	施設名	開設担当部	開設 (か所)	避難者数の推移(人)									
				3 時	4 時	5 時	6 時	7 時	8 時	9 時	10 時	11 時	12 時
堺	ゆくのき学園(武蔵岡中学校)	子ども生活部	開設済	0	0	0	0	0	0				
	子どもセンターばお	子ども生活部	開設済	8	8	8	5	5	3				
	町田市農業協働組合堺支店	地域福祉部	開設済	1	4	0	0	0	0				
	小山ヶ丘小学校	地域福祉部	開設済	2	8	18	18	7	0				
	小山市民センター	市民部	開設済	2	3	3	3	0	0				
	小山中学校	政策経営部	開設済	4	15	15	15	0	0				
忠生	小山田中学校	生涯学習部	開設済	0	1	4	3	0	0				
	忠生市民センター	市民部	開設済	7	15	29	22	7	5				
	山崎中学校	生涯学習部	開設済	8	8	8	8	6	0				
	忠生第三小学校	学校教育部	開設済	4	7	14	14	0	0				
	木曾山崎コミュニティセンター	市民部	開設済	0	0	0	0	0	0				
	木曾森野コミュニティセンター	市民部	開設済	0	0	0	0	0	0				
鶴川	野津田陸上競技場	都市づくり部	開設済	0	0	0	0	0	0				
	鶴川市民センター	市民部	開設済	8	10	6	6	5	0				
	三輪コミュニティセンター	市民部	開設済	0	0	0	0	0	0				
	鶴川第一小学校	いきいき生活部・保健所	開設済	2	2	2	2	0	0				
	金井中学校	総務部・会計課	開設済	0	0	0	0	0	0				
町田	町田第四小学校	文化スポーツ振興部	開設済	3	7	11	11	0	0				
	サン町田旭体育館	都市づくり部	開設済	6	6	6	7	0	0				
	町田第五小学校	環境資源部	開設済	0	0	0	0	0	0				
	玉川学園コミュニティセンター	市民部	開設済	1	1	1	1	0	0				
南	なるせ駅前市民センター	市民部	開設済	2	2	2	2	0	0				
	南第三小学校	財務部	開設済	1	1	6	6	0	0				
	南市民センター	市民部	開設済	2	2	2	2	0	0				
	南つくし野小学校	財務部	開設済	0	0	0	0	0	0				
	つくし野コミュニティセンター	市民部	開設済	0	0	0	0	0	0				
第一段階施設小計			26	61	100	135	125	30	8	0	0	0	0
第二段階施設小計			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計			26	61	100	135	125	30	8	0	0	0	0

表 16 台風 21 号に関する状況

平成 29 年 10 月 16 日に発生し、23 日 3 時頃に静岡県御前崎市付近に上陸。関東地方を通過後、東北沖へ抜け、全国で死者、住家の全壊・半壊・一部破損、床上浸水、床下浸水などをもたらした。

市の避難施設開設状況は以下のとおりである。

避難準備・高齢者等避難開始:10 月 22 日 16 時
 避難施設開設:10 月 22 日 16 時
 避難勧告:10 月 23 日 3 時 26 分
 避難施設閉鎖:10 月 23 日 9 時 30 分

観測点(23 日 9:00 現在)	時間最大雨量	総雨量
町田市役所	34.5mm (03 : 20)	252.0mm
子どもセンターばあん	29.0mm (00 : 20)	234.5mm
子どもセンターつるっこ	32.5mm (03 : 20)	272.0mm
忠生小学校	46.5mm (03 : 20)	290.5mm
相原小学校	53.0mm (03 : 20)	365.5mm

② 防災に関する市組織の連携状況

上記の台風は衆議院選挙期間中(23 日投開票)に市に接近したが、選挙管理委員会から防災課に対して、台風災害に備える準備に人手が必要であれば人員を割り振ることが可能である旨の連絡を行っている。また、防災課職員が自治体の意見交換会に出席した際、各自治体の避難施設開設の協力状況について職員が受けた印象では、市組織の協力状況は、他の自治体と比べて比較的良いと感じたとのことであった。

4. 外部監査の対象部署

防災に関しては上述のとおり、市のほぼすべての部署が関係しているが、その中でも比較的重要である、あるいは特色のある業務を担当している部署を、今回の監査では監査対象とした。具体的には、次の4つの部である。

防災安全部、学校教育部、道路部、都市づくり部

5. 監査対象部署の歳出額

(1) 監査対象部署が属する費目の歳出額

表 17 平成28年度決算額(支出済額、町田市決算書より)

(単位:百万円)

款	項	目	金額	款	項	目	金額
消防費			5,333	土木費			10,260
	消防費		5,333		土木管理費		443
		常備消防費	4,316			建設管理費	75
		消防施設費	214			道路管理費	170
		消防団運営費	118			用地管理費	197
		災害対策費	508		道路橋梁費		2,639
		他	173			私道狭あい道路費	83
教育費			11,329			道路維持費	1,324
	小中学校費		7,596			道路整備費	342
		教育総務費	1,991			道路計画費	152
		学校施設費	2,025			街路灯費	330
		学事費	519			交通安全対策費	406
		保健給食費	1,664		都市計画費		6,781
		教育指導費	542			都市計画管理費	392
		教育センター費	852			土地利用調整費	285
	社会教育費		2,967			まちづくり推進費	254
		図書館費	1,216			交通事業推進費	154
		文化振興費	584			建築開発事業費	281
		他	1,167			街路整備費	709
	保健体育費		765			公共下水道費	1,952
		スポーツ振興費	765			公園緑地費	2,749
					住宅費		395
						住宅費	395

(注)「消防費」については、決算書上、「目」欄は「防災対策費」として5,333百万円が一括表示されているが、上表では「目」欄に、決算書備考欄に記載されている大事業別の内訳を表示している。

監査対象部署が属する費目の歳出を上表に示す。

この歳出額は必ずしも防災に関するもののみでは無いが、組織・事業規模を把握することも目的として記載している。

消防費 5,333 百万円については、全ての支出について監査対象とした。防災安全部が担当部署となる。

教育費 11,329 百万円については、小中学校、社会教育、保健体育に充てられるものであるが、今回の監査では、児童生徒への防災教育の観点、及び、避難施設管理者となる教職員の現状調査の必要性から、地域防災計画に関連する項目について監査対象としている。学校教育部が担当部署となる。

土木費 10,260 百万円のうち道路橋梁費 2,639 百万円については、その多くが日常的な道路橋梁の維持活動に充てられるが、私道狭あい道路費 83 百万円については防災への関連が比較的強く、今回の監査対象としている。道路部が担当部署となる。

同じく土木費のうち住宅費 395 百万円については、住宅耐震改修促進事業等、市内の住宅に対する耐震強化につながる事業を多く含んでいるため、監査対象としている。都市づくり部が担当部署となる。

第4 外部監査の総括

1. 防災に関する財務事務等の総括

本年度の包括外部監査として、防災に関する財務事務等の考察を行った。

平成 29 年は、秋田県での記録的な雨や新潟県の佐渡島での 50 年に一度の大雨のように全国的に豪雨に見舞われた一年であった。市においても 10 月に台風 21 号の影響で市内の一部に避難勧告が出される事態が発生するなど、防災は身近な問題と感じざるを得ない一年だったといえる。

防災事業を行うことの至上命題は、市民の生命・財産を守るという極めて重要な事項であることは言うまでもない。災害がいつ、どの程度の規模で発生するかを事前に予想することには限界がある。また、防災事業の効果は、災害が発生してみないと効果の測定ができない特殊なものである。

この点、市にあっては、臨海地域が存在しない内陸地のために津波の心配は乏しく、河川の氾濫による被害が頻発しているわけでもなく、住宅の延焼が心配される木造住宅密集地も少ないなど、比較的安全な環境にあるといえる。

そこで今回の監査では、災害対策基本法をはじめとする日本の災害対策法制で要請されている官民の関係主体の連携・対応、防災諸設備の管理に事業を大別し、監査の基本的な視点から財務事務の考察を行った。主な結果・意見は、以下のとおりである。

事業の性質	主な結果・意見	頁
①官民の関係主体の連携・対応	○消防団運営事業費 水火災等出動費の支払時期【結果】	47
	○消防団運営事業費 実績報告書について【結果】	47
	○消防団運営事業費 消防団員に対する報酬等の支給について【結果】	49
	○地域防災活動支援事業 補助金交付に関連する消火訓練の実施状況について【結果】	59
	○自主防災リーダー育成事業 自主防災リーダー育成事業の目的と今後の目標について【意見】	65
	○災害時医療救護対策 市の役割と医師会等との連携について【意見】	93
	○避難施設(学校)の開設と運営について 避難施設の開設・運営について【意見】	95
②防災諸設備の管理	○貸与被服等の貸与 貸与被服亡失等届の提出の必要性【結果】	54
	○貸与被服等の貸与 貸与品の返納の記録を残す必要性【結果】	54
	○消防施設等管理事務 全ての消防器具置場について定期的に消防設備点	57

	検を行う必要性【意見】	
	○備蓄物資等更新事業、備蓄物資等整備事業 備蓄倉庫の視察について【意見】	69

とりわけ、①の各関係者との連携した災害時対応を行うためには、マニュアルの整備が重要と考える。実際の災害発生時には、一刻一秒を争う事態が想定されるため、マニュアルを頭に入れ、中身を見なくても適切な行動をとれるよう準備・訓練しておくことが必要である。さらに、マニュアルには記載されていないような非常事態が起きる可能性は否めないため、マニュアルや今までの訓練の理念・趣旨を理解して、マニュアル等を応用して臨機応変に行動することが求められる。

そのためには、普段からどのような災害がいつ発生するかわからないという緊張感と使命感を持って行動していくことが必要であると考えます。

2. 監査の「結果」及び監査の「意見」の数

本報告書における監査の「結果」の数は6、監査の「意見」の数は48となった。一覧は以下のとおりである。

I. 防災安全部

項目		頁
1. 地域防災計画見直し事業		
意見	①地域防災計画修正業務委託仕様書の記載及び市の事務の明確化	30
2. 防災普及事業		
意見	①自主防災組織による防災訓練と市の関係（訓練参加機会の拡充）	35
	②自主防災組織による防災訓練と市の関係（情報収集）	35
	③自主防災組織による防災訓練の事例紹介	35
3. ハザードマップ作成事業		
意見	①土砂災害に対する市の役割についての住民への周知	40
4. 常備消防費		
意見	①基準財政需要額委託事務分の根拠となる事業計画書や財政計画案の検討の必要性	42
5. 消防団運営事業		
結果	①水火災等出動費の支払時期	47
	②実績報告書について	47
	③消防団員に対する報酬等の支給について	49
意見	①消防団第1分団の団員確保の必要性	49
	②ヴィーナス隊の活動の活発化の必要性	50
	③消防団員の報酬の見直しの必要性	50
	④実態にあった予算確保の必要性	50
	⑤誤報による水火災出動回数の抑制	51

第4 外部監査の総括

	⑥町田市消防団協力事業所表示制度の活用	51
	⑦町田市消防団に対する交際費の支払いについて	52
6. 貸与被服等の貸与		
結果	①貸与被服亡失等届の提出の必要性	54
	②貸与品の返納の記録を残す必要性	54
意見	①貸与品の貸与期間の管理について	54
7. 消防車両整備事業		
意見	①消防団として保有すべき車両について	56
8. 消防施設等管理事務		
意見	①全ての消防器具置場について定期的に消防設備点検を行う必要性	57
9. 地域防災活動支援事業		
結果	①補助金交付に関連する消火訓練の実施状況について	59
意見	①スタンドパイプ式初期消火器具の整備の方法について	61
	②補助金の交付額の決定方法	62
	③消火訓練の実施について	63
	④自主防災組織補助金における実績報告について	64
10. 自主防災リーダー育成事業		
意見	①自主防災リーダー育成事業の目的と今後の目標について	65
11. 備蓄物資等更新事業、備蓄物資等整備事業		
意見	①備蓄倉庫の視察について	69
12. 防災情報設備整備事業		
意見	①契約変更手続の適時化	81
	②聴取困難地域の解消	81
	③防災行政無線子局設備再構築工事の予定価格の算定方法	81
	④防災行政無線子局設備再構築工事の入札条件	81
13. 防災情報事業		
意見	①防災行政無線設備、計測震度計及び全国瞬時警報システム保守点検の委託範囲	83
	②防災行政無線設備、計測震度計及び全国瞬時警報システム保守点検業務委託仕様書の記載	83
14. 帰宅困難者対策		
意見	①町田駅周辺の一部滞在施設における災害時のマニュアルの整備について	91
	②町田駅周辺帰宅困難者対策協議会との連携について	91
	③備蓄食料等の備蓄状況について	91
	④備蓄倉庫の備蓄品管理について	91
15. 災害時医療救護対策		
意見	①市の役割と医師会等との連携について	93

II. 学校教育部

項目		頁
1. 避難施設(学校)の開設と運営について		
意見	①避難施設の開設・運営について	95
2. 応急教育について		
意見	①応急教育の実施について	96
3. 物資の備蓄		
意見	①帰宅困難者対策条例に関する教職員及び児童生徒用の備蓄について	98
4. 市立小・中学校での安全確保		
意見	①市立小・中学校施設の安全性確保について	99

III. 道路部

項目		頁
1. 狭あい道路拡幅整備事業		
意見	①狭あい道路拡幅整備事業実施にあたっての目標設定	101
	②隅切用地に対する奨励金支払対象者の再検討	101
	③助成金算定上の見積額の妥当性の検証	102
	④狭あい道路拡幅整備助成金交付申請書の提出と助成金決定の年度相違の取扱い	102
	⑤実勢価額の助成金交付額への反映	102

IV. 都市づくり部

項目		頁
1. 耐震改修促進計画事業		
意見	①特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修助成金の申請書類の確認	104
	②啓開道路沿道建築物耐震改修	104
2. 住宅耐震促進事業		
意見	①木造住宅精密耐震診断事業助成金の申請書類	107
	②消費税仕入税額控除確認書の検証	108
	③分譲マンション耐震化促進アドバイザー助成金の周知	108
	④木造住宅耐震化啓発業務における委託単価	108

第5 監査の結果及び意見

I. 防災安全部

1. 地域防災計画見直し事業

(1) 概要

① 事業内容

災害対策基本法で各自治体が定めることとされている地域防災計画の見直しを行う事業である。地域防災計画は毎年見直さなければならないとされている(災害対策基本法第42条第1項)。

平成28年度の決算額は10,613千円である。同決算額の内訳は次表のとおりであり、このうちの8,610千円は、SOMPO リスケアマネジメント㈱に対する「町田市地域防災計画及び町田市国民保護計画修正業務委託」である。この他には、「町田市地域防災計画本編印刷」や「災害時職員行動マニュアル印刷」が計上されている。

今回の監査では、このうち、「町田市地域防災計画及び町田市国民保護計画修正業務委託」8,610千円を検討した。

表 18 地域防災計画見直し事業費の内訳

(単位：千円)

項目	金額	摘要
町田市地域防災計画及び町田市国民保護計画修正業務委託	8,610	SOMPO リスケアマネジメント㈱
町田市地域防災計画本編印刷	689	㈱福川印刷
町田市国民保護計画印刷	354	㈱福川印刷
災害時職員行動マニュアル印刷	279	㈱福川印刷
町田市地域防災計画等(CD-R)印刷	41	㈱福川印刷
町田市地域防災計画資料編印刷	639	㈱福川印刷
合計	10,613	—

② 町田市地域防災計画及び町田市国民保護計画修正業務委託の概要

【契約の状況】

平成28年5月に5者による指名競争入札が行われ、最低価格であったSOMPO リスケアマネジメント㈱が落札している。同社は損害保険ジャパン日本興亜㈱等が所属するSOMPO ホールディングス㈱のグループ会社である。

契約事務について検討を行った。特段の検出事項は無い。

【委託の内容】

業務委託仕様書には次の記載がある。

表 19 町田市地域防災計画及び町田市国民保護計画修正業務委託仕様書の一部抜粋

<p>I 町田市地域防災計画修正</p> <p>1. 目的</p> <p>本業務は、町田市が平成 27 年 2 月に策定した「町田市地域防災計画」の本編及び資料編を改定することを目的とする。</p> <p>受託者は、本業務の実施にあたって、法令はもとより、社会状況や、国及び東京都の計画策定状況、町田市の人的・物的資源の状況、市民意見などを踏まえて課題を整理・分析し、新たな地域防災計画の施策の検討・提案を行うとともに、計画案のとりまとめから策定、市民への周知に至るまでの各種作業工程を全般的に支援するものとする。</p> <p>5. 業務の概要</p> <p>本業務の概要は、次の(1)～(7)のとおりとする。なお、業務内容については目安であり、進捗状況等により、甲乙の協議を経たうえで変更する場合がある。</p> <p>(1) 計画の作成支援</p> <p>①市が提示する「地域防災計画修正のポイント」を基本として、地域防災計画上において修正すべき箇所を整理し、一覧にまとめ市へ提出すること。</p> <p>②その他、上記項目「2. 準拠する法令等」に示す法令との整合性を図るため、地域防災計画上で文言を修正すべき箇所をピックアップし、①と同様、一覧として市へ提示すること。</p> <p>③東京都や他市等の先行自治体の計画・指針等を参照する項目について、市の指示に従い調査を行うこと。</p> <p>(2) 会議の運営支援</p> <p>地域防災計画の修正過程において諮問協議するための各種会議の開催に当たり、会議資料の作成、会議への同席及び運営支援、議事録の作成等の事務を行うこと。(略)。</p> <p>(3) 庁内部署・庁外機関との協議支援</p> <p>担当課が庁内各部署及び庁外関係機関へ行う意見照会に対する回答文書を集約し、計画文中の修正が必要な箇所を一覧としてまとめ、市へ提出すること。</p> <p>(4) パブリックコメントの実施支援</p> <p>市が行うパブリックコメントの実施に際し、市民へ提示するパブリックコメント案の作成、寄せられた意見の電子データ化、分類・集計等の作業を支援すること。(略)。</p> <p>(5) 計画書の作成</p> <p>地域防災計画(本編・資料編・概要版)について、取りまとめる際、必要となる文章編集・校正のほか、計画書又は新旧対照表等の電子データ作成を行うこと。</p> <p>(6) 計画作成過程における市民への周知の支援</p> <p>計画の策定過程又は完了時において、市民への周知を行う広報の原稿データを作成すること。</p> <p>(7) 災害時職員行動マニュアルの作成</p> <p>修正された計画に基づき、既存の災害時職員行動マニュアル(町田市職員用)を編集すること。なお、基となる電子データは市より提示することとする。</p>

③ 地域防災計画の重要性と市の関係

地域防災計画は市の防災計画の根幹をなすものであり、また同計画は、防災に向けた市の人的・物的・財源的な観点から、市職員のみならず、市民、旅行者等一時的に市内に滞在する者との関係から総合的に判断され、策定される重要な計画である。

このことから、地域防災計画は市の実情を十分に把握した者が深く関与し、策定されるべきものであると考える。

そこで、本件の委託契約であるが、その仕様書には、まず、「1. 目的」において、「受託者は、本業務の実施にあたって、法令はもとより、社会状況や、国及び東京都の計画策定状況、町田市の人的・物的資源の状況、市民意見などを踏まえて課題を整理・分析し、新たな地域防災計画の施策の検討・提案を行うとともに、計画案のとりまとめから策定、市民への周知に至るまでの各種作業工程を全般的に支援するものとする。」とある。

また、「5. 業務の概要」において、「(1) 計画の作成支援①市が提示する「地域防災計画修正のポイント」を基本として、地域防災計画上において修正すべき箇所を整理し、一覧にまとめ市へ提出すること。②その他、上記項目「2. 準拠する法令等」に示す法令との整合性を図るため、地域防災計画上で文言を修正すべき箇所をピックアップし、①と同様、一覧として市へ提示すること。③東京都や他市等の先行自治体の計画・指針等を参照する項目について、市の指示に従い調査を行うこと。」と記載されている。

この仕様書の記載内容からは、本委託契約を利用することにより、市の関与がほとんど無くても、地域防災計画の修正箇所の洗い出しから、修正、防災会議の運営、関係者との協議、市組織内の調整が可能であると読み取ることから、現状の市の事務を確認した。

④ 委託業務仕様書と市の事務の関係

まず、委託業務仕様書にある「5. 業務の概要(1) 計画の作成支援①市が提示する「地域防災計画修正のポイント」の「地域防災計画修正のポイント」を入手し、検討した。

次に、委託業務仕様書にある「(3) 庁内部署・庁外機関との協議支援 担当課が庁内各部署及び庁外関係機関へ行う意見照会に対する回答文書」の回答文書の入手、及び照会業務の概要をヒアリングにより、それぞれ確認した。

次に、防災課職員へのヒアリングを実施し、地域防災計画の位置づけの認識と関与の程度を確認した。

上記手続きからは、市の事務の具体性・積極性が十分に見受けられることから、現状、一定の市の関与が認められるものであると判断した。

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項は無い。

(3) 監査の意見

① 地域防災計画修正業務委託仕様書の記載及び市の事務の明確化【意見】

地域防災計画は市の防災計画の根幹であり、十分に市の実情を把握した市職員の関与が大いに期待される場所である。また、市民の意見や、議会等関係機関からの意見についても十分に検討されるべきものであると考える。意見については、市民のパブリックコメント等での意見や、市議会の一般質問における防災関連質問に多くの事例がある。

その一方で、委託仕様書によると、地域防災計画修正に関してかなりの程度、受託者に依存することも可能な内容となっており、市の関与の形骸化、希薄化が懸念される。

今回の監査では、現状、市が主導的に修正業務を実施したものと認められると判断したが、今後の長期的な行政の継続性の観点から、次の点を要望したい。

受託業者は新宿区に本店を置く一事業者であり、この者に限らないがビジネスとして請け負っている側面があることも否めず、常日頃から町田市への愛着と情熱をもつ市職員、議員、市民に比べて、視点が異なってくることも懸念される。確かに外部業者を入れることで、他自治体比較、あるいは過去の類似事例との対比により有益な意見を聴取することも期待できるが、その依存の程度には十分な注意が必要であると考えます。

このため、地域防災計画に関する市の業務と、委託しうる範囲について検討を行い、必要以上の委託が生じないよう、委託仕様書の見直しと市の事務の整理・明確化を行われたい。

2. 防災普及事業

(1) 概要

① 事業内容

防災普及活動を行う事業である。総合防災訓練や水防訓練に関する設営費、消火器等購入費が計上されている。

平成 28 年度の決算額は 6,996 千円である。

平成 28 年度町田市総合防災訓練会場設営委託(2,730 千円)、平成 28 年度街頭消火器等購入(1,869 千円)等が計上されている。

今回の監査では、このうち、平成 28 年度町田市総合防災訓練会場設営委託(2,730 千円)、平成 28 年度街頭消火器等購入(1,869 千円)を検討するとともに、総合防災訓練の視察を行い、総合防災訓練実施状況を確認するとともに、活動全般について検討した。

② 契約事務

平成 28 年度町田市総合防災訓練会場設営委託(2,730 千円)、平成 28 年度街頭消火器等購入(1,869 千円)の契約事務について検討を行った。

【契約の状況(総合防災訓練会場設営委託)】

平成 28 年 8 月に 7 者による指名競争入札が行われ(うち 1 者辞退、うち 1 者不参加)、最低価格の者が落札している。

【契約の状況(街頭消火器購入)】

平成 28 年 5 月に 5 者による指名競争入札が行われ、最低価格の者が落札している。契約事務について検討を行ったところ、特段の検出事項は無い。

③ 防災訓練の目的

防災訓練の目的は、「防災関係機関の災害発生時の応急対策に関する検証・確認と住民の防災意識の高揚である(中央防災会議 総合防災訓練大綱より)。

④ 総合防災訓練の過去の実施状況

市は大きく 5 地域に分けられるが、過去、5 地域を巡回するように総合防災訓練が実施されている。

表 20 総合防災訓練の過去の実施状況

実施日	メイン会場	地域名	備考
平成 24 年 8 月 26 日	小山中学校	堺地域	—
平成 25 年 8 月 25 日	鶴間公園	南地域	—
平成 26 年 8 月 31 日	芹ヶ谷公園	町田地域	—
平成 27 年 8 月 30 日	三輪中央公園	鶴川地域	—
平成 28 年 8 月 28 日	忠生公園	忠生地域	—
平成 29 年 8 月 27 日	相原中央公園	堺地域	今回視察

⑤ 総合防災訓練の視察

平成29年度に市が実施した総合防災訓練(平成29年8月27日実施、於:堺地域)の視察を行った。訓練は市の北西部堺地域にある相原中央公園をメイン会場として開催された。視察は同公園の他、堺市民センター、相原小学校で行った。

表 21 総合防災訓練の視察概要(平成29年8月27日(日)午前9時~午前11時30分実施)

視察場所	視察訓練内容	視察実施者
堺市民センター	情報伝達訓練(市職員) 情報収集活動訓練(市職員) 帰宅困難者対策訓練(市職員、困難者役は市民)	辰巳(監査人) 山口(補助者)
相原小学校	医療救護訓練(医師、歯科医師、薬剤師、市職員、患者役は市民) 応急給水訓練(消防指導による市民参加型)	
相原中央公園	炊き出し訓練(市職員、市民) 震災対応演習(自衛隊、警察、消防、消防団、市民)	

次図の左は、帰宅困難者対策訓練の様子である。市職員が対応訓練を行っている。この他、市民センターと本庁舎との無線を用いた情報伝達訓練、情報収集活動訓練が行われた。次図の右は、医療救護訓練の様子である。患者役の市民に対して、医師・歯科医師・薬剤師・市職員が対応訓練を行っている。市職員と医師・歯科医師・薬剤師・関連団体との連携確認訓練等も併せて行われた。



図 5 総合防災訓練の様子(その1) 左:帰宅困難者対策 右:医療救護 (監査人撮影)

次図の左は応急給水訓練の様子である。東京都水道局職員が消火栓を開ける準備をしている。断水時に応急給水用資機材を用いて消火栓からの応急給水を行う訓練である。消火栓のふたは非常に重く、また、消火栓には水圧がかかっている等、注意を要する旨の説明があり、多数の市民がこの周りで傍聴している。

次図の右は震災対応訓練の様子である。会場では倒壊家屋からの救出訓練の他、消防団による消火活動訓練、救助犬による捜索訓練等、自衛隊、警察、消防、消防団の演習を中心に訓練が行われていた。



図 6 総合防災訓練の様子(その2) 左:応急給水訓練 右:震災対応訓練 (監査人撮影)

⑥ 市の総合防災訓練の特色

上述のとおり、市の総合防災訓練の内容は、市職員や関係機関による訓練・演習が多く、現地視察においても市民が主体役として参加する訓練は少ない印象を受けた。

この点、市に確認したところ、総合防災訓練は従来から、各関係機関との連携確認と、その連携状況を市民に確認してもらう機会の提供という、今回と同様の位置づけで行っているとのことであった。

そこで、市民の防災訓練状況について確認を行った。

⑦ 市民の防災訓練の実施状況

市が主催する上記の総合防災訓練の他に、市民で構成される自主防災組織(町内会・自治会)が主催して実施する防災訓練がある。市民はこの訓練にも自主参加して訓練を行っている。現状、玉川学園町内会・小川自治会などインターネット等で訓練の参加呼びかけと実施状況の開示を行っている等、活発に行われているようである。



図 7 自主防災組織(町内会・自治会)が主催して行う防災訓練の例 (玉川学園町内会 HP より)
市民の積極的な参加がうかがえる。



図 8 自主防災組織(町内会・自治会)が主催して行う防災訓練の例 (小川自治会 HP より)
消火訓練と、煙体験が行われている様子が見える。

⑧ 市民の防災訓練と市の関係

自主防災組織(町内会・自治会)で行う防災訓練には、市の総合防災訓練と同日に訓練を行う場合と、別の日に行う場合がある。訓練内容については自主防災組織の自主性に委ねられている。

この自主防災組織が主催して実施する防災訓練の実施時期、訓練内容について個別、事前に、市がアドバイスすることは自主性への配慮もあり通常行っていないが、自主防災組織から問い合わせがあれば、防災課の職員がアドバイスを行っている。

また、この訓練について、当日、市担当者が視察等を実施することは通常行っていないが、避難施設開設訓練を行う際には避難施設関係者連絡会の一員(連絡会構成員:職員・自主防災組織員・学校教職員。)として参加するとともに、訓練内容について事前に相談を受けた場合には、視察や相談対応等を実施している。

⑨ 自主防災組織の防災訓練の手続き

自主防災組織が防災訓練を行う際には、市と消防署に対して申請を行うことになっている。市に対しては「町田市総合防災訓練実施計画書」(総合防災訓練と同日に行う場合)または「防災訓練(起震車使用)等申請書」(総合防災訓練とは別に行う場合)が提出されることとなる。

この申請書には、防災訓練内容として、消防署員や消防団員の派遣の可否に関する内容があり、市が取りまとめを行っている消防団への連絡を市が行うこととなっていること等から、市に申請を行ってもらうことで、消防団との取次が円滑になる。なお、消防署員の派遣については、自主防災組織が行う消防署への申請と消防署での判断に委ねられる。

⑩ 自主防災組織の防災訓練に関する市の認識状況

自主防災組織の防災訓練については、上述のとおり各地で自主的に行われており、訓練内容は自主防災組織の自主性に委ねられているが、各地で行われている訓練がどのように行われているかを把握しておくことは、市の防災戦略上不可欠であると考え。

市が市民の防災訓練に関して情報を得る機会としては、視察や聞き取りの他に、上述の防災訓練申請書を収集・集計していくことが考えられるが、現状、視察や聞き取りは通常業務の中では行われていない。申請書記載内容の収集・集計については、昨年度の途中から電子化し、今後、活用していきたいとのことであった。

⑪ 自治体が行う訓練に関する他の自治体の事例

自治体が行う訓練に関する他の自治体の事例を記載すると、平成 27 年度に川崎市幸区自主防災連絡協議会・幸区役所が主催して行った防災訓練では、消火活動や救命活動、煙体験施設として樹脂素材で組み立てられた建屋内(内部は簡易な仕切りにより一本道ではあるが若干迷路状にされた人体に影響のない煙で満たされた建屋。)を通過させて煙体験をさせるコーナー、消防隊員によるはしご車によるレスキュー活動実演等が行われており、実際の災害時に役立つ知識を市民と共有していきたいという姿勢が見られた。

なお、この川崎市幸区の訓練内容は、町田市内において鶴川第二小学校(文部科学省により研究開発学校に選ばれ防災教育にも力を入れている。)でもほぼ同様の訓練が行われている。

同校では、東京都職員である教員も訓練の内容を十分に把握しており、例えばマンホールトイレの仕組みと同校の設置状況の参加者説明を教員が行っている等、地域と学校とが一体となって防災活動に取り組んでいることがうかがえる。

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項は無い。

(3) 監査の意見

① 自主防災組織による防災訓練と市の関係(訓練参加機会の拡充)【意見】

市民においては、例えば消火器の使用訓練の有無は、非常時において大きな差を生じさせるものとする。また、必ずしも生涯を町田市内で過ごすとは限らず、災害が起りやすい地域への旅行、出張、転出も考えられる。加えて、特に幼少期における各種の体験や教訓は、将来の糧として重要であるとする。このため、防災訓練の機会の提供は重要であるとする。

自主防災組織ごとに人員や立地の事情等が様々であることから、自主防災組織による防災訓練では実施が難しいものについては、市が行う総合防災訓練に盛り込む等、広く市民が体験できる防災訓練のあり方について検討されたい。

なお現状、市の総合防災訓練では防災フェアとして煙体験・はしご車への搭乗体験・水消火器訓練が行われているが、今後とも随時必要な訓練の拡充を図られたい。

② 自主防災組織による防災訓練と市の関係(情報収集)【意見】

市民の防災訓練については各地で自主的に行われており、自主防災組織の自主性に委ねられているが、各地で行われている訓練がどのように行われているかを把握しておくことは、市の防災戦略上不可欠であるとする。

自主防災組織が防災訓練を行う際に市に提出する申請書を情報収集源のひとつとして活用することを求めたい。

③ 自主防災組織による防災訓練の事例紹介【意見】

鶴川第二小学校における充実した防災活動は、自主防災組織の事例として活用すべき点が多いと思われる。この例に限らず、例えば、地域の特色が現れた訓練や地域の実情に応じて無理のない範囲で開催された訓練や参加しやすい訓練を紹介していくことも、広く機会を提供するという観点からは、必要と考えられる。

各地の自主防災組織の訓練内容の把握と紹介を行うことで、自主防災組織の無理のない範囲での継続的な防災活動につなげられたい。

3. ハザードマップ作成事業

(1) 概要

① 事業内容

洪水ハザードマップ・土砂災害ハザードマップを作成する事業である。

洪水ハザードマップ・土砂災害ハザードマップの作成業務委託料が計上されている。

平成 28 年度の決算額は 2,728 千円である。

今回監査では、このうち、町田市土砂災害ハザードマップ作成業務委託 1,479 千円の契約事務を検討するとともに、ハザードマップ作成事業の有効性について検討した。

表 22 ハザードマップ作成事業費の内訳

(単位:千円)

項目	金額	摘要
町田市土砂災害ハザードマップ作成業務委託	1,479	(株)東京地図研究社
町田市土砂災害ハザードマップ指定区域全戸配布業務委託 (鶴川地区)	420	(株)小平広告
平成 28 年度町田市洪水ハザードマップ修正、増刷委託	429	国土地図(株)
平成 28 年度町田市洪水ハザードマップ修正シール印刷及び シール貼付業務委託	399	国土地図(株)
合計	2,728	

② 土砂災害ハザードマップ作成業務委託

【契約の状況】

平成 28 年 5 月に 5 者による指名競争入札が行われ、最低価格であった(株)東京地図研究社が落札している。

契約事務について検討を行った。特段の検出事項は無い。

③ 土砂災害ハザードマップ

災害予測情報(土砂災害警戒区域等)については、土砂災害防止法(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)に基づき、東京都が基礎調査、区域指定を行い、公示をしている。市は、その公示情報を基にハザードマップを作成している。地図上への落とし込みについては、次表のとおり委託している。

表 23 土砂災害ハザードマップの地図上への落とし込み委託状況

(単位:千円)

年度	対象地区	金額	契約先	摘要
平成 25	凶師・野津田	1,312	(株)東京地図研究社	—
平成 26	忠生	1,047	(株)東京地図研究社	—
平成 27	相原・小山	933	(株)武揚堂	—
平成 28	鶴川	1,479	(株)東京地図研究社	今回監査対象(監査結果は上述。)
平成 29	小野路・三輪	1,544	(株)東京地図研究社	—

作成された土砂災害ハザードマップは印刷され、関係する地区住民に配布されるとともに、市庁舎・各市民センター等でも配布している。また、市 HP にも同ハザードマップが掲

載され閲覧可能となっている。

次図の左は町田市土砂災害ハザードマップの相原地区のものであるが、黄色で着色されている部分が警戒区域、赤褐色で着色されている部分が特別警戒区域である。なお、図には赤系統で着色された国道等の幹線道路が合わせて表示されている。詳しくは市HPを参照されたい。

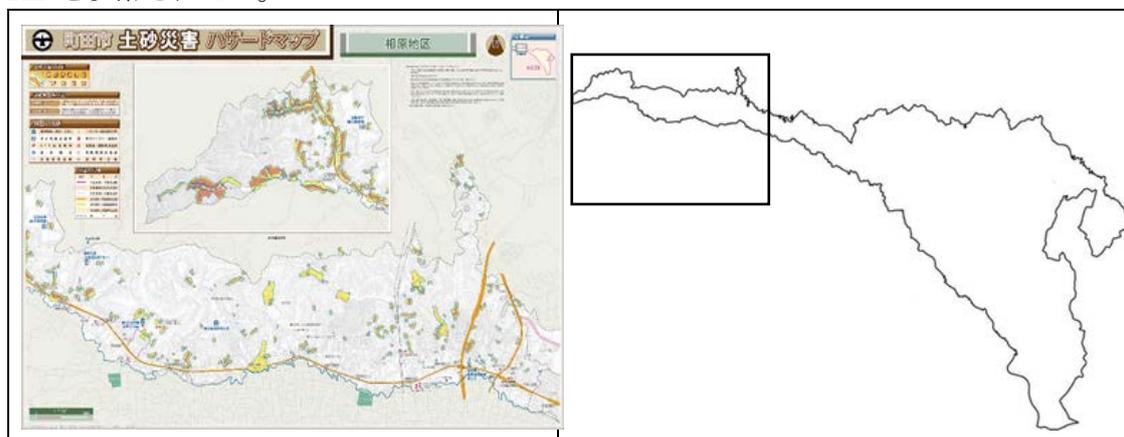


図 9 町田市土砂災害ハザードマップの一部(左)と市概略図(右)

<https://www.city.machida.tokyo.jp/kurashi/bouhan/bousai/bousaitaisaku/sonae/dosya.html>

④ 土砂災害警戒区域等の指定状況

東京都はこれまでに10,676 か所以上の土砂災害警戒区域の指定を行っている。また、平成 29 年 3 月にも新たに 973 か所の指定を行った。

このうち、町田市については、平成 29 年 3 月に新たに 428 か所(内、特別警戒区域 398 か所)の指定を受け、この指定も含めて累計で、1,465 か所(内、特別警戒区域 1,364 か所)の指定を受けた。この指定数は東京都全体の 13.7%(=1,465÷10,676)である。

表 24 東京都の土砂災害警戒区域等の指定状況(平成 29 年 3 月 13 日指定分)

区市町村	八王子	町田	他	合計
警戒区域	463	428	82	973
内、特別警戒区域	297	398	65	760

(東京都建設局 HP より作成)

表 25 東京都の土砂災害警戒区域等の指定状況(これまでの累計。上表分含む)

区市町村	八王子	町田	青梅	檜原	奥多摩	あきる野	日の出	他	合計
警戒区域	3,567	1,465	1,453	931	889	778	669	924	10,676
内、特別警戒区域	3,174	1,364	1,380	0	0	740	629	836	8,123

(東京都建設局 HP より作成)

⑤ 洪水ハザードマップ

災害予測情報(浸水予想区域)については、東京都が公表した浸水予想区域図(平成17年:境川流域、平成19年:鶴見川流域)を都市型水害対策連絡会が統合して作成したものを基にハザードマップを作成している。地図上への落とし込みについては、次表のとおり委託している。なお本件は、監査対象年度の範囲外であることから、本件は情報収集のみとし、監査は行っていない。

表 26 洪水ハザードマップの地図上への落とし込み委託状況
(単位:千円)

年度	金額	契約先
平成20	9,355	国土地図院

次図の左は、実際の町田市洪水ハザードマップを監査人が撮影したものである。左上から右下にかけて、紫色で着色されている部分は、境川流域である。また、上方を左右に横切るように水色で着色されている部分は、鶴見川流域である。紫色は、浸水時想定水深2m以上、水色は、同1m～2mである。

この洪水ハザードマップは、過去実際に発生した東海豪雨(平成12年9月)の総雨量589mm、時間最大雨量114mmを基礎として、平成17年7月に境川流域、平成19年10月に鶴見川流域について東京都建設局河川部より公表された浸水予想区域図を統合して作成したものである。

境川流域が鶴見川流域に対して予想浸水が広く深いのは、境川自体、相模湾に達する下流においても川幅が鶴見川ほどには広がっていないこと等によるものとされている。

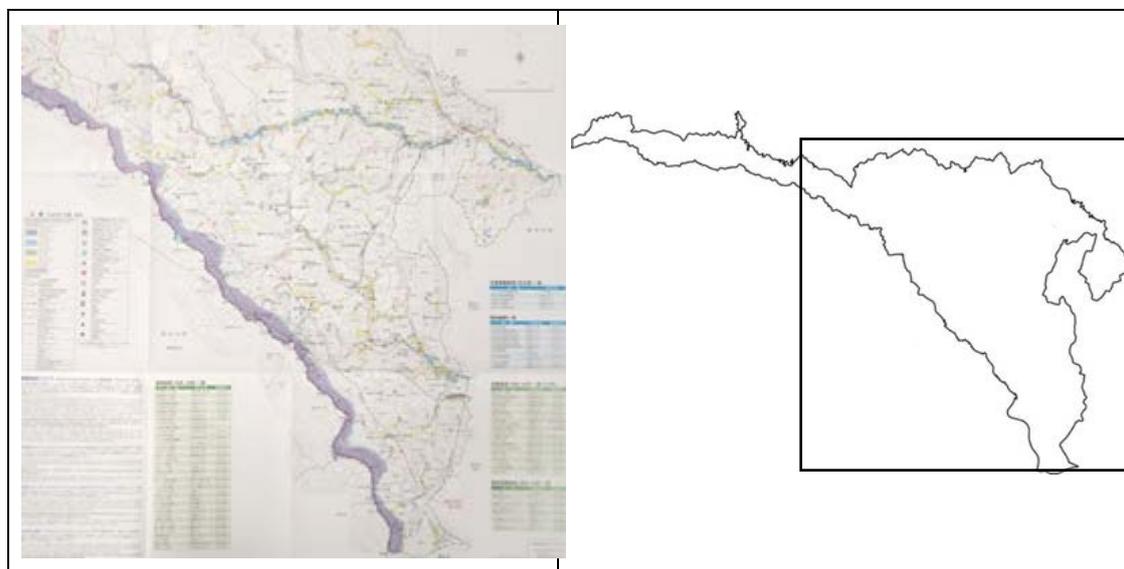


図 10 町田市洪水ハザードマップの一部(左)と市概略図(右)

(左は実際の町田市洪水ハザードマップの一部を監査人が撮影したものの。)

<https://www.city.machida.tokyo.jp/kurashi/bouhan/bousai/bousaitaisaku/suigai taisaku/kouzui.html>

⑥ 土砂災害警戒区域等の指定・洪水予想区域の指定と住民説明会

土砂災害警戒区域等の指定、及び、洪水予想区域の指定は東京都が行うものであり、当該指定についての住民説明会は東京都が主催者として開催される。

⑦ 地域防災計画における土砂災害時の土砂・竹木等の除去

土砂災害が生じた場合に土砂・竹木等を除去する必要があることがあるが、このことについては、地域防災計画に記載がある。

以下に該当箇所の一部を記載する。原則、個人負担となっている。

表 27 町田市地域防災計画 土砂災害危険箇所対策の一部抜粋

<p>第10節 土砂災害危険箇所対策</p> <p>第3 土砂・竹木等の除去(土木班)</p> <p>1. 住居</p> <p><u>災害によって運ばれた土石・竹木等の障害物の処理については、個人が行うものであるが、日常生活に著しく支障を及ぼす場合、また、さらに被害を及ぼす恐れがある場合、市はそれらを除去する。</u></p> <p>(1)実施の決定</p> <p>災害救助法に基づき知事が除去に着手したときは、市は補助機関として実施に協力する。また、知事から委任された場合は、市が除去する。ただし、災害の事態が急迫し、災害救助法に基づく(知事による)実施を待つことができない時は、市が除去に着手する。その際、実施状況を都知事に報告するとともに、その後の処理について知事の指示を受けるものとする。</p> <p>(2)対象者</p> <p>応急除去の対象者は、次の基準に該当するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができないもの(生活保護法の被保護者、要保護者及び特定の財産を持たない失業者等) ・居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分に、障害となるものが運び込まれているか又は敷地等に運び込まれているため、家への出入りが困難な状態にある場合 ・当面の日常生活が営めない状態にある場合(別宅等で営める場合は対象外) ・半壊または床上浸水したものであること(全壊、流失、床下浸水の住家は対象とならない) ・原則として、災害救助法適用の原因となった災害によって住家が直接被害を受けたもの

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項は無い。

(3) 監査の意見

① 土砂災害に対する市の役割についての住民への周知【意見】

土砂災害警戒区域等の指定は東京都が行うものであり、当該指定についての住民説明会は東京都が主催者として開催することから、市としては東京都担当者の隣に同席することにとどまり、「市の役割」についての説明資料の市からの配布は行わず、また、市からの説明も、仮に質疑があればそれに対して答える形で行っている。

しかしながら、実際に土砂災害が生じた場合に土砂・竹木等を除去する必要があることがあるが、地域防災計画では原則として個人負担で除去することとなっていることから、市は当該計画を、明示的に関係住民に周知することが望ましい。これにより、安全面への対処等様々な備えの啓発が期待できると思われる。事象が発生してから、「初めて知った、知らなかった。」といったことが生じないように、市の役割と、個々人に委ねられることとなる役割、この役割と日常の備えや将来の行動判断の関係を住民とも共有し、防災・減災につなげていくことが望ましい。

土砂災害が生じた場合の、市の役割と個々人に委ねられることとなる役割について、土砂災害警戒区域等の指定に関する住民説明会の際に周知する、あるいは、別に機会を設けて周知する等、関係住民への周知方法のあり方を見直されたい。

4. 常備消防費

(1) 常備消防都委託

常備消防機関とは、市町村に設置された消防本部及び消防署のことであり、専任の職員が勤務している。市では、消防に関する事務のうち常備消防については消防事務の委託に関する規約により、東京都に委託することとなっている。その上で、東京都と消防事務の委託に関する附属協定書を締結している。

常備消防に要する費用については、平成 28 年度消防委託事務の管理に要する経費負担に関する協定書により、東京都における平成 28 年度消防費基準財政需要額委託事務分を東京都に常備消防を委託している各市町村の人口に応じて負担することとなっている。

市における常備消防都委託費の推移は以下のとおりである。

表 28 常備消防都委託料

(単位:千円)

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
決算額	4,320,545	4,314,138	4,316,721

また、平成28年度に東京都より報告を受けた町田消防署分に関する支出額は5,064,220千円でありその内訳は以下のとおりである。

表 29 町田消防署分に関する支出額 5,064,220 千円の内訳

(単位:千円)

項目	金額	摘要
人件費	3,783,626	
給与・職員手当等	3,304,075	給料、諸手当
共済費・災害補償費	479,551	共済組合負担金、災害補償基金掛金等
経常的経費	586,427	
旅費	4,611	事務連絡旅費、研修旅費等
需用費	42,925	光熱水費、庁舎維持費等
役務費	13,511	加入電話、消防専用電話料等
委託料	12,976	庁舎設備等点検保守費
使用料及び手数料	2,278	OA 機器賃借料等
工事請負費	6,610	庁舎、待機宿舎修繕等
備品購入費	33,103	事務用備品等
報償費等	19,057	報償金、各種負担金等
活動費	451,352	車両用燃料、被服、通信施設維持管理費
投資的経費	694,166	
庁舎建設費	512,683	庁舎増改築等
車両整備費	181,483	車両及び積載機材等整備
合計	5,064,220	

当年度の町田消防署における支出額のうち、投資的経費は 694,166 千円であり、継続的に発生する常備消防に係る費用は人件費 3,783,626 千円と経常的経費 586,427 千円の合計額である 4,370,053 千円となっている。

市では、翌年度に東京都より消防委託事務の管理に係る収入及び支出明細を入手し、内容を分析することにより常備消防都委託費の妥当性を確かめている。

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項は無い。

(3) 監査の意見

① 基準財政需要額委託事務分の根拠となる事業計画書や財政計画案の検討の必要性【意見】

消防事務の委託に関する附属協定書第 5 条では、「委託事務に要する経費の額は、乙が作成する見積書(事業計画案及び財政計画案その他参考とする資料)に基き、毎会計年度開始前 3 月前までに甲(町田市)及び乙(東京都)の長が協議のうえ、決定する」こととしている。一方で、現在市が東京都から入手しているのは、消防費の基準財政需要額委託事務分の総額及び分担額となっており、実際には東京都多摩地区消防運営協議会において、東京都と市長及び市議会議長がその内容を確認する運用となっている。

市は、協定で定められた基準財政需要額委託事務分の根拠となる事業計画書や財政計画案等について、市民等から求められた場合に説明できるように東京都と協議をしておく必要があると考える。

5. 消防団運営事業

(1) 消防団の目的、内容及び成果

① 消防団の概要

町田市消防団は消防組織法により制定されている「町田市消防団に関する条例」により設置されている。消防団は非常勤の特別職公務員であり、消防団長は市長により任命され、各消防団員は市長の承認を得て消防団長より任命される。消防団員は消防署からの出動要請により服務するものとされ、出動の要請がなくても、水火災の発生その他非常災害等の発生を知ったときは、直ちに出動し、服務しなければならないとされている。

町田市消防団の組織は団長、副団長、本部補佐の下に、旧町田町、旧南村、旧鶴川村、旧忠生村、旧堺村の地域ごとに第1分団から第5分団までで構成され、更に地区ごとに部に分かれ、第1部から多い地域では第10部までの計36部となっている。消防団の募集活動は主に市の広報誌やホームページによっている。また、分団や部によってはチラシを配布して募集している場合もあり、実際に入団する消防団員は「ロコミ」による場合が多いとのことである。

② 町田市消防団の組織図

次図に町田市消防団の組織図を示す。



(注) 第3分団は第2部を除く

図 11 町田市消防団組織図

③消防団の定員と女性消防団員によるヴィーナス隊の発足

消防団の定員は町田市消防団に関する条例により 660 名と定められている。消防団員は旧町村合併当時、男性消防団員のみ 1,000 人以上であったが、合併後は人口等を勘案し、当時の適正な消防団員の規模として 630 人の定員となった。その後、日中の水火災等に対応できる自営業者や市内勤務者の減少、平成 7 年の阪神・淡路大震災による救護活動や事前の防火活動の必要性の再認識により、比較的日中在宅率の高い女性の活躍が期待されたことにより、平成 11 年より女性消防団員の募集を積極的に始めた。この他本部付け団員の増加の必要性があったことから、消防団員の定員は 660 名に増加した。これにより平成 29 年 3 月 31 日までに 15 名の女性消防団員の入団があり、消防団において女性消防団員の在り方を検討した結果、各部に配属させることはせず本部付けのヴィーナス隊として発足させている。

平成 29 年 3 月 31 日現在の町田市消防団の実員数は 568 人であり、条例定員 660 人に対する充足率は 82.6%である。

④町田市消防団運営費

消防団運営費の内訳と推移は以下のとおりである。

表 30 町田市消防団運営費

(単位:千円)

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
消防団運営費交付金	5,616	5,581	5,525
消防団報酬	63,664	65,018	62,822
水火災出動費	16,381	14,355	16,282
報償費	5,027	4,909	4,395
東京市町村総合事務組合消防運営負担金	16,915	16,915	16,954
その他	27,687	22,798	13,702
合計	135,290	129,576	119,680

⑤町田市消防団員の報酬

消防団員の報酬は町田市消防団に関する条例に定められており、各職務に応じた報酬額の年額を二分し、9 月と翌年 3 月に支給している。

表 31 町田市消防団員の報酬 (町田市消防団に関する条例)

職名	報酬額	職名	報酬額
団長	年額 365,000 円	副分団長	年額 140,600 円
副団長	年額 270,000 円	部長	年額 117,800 円

本部補佐	年額 206,000 円	副部長・班長	年額 107,000 円				
分団長	年額 185,000 円	団員	年額 103,000 円				
水火災等の場合		1回につき 3,200 円					
道賃	船賃	航空賃	車賃	日当		宿泊料	食卓料
				宿泊を要しない出張	宿泊を要する出張		
一般職の職員と同額	1等	実費	実費	2,000 円	2,800 円	14,700 円	2,000 円

⑥町田市消防団の人数と水火災出動回数

平成28年度の消防団員の定員数、実員数、充足率及び水火災出動回数は以下のとおりである。1人当たり水火災出動回数は分団により差がある。

表 32 町田市消防団の人数と水火災出動回数(平成28年度)

区分	定員数	実員数	充足率	演習訓練		水火災出動回数	
				年間延べ	1人当たり	年間延べ	1人当たり
本部	7人	7人	100.0%	35人	5回	90回	13回
ヴェーナス隊	—	15人	—	99人	7回	29回	2回
第1分団	96人	67人	69.7%	372人	6回	803回	12回
第2分団	133人	114人	85.7%	540人	5回	645回	6回
第3分団	155人	142人	91.6%	722人	5回	1,075回	8回
第4分団	138人	127人	92.0%	935人	7回	1,939回	15回
第5分団	104人	96人	92.3%	662人	7回	497回	5回
合計		568人	—	3,365人	6回	5,078回	9回

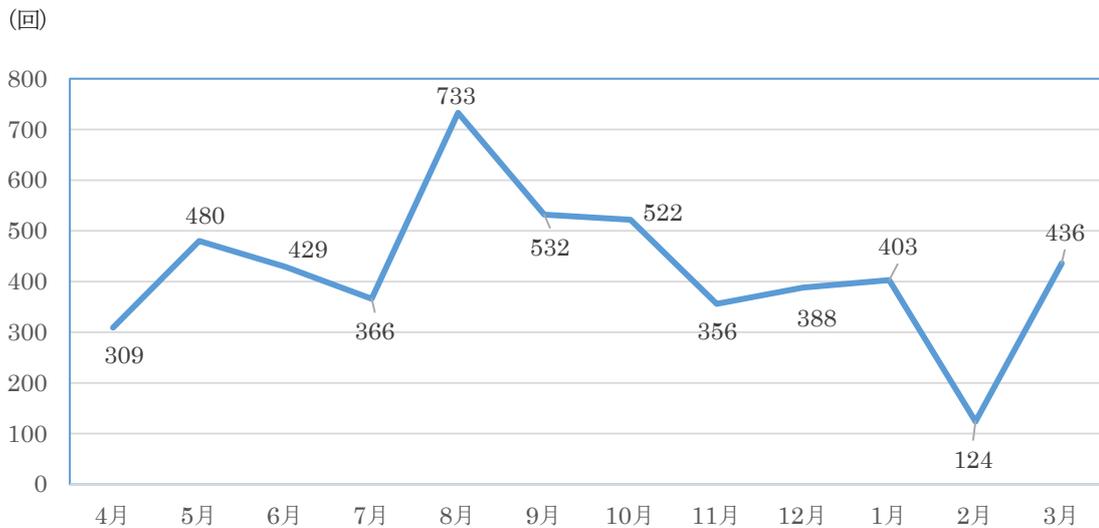


図 12 町田市消防団の人数と水火災出動回数(平成28年度)

⑦町田市消防団運営費交付金

市では町田市消防団運営費等交付要綱により、町田市消防団本部、分団本部及び部に対して、運営等に必要な経費の一部を町田市消防団運営費等として交付している。市の消防団に対する支出は以下のとおりである。

表 33 町田市消防団運営費交付金算定基準

交付先	交付内容	交付金額
本部	運営費	299,000 円 (250,000 円+団本部員 7 人×7,000 円)
		団本部付(ヴェーナス隊)団員数×7,000 円
	歳末特別警戒費	団本部 8,500 円
分団本部	運営費	105,000 円 (70,000 円+分団本部員 5 人×7,000 円)
	歳末特別警戒費	7,500 円
部	運営費	25,000 円+団員数×7,000 円
	歳末特別警戒費	6,000 円

運営費等の交付を受けた団長等は、当該年度終了後速やかに実績報告書を市長に提出しなければならない。

⑧町田市消防団協力事業所表示制度

市では、町田市消防団に積極的に協力している事業所その他の団体に対し、消防団協力事業所表示証を交付することにより、消防防災体制の充実強化を図っている。町田市消防団協力事業所表示制度の認定基準は以下のとおりである。

○従業員が消防団の団員として相当数入団している事業所

- 従業員の消防団の出の活動について積極的に配慮している事業所等
- 災害時等に資機材等を提供する等消防団に協力している事業所等
- 上記の他、消防団に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与していると市長が認める事業所等

また、表示期間は認定の日から2年間であるが、消防団協力事業所が総務省消防庁消防団協力事業所表示証の交付を受けた場合は、表示証の有効期間は当該表示証の交付を受けた日から2年間となっている。

(2) 監査の結果**① 水火災等出勤費の支払時期【結果】**

町田市消防団に関する条例第 14 条では、水火災等の職務に従事した費用弁償は、その出勤数に応じ翌月支給すると定めている。しかし、平成 28 年度の水火災等出勤費の中で翌月に支給された事例は見当たらなかった。水火災等出勤費の支払いは条例に定められた翌月ではなく、実際にはほとんどが翌々月、最も遅い 11 月は 3 か月後に市から消防団に支払われている。

市は、消防団に対し適切に支払いを行う必要がある。

平成 28 年 6 月、11 月と 12 月分の水火災等出勤費が振り込まれるまでの事務手続きは以下のとおりである。

表 34 水火災等出勤費の振込事務日程

区分	6 月出勤分	11 月出勤分	12 月出勤分
消防団事務局確認日	平成 28 年 8 月 2 日	平成 29 年 1 月 16 日	平成 29 年 2 月 9 日
町田市防災課決裁日	平成 28 年 8 月 2 日	平成 29 年 1 月 16 日	平成 29 年 2 月 9 日
町田市会計課査了日	平成 28 年 8 月 5 日	平成 29 年 2 月 3 日	平成 29 年 2 月 17 日
振込日	平成 28 年 8 月 12 日	平成 29 年 2 月 7 日	平成 29 年 2 月 24 日
支払に要した期間	2 か月	3 か月	2 か月

上記からわかる通り、消防団員が水火災等の職務に従事してから消防団事務局が当該出勤記録を確認するまでに 2 か月が経過していることがわかる。更に 11 月出勤分については防災課における決裁日から会計課が査了するまでに 2 週間以上を要している。市は消防団に対し消防団員の出勤記録の早期提出を求め、条例に定めた期間内に水火災等出勤費の支払いを行う必要がある。また、消防団員は非常勤職員であり日中は各自の職についており、仕事と水火災等出勤の合間を縫って出勤記録を作成していることから、条例に定められた支払期限までに当該記録を提出することが現実的に困難であることも考えられる。このため、実態に即して出勤の翌々月に支給するように条例を改めることも一つの方法である。

② 実績報告書について【結果】

消防団等が作成し、市に提出する実績報告書の現状に、以下 3 点の改善すべき点が見られた。市は消防団等の実績報告書について、適切に管理、指導していく必要がある。

(ア) 適切な実績報告書作成の必要性

消防団本部、各分団及び部の実績報告書を閲覧したところ、予算と決算が全ての項目においてまったく一致している本部、分団、部が過半数である 26 団体あり、実態を反映していると思われる実績報告書を作成していると考えられるのは 3 部のみであった。その他の部については、予算と決算の合計額が一致しており、また、決算額について 1,000 円単位又は 10,000 円単位で端数が生じていない状態であった。また、市が支出した運営費交付金とは異なる金額を運営費交付金として計上しているものもあった。更に通信・事務費について、適切に作成していると思われる団体の決算書では平均 1,500 円程度であ

るのに対し、80,000円と総支出の7割超を通信費が占める団体もあった。

これは、町田市消防団運営費等交付要綱が消防団に提出を求めている実績報告書が市の運営費交付金の使途のみを報告する運用となっていることも一つの要因と考えられる。このため、市は消防団に対し、消防団の活動状況を反映した会計単位ごとの実績報告書を作成するよう指導する必要がある。

表 35 予算と実績がまったく一致している事例

(単位：円)

項目		予算額	決算額	増減額	摘要
収入の部	運営費交付金	95,000	95,000	—	運営費交付金(市より) 95,000
	歳末特別警戒交付金	6,000	6,000	—	歳末特別警戒交付金(市より) 6,000
	繰越金	—	—	—	—
	諸収入	—	—	—	—
	合計	101,000	101,000	—	—
支出の部	研修費	—	—	—	—
	会議費	—	—	—	—
	福利厚生費	—	—	—	—
	歳末特別警戒費	6,000	6,000	—	歳末特別警戒費
	その他の経費	95,000	95,000	—	災害出動時経費 9,000 訓練時経費 6,000 通信・事務・その他 80,000
	合計	101,000	101,000	—	—

表 36 実態を反映していると見受けられる事例

(単位：円)

項目		予算額	決算額	増減額	摘要
収入の部	運営費交付金	144,000	144,000	—	運営費交付金(市より) 144,000
	歳末特別警戒交付金	6,000	6,000	—	歳末特別警戒交付金(市より) 6,000
	繰越金	—	—	—	—
	諸収入	—	—	—	—
	合計	150,000	150,000	—	—
支出の部	研修費	50,000	49,850	△150	視察研修費 49,850
	会議費	8,000	9,050	1,050	会議経費 9,050
	福利厚生費	50,000	48,700	△1,300	歓送迎会費 48,700
	歳末特別警戒費	16,000	15,750	△250	歳末特別警戒費 15,750
	その他の経費	26,000	26,650	650	交際費 5,000 操法訓練時経費 16,850 災害出動時経費 1,540 訓練時経費 2,470 通信・事務・その他 790
	合計	150,000	150,000	—	—

(イ) 報償費及び水火災等出動費の計上の必要性

市では前述のとおり水火災等出動費を出動した消防団員にではなく当該消防団員の所属する分団に支払っている。また、報償費についても同様である。

しかし、市が指定している実績報告書は歳入歳出決算書の形式となっているものの、こ

これらの水火災出動費や報償費が計上されておらず、水火災等出動費や報償費を市が支払った後、消防団においてどのように処理されたのか不明の状態である。

実績報告書は消防団の本部や分団、部における報償費や水火災等出動費を適切に計上し歳入及び歳出に反映させるよう消防団に求める必要がある。

(ウ)実績報告書の審査の必要性

町田市消防団運営費交付金交付要綱では、消防団に対し、運営費等の交付を受けた団長等は当該事業年度終了後速やかに実績報告書を提出しなければならないと定めている。一方、当該要綱では、市は提出を受けるだけで、当該実績報告書の内容を審査することは求めている。

市は消防団運営費交付金が適切に使用されているかどうか、審査をする必要がある。

③ 消防団員に対する報酬等の支給について【結果】

町田市消防団に関する条例第 12 条では、「団員には、別表 1 に定める報酬を支給する。」と定めている。また、同第 13 条では、「団員が水火災等の職務に従事する場合には、別表 2 に定める費用弁償を支給する。」と定めている。

市はこれらについて、事務負担軽減の目的から、団員ではなく、団員の所属する各分団本部に対して支給している。市は各団員から当該支給関係についての委任状を受け取っている。

今回監査において、団員への支給が実際に行われているかを調査したところ、まず、分団本部が市に申請した水火災等出動費の申請書には、出動した団員の受領印欄があるものの、市はその後の団員受領印を確認しておらず、団員に支払われたことを確認することができなかった。また、報酬についても、市は各分団本部が団員に支払っているか否かを確認していない。

条例では、団員に対して支給すると定めていることから、市は本来、団員に支給する必要がある。事務負担軽減の目的から分団本部に対して支給するのであれば、少なくとも各分団本部が団員に対して支払っていることを確認できるようにしておくことが必要である。

(3) 監査の意見

① 消防団第 1 分団の団員確保の必要性【意見】

平成 29 年 3 月 31 日現在の各分団の定員数、実員数と充足率は以下のとおりである。

表 37 消防団充足率

区分	第 1 分団	第 2 分団	第 3 分団	第 4 分団	第 5 分団
定員	96 人	133 人	155 人	138 人	104 人
実員数	67 人	114 人	142 人	127 人	96 人
充足率	69.7%	85.7%	91.6%	92.0%	92.3%

第 3 分団から第 5 分団は充足率が 90%を超えている。一方でもっとも充足率の低い第 1 分団は 69.7%と平均を大きく下回っており、もっとも充足率の高い第 5 分団と比較すると 22.6 ポイントの差がある。とりわけ第 1 分団第 2 部の団員は 7 名であり、役職のある部長、

副部長や班長を除く団員の数は2名となっている。

災害の発生時には他の部等からの応援もあるが、水火災等の時に備えて十分な人員を確保するために、より一層の消防団募集活動を行う必要があると考える。

② ヴィーナス隊の活動の活発化の必要性【意見】

女性消防団員は本部付のヴィーナス隊に所属することとなっている。しかしながら、上述⑥町田市消防団の人数と水火災出動回数にあるとおり、ヴィーナス隊は水火災時の出動実績が1人平均年間2回と他の分団に対して極端に低い。ヴィーナス隊にはポンプ車が配備されておらず放水訓練ができないため、各自の居住地域等における水火災時の伝令や交通整理等の後方支援をすることになっている。また、従来からヴィーナス隊所属の消防団員は他の分団に比して救命講習の普及員となっている者が多いため、町田消防署より、消防団向けの救命講習の講師の依頼や、市のイベントでの防火防災訓練にあたり、ヴィーナス隊による初期消火訓練、応急救護訓練や心肺蘇生体操の実施のために出向を依頼される等により活動を行っている。

市はヴィーナス隊及びヴィーナス隊所属の団員が、より積極的に特色のある活動に力を入れることができるように働きかける必要があると考える。

③ 消防団員の報酬の見直しの必要性【意見】

消防団の報酬は、町田市消防団に関する条例によりその職務に応じて定められているが、当該報酬は長期にわたり見直しがなされていなかった。平成29年9月の条例改正を受けて、平成30年4月適用分から見直されることとなった。

年間の消防団の団員に対する報酬額は62,822千円であり、消防団運営費119,680千円の52.5%を占めている。近隣自治体との比較を行うと、町田市の一人当たり8,381円に対して青梅市は28,938円、稲城市は16,135円となっていることから、一人当たり金額は抑制されているものも見受けられるが、消防団の団数等、規模が大きいことから、総額は大きくなっている。

市は消防団の報酬について近隣自治体等との均衡や報酬基準設定時と現在の水火災等出動回数の変化、地縁団体としての消防団の活動、消防団員の充足率、消防団活動に必要な装備品の経費等、全体のバランスを勘案して、定期的に見直しを行う必要があると考える。

④ 実態にあった予算確保の必要性【意見】

水火災出動費の費用支弁額は当初予算9,600千円で予定出動回数3,000回であったが、決算額は16,281千円で出動回数実績は5,088回と予定よりも1.69倍の予算超過となった。とりわけ8月の出動回数は733回であり、主な要因としては第3分団が1か月で226回、第4分団が289回となっている。これは風水害による管内のパトロールや土手の水溢れのための土のう積等に対応するための出動があったことによる。以下は過去3年間の水火災出動費の費用支弁額と予算の推移である。

表 38 水火災等出動費の予算と実際発生額

(単位:千円)

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
当初予算額	18,173	17,648	9,600
決算額	16,380	14,355	16,281
執行率	90.1%	81.3%	169.5%
出動回数	5,119 回	4,486 回	5,088 回

9,600 千円、出動回数 3,000 回とは、大きな水火災等が 1 回も発生しなかったと仮定した場合の出動費とのことであり、不足分は防災課の契約差金等を充当しているとのことである。また、そもそも消防団の活動は 1 年間市内で大きな水火災等が発生しないことは前提としておらず、消防署から出動要請があった際に予算がないことを理由に出動しないことは認められず、一定数の水火災出動費は発生するものである。

過去の実績により当年度の出動回数はある程度予測が可能であるから、実態にあった予算配当により適切な予算の確保をする必要があると考える。

⑤ 誤報による水火災出動回数の抑制【意見】

市では平成 28 年度に 5,088 回(延べ回数)の水火災等による消防団員の出動が発生している。しかし、その中には誤報も多く含まれているが、消防団員は消防署からの出動要請により出動することが義務付けられ、誤報であると自ら判断して出動しないということは認められない。

このため、誤報による水火災出動回数を抑制し、消防団員の負担を軽減するよう努めることを、市に要望したい。

まずは、誤報による水火災出動回数の統計情報を入手あるいは作成し、傾向の把握を行われない。仮に一定の傾向がある場合には、費用対効果を踏まえつつ、減少に向けた対策の検討を行われない。

⑥ 町田市消防団協力事業所表示制度の活用【意見】

市では、消防防災体制の充実強化を図るため、町田市消防団協力事業所表示制度を導入しているが、平成 21 年度の制度導入以降、消防団協力事業所表示証の交付実績がなく、当該制度の存在意義が低い。これは、従業員が消防団の団員として相当数入団している事業所等、従業員が消防団員であることが前提となっている等の要件があり、該当する事業所が存在しないためであり、今後も該当しそうな事業所がある可能性は低いとのことである。しかし、消防署からの消防団に対する出動要請は平日の日中にもあるため、時間に融通の利く事業主自らが消防団員になっていることがある等の現状においては、事業所全体としてどんなに消防団の活動に積極的に協力していても、要件を充足しない。

その一方で別の認定基準には、消防団に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与していると市長が認める事業所等であれば認定される。

したがって、当該基準において事業主自らが消防団員として積極的に協力している事業所を対象にする等の基準を明確にし、同表示制度における認定については、現実的な充足要件とした運用とすることが望まれる。

⑦町田市消防団に対する交際費の支払いについて【意見】

市では消防団長に対し1か月あたり3万円の交際費を概算払いし、翌月初に精算をしている。平成28年度の交際費の実際発生額は118,000円であり、都消防協議会表彰式の懇親会会費や町田消防少年団入団式の食事会会費等に使われている。

これらの交際費は消防団の活動にあたり必要な経費であると考えられ、支払いの手続きに違法性は認められないが、支払いの明確な基準がない。

支出の公正性及び透明性を確保するため、消防団運営上の必要な経費として、その支出及び公開の取扱基準について必要な事項を定めることが望ましい。

6. 貸与被服等の貸与

(1) 貸与被服等の目的、内容及び成果

市では、消防団員が消防活動を行ううえで必要な被服を貸与している。町田市消防団員被服貸与規程では、貸与品ごとに詳細な貸与期間を定め、団員は退団したときや貸与品の貸与期間が満了したときは直ちに貸与品を返納しなければならないとしている。回収した貸与品は市が処分することとなっている。作業の状況又は貸与品の損耗度により貸与期間を変更する必要があると認められるときは、実情に応じて貸与期間を伸縮することができる」とされている。

また、市では急な要望に応えるために予め少数の貸与品を購入しており、貸与又は購入の都度在庫のチェックをしている。

各貸与品と貸与期間は以下のとおりである。

表 39 貸与品と貸与期間

番号	貸与品		貸与数	貸与期間	摘要
1	帽子	制帽(冬・夏)	各1個	10年	女性及び部長以下の男性は冬夏兼用1個とする。
2		略帽	1個	5年	アポロキャップ
3	制服(冬・夏)		各1組	10年	—
4	活動服(冬・夏)		各1組	5年	—
5	ネクタイ(冬・夏)		各1本	5年	—
6	ベルト	(制服夏)	1本	10年	女性は冬夏兼用とする。
7		(活動服)	1本	5年	—
8	防火服一式		1組	5年	一式とは、ヘルメット、しころ、長靴をいう。
9	ゴム長靴		1足	3年	—
10	ヘルメット		1個	5年	—
11	雨合羽		1着	6年	—
12	消防用編上靴		1足	6年	—
13	作業用手袋		1双	3年	—
14	制服用白手袋		1双	3年	—
15	防寒着		1着	8年	—
16	黒短靴		1足	10年	女性はパンプスとする。
17	機関員用ジャンパー		1着	8年	機関員のみとする。
18	安全ベスト		1着	8年	機関員のみとする。
19	ブラウス(冬・夏)		各1着	5年	女性のみとする。
20	ショルダーバック		1個	10年	女性のみとする。

(2) 監査の結果

① 貸与被服亡失等届の提出の必要性【結果】

町田市消防団員被服貸与規程第6条では、貸与品を亡失又は損傷した時は、貸与被服亡失等届を提出することを求めている。しかし実際には操法訓練中に紛失した階級章についてその他要望書により新たな貸与品が支給されていた。

市は、消防団員に対し貸与品の亡失又は損傷にあたっては貸与被服亡失等届の提出を求める必要がある。

なお、貸与品の損傷が主として訓練中の損傷や摩耗による場合は、劣化による交換と同様、消防団員に帰責性はないことから、貸与被服亡失等届ではなく、通常の要望書により代替品を再貸与することができるように規程を改めることも一つの方法である。

② 貸与品の返納の記録を残す必要性【結果】

町田市消防団員被服貸与規程では、消防団員は退団した時や貸与期間が満了した時は、直ちに貸与品を返納する必要がある。一方、市が作成する被服貸与簿等には貸与品の返納を受けたことの記録が残されていないため、返納の事実を確認することができなかった。

市は団員から被服等の返納を受けた場合はその旨を記録する必要がある。

なお、平成28年度に市が提出を受けた被服要望書の要望理由の多くは劣化や破損、サイズ変更を理由とする再貸与であった。被服要望書では経年劣化による場合は劣化の内容を記載し、現物を確認することとされている。市は当該要望書または被服貸与簿に現物回収確認の欄を設ける等により、確実に貸与品の返納を受けたことを証跡として残す必要がある。

(3) 監査の意見

① 貸与品の貸与期間の管理について【意見】

町田市消防団員被服貸与規程では貸与品ごとに貸与期間を定め、貸与期間が満了したら直ちに貸与品を市に返納することと定めている。しかし市は被服貸与簿において要望日や貸与者の氏名、貸与品の種類を記録・管理しているが、貸与期間の管理をしておらず、貸与期間満了時に貸与品の回収をしていない。

市は消防団員からの経年劣化や破損等による新たな貸与の要望があった際に、新しい被服等を貸与し、町田市消防団員被服貸与規程に定める貸与期間は、使用期間の目安として位置付けている。一方で、貸与品の劣化の程度や破損は、貸与を受けた消防団員の活動内容や使用頻度などにより異なるものである。また、消防団員の中には貸与期間が5年と定められている活動服を10年近く使用している者もいるとのことである。

このため、貸与品については、市の実態に従って、具体的な貸与期間を定めずに、経年劣化による新たな被服等の要望により再貸与をすることが望ましい。

その上で、従来の貸与期間については各貸与品の使用可能期間の目安として内規等で示すことも一つの方法である。仮に今後も貸与期間を定めるのであれば、市は被服貸与簿において貸与期間の管理をする必要があると考える。

7. 消防車両整備事業

(1) 概要

消防車両整備事業は、町田市消防団の各分団に配備されている消防車両の整備事業である。市は現在、指揮広報車 1 台、消防ポンプ自動車 32 台、水槽装備消防ポンプ車 5 台、照明車 5 台、資機材運搬車 1 台を消防団本部及び各分団に配備している。各消防車両のメーカー保証期間は 15 年となっている。

市では従来、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減に関する特別措置法」、及び、「東京都の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に基づき、使用期限である 15 年を到来した車両を中心に計画的に更新を行ってきた。また、市の調査によると多摩地域の他市でもおおむね 12 年から 15 年で更新している。

しかしながら市では、厳しい財政状況を踏まえ、平成 27 年度より車両の運用期間を 5 年延長して 20 年以内で更新することとした。なお、八王子市でも 33 台の消防ポンプ自動車を保有しており、買い替え基準年数を 20 年としている。

表 40 各消防団の所有する車両

区分	町田市	八王子市
消防団員数	568 人	1,438 人
部数	36 部	89 部
水槽付消防ポンプ自動車	5 台	33 台
小型動力ポンプ付積載車	32 台	56 台
照明電源車	5 台	—
資機材運搬車	1 台	—
多機能型消防車	—	1 台

上記の通り、両市ともに各部が 1 台ずつ水槽付き消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付積載車を保有している。町田市消防団は資機材運搬車を保有しており、八王子市消防団では多機能型消防車を保有している。また、町田市消防団は照明車を分団ごとに 1 台、計 5 台保有しているが、八王子市消防団は照明車を保有していない。

表 41 町田消防署と管轄5か所の出張所の所有する車両

町田消防署	化学車(普通火災対応可)	1 台
	ポンプ車	2 台
	はしご車	1 台
	救助車	1 台
	指揮隊車	1 台
	救急車	4 台
	人員輸送車	1 台
	その他広報車等	5 台
忠生出張所	ポンプ車	2 台
	救急車	1 台
南出張所	ポンプ車	2 台

	救急車	1台
鶴川出張所	ポンプ車	2台
	救急車	1台
西町田出張所	ポンプ車	2台
	救急車	1台
成瀬出張所	ポンプ車	1台
	救急車	1台

東京消防庁では、照明電源車、クレーン車、クレーン付き車両、資器材運搬車を保有しているが、町田消防署管内への配備はなく、これらの車両が災害の規模内容から必要となった場合は、市外の配置署所から出動してくることになる。

町田市消防団は、上表にあるように、ポンプ車の他に資機材運搬車や照明電源車を所有しており、町田消防署及び各出張所よりも車両設備が充実している。

これは、市内には起伏が大きい道路や狭あい道路が数多くあるため、東京消防庁の特殊車両が進入できない場合があることから、町田市消防団では消防団会議において検討を重ね、夜間の災害活動に使用するための照明車を各分団に1台ずつ、また、災害現場において資器材を搬入・搬出するための資器材運搬車を1台導入した経緯がある。

このため、消防団の所有する車両は町田消防署及び各出張所のない車両を補完する位置付けにある。

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項は無い。

(3) 監査の意見

① 消防団として保有すべき車両について【意見】

市は、町田市消防団の保有すべき車両の検討にあたっては、町田市消防団と町田消防署及び各出張所の保有する各車両が、市民にとって最も相応しい状態に維持されるように町田消防署と十分な協議により決定していることから、消防団として保有すべき車両については、消防団の意見を十分に踏まえたものとなるよう、今後とも努められたい。

8. 消防施設等管理事務

(1)平成 28 年度消防設備保守点検業務委託

平成 28 年度消防設備保守点検業務委託は、消防団の第 1 分団第 1 部第 2 小隊の消防器具置場について、保守点検作業を委託するものである。これは、当該消防団小隊の消防器具置場が町内会館と併設されており、一般市民が出入り可能な複合施設であることから、消防器具置場については消防法に基づき定期的な点検が必要となっているためである。その他の消防団の消防器具置場については消防団関係者のみが入り出す場所に設置されていることから保守点検等は行っていない。

点検の対象は消防器具と非常警報設備であり、消火器 3 本、非常ベル一式、分電盤の所在と異常のないことを年 2 回、2 月と 8 月に確かめるものである。市は当該契約にあたり、市内 3 事業者による見積り合わせを行って 25 千円で契約し、11 千円と 14 千円の 2 回に分けて支払っている。

(2)監査の結果

特に記載すべき事項は無い。

(3)監査の意見

① 全ての消防器具置場について定期的に消防設備点検を行う必要性【意見】

市では、消防団の施設内にある消防器具置場については保守点検作業を行っていない。しかし、消防法に定められておらず、消防団関係者のみが入り可能ということは保守点検をしなくても良いということにはならない。よって市はその他の消防器具置場についても定期的に、第 1 分団第 1 部第 2 小隊の消防器具置場と同レベルの消火器等の所在と異常のないことの点検業務を行う必要があると考える。

9. 地域防災活動支援事業

(1) 事業の概要

① 事業内容

地域防災活動支援事業は、主に自主防災組織補助金交付事業とスタンドパイプ式初期消火器具購入費補助金交付事業の2つに分けられる。

自主防災組織補助金交付事業は、「町田市自主防災組織補助金交付要綱」(以下、自主防補助金交付要綱という。)に基づいて、自主防災組織に対し、安全な生活環境の形成に寄与することを目的として、防災等活動の一部を予算の範囲内で補助しようとするものである。

一方、スタンドパイプ式初期消火器具購入費補助金交付事業は、地域の防災活動を支援することを目的として、「町田市スタンドパイプ式初期消火器具購入費補助金交付要綱」(以下、「消火器具購入費補助金交付要綱」という。)に基づいて、自主防災組織が購入するスタンドパイプ式初期消火器具の購入費の一部(補助対象経費の3分の2の額で、10万円を限度とする。)を補助するものである。



図 13 スタンドパイプ式初期消火器具

② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
当初予算額	17,007	20,342	19,067
決算額	16,459	19,146	18,351

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

項目	平成 28 年度 決算額	摘要
補助金及び交付金	14,931	自主防災組織補助金
	1,954	スタンドパイプ式初期消火器具購入費補助金
委託料	1,466	起震車運行業務委託
合計	18,351	

④ スタンドパイプ式初期消火器具の整備

市では、平成 27 年度から自主防災組織がスタンドパイプ式初期消火器具の購入費用の一部に充てるための補助金交付事業を行っている(平成 29 年度で終了)。

初期消火は、出火の初期の段階で応急的に消火作業を行うことであり、火災の被害を最小限に防ぐために最も重要な活動であるとも言われている。本事業は、当該初期消火作業をスムーズに実施するために初期消火器具を普及させようとするものである。

平成 27 年度から平成 29 年度までの補助金交付の状況は、平成 27 年度が 31 団体、平成 28 年度が 22 団体、平成 29 年度が 15 団体の計 68 団体となっている。

補助金申請者は年々減少しており、また、消火資機材に関するアンケート結果においても、現在スタンドパイプを配備していない組織の多くは今後も配備予定がないことから、市としては当初の目的を達成したと考えたため、3 年目となる平成 29 年度をもって交付事業を終了することとした。

以上が市におけるスタンドパイプ式初期消火器具の整備の状況である。

当初の目的を達成したということで平成 29 年度に事業を終了することとなったが、全自主防災組織は 296 団体(平成 29 年 10 月 15 日現在)に対し、本事業を通じて補助金を交付した団体は 68 団体なので、交付率は 23%に過ぎない。

(2) 監査の結果

① 補助金交付に関連する消火訓練の実施状況について【結果】

市では、スタンドパイプ式初期消火器具購入費の補助金を交付する条件として、一定回数以上の消火訓練の実施を求めている。具体的には、補助金の支給年度の訓練回数は 4 回以上、支給年度の翌年度以降も 4 年以上継続して消火訓練を 2 回以上の訓練が必要となっている。また、支給年度においては 1 回以上補助金申請前に訓練を実施することとなっている。

消火訓練の実績については、自主防災組織から提出される「実績報告書」によって確認できる。しかしながら、「実績報告書」を確認したところ、以下のとおり一部消火訓練の実施に課題が見受けられた。

市としては訓練の実施状況を管理し、適切な訓練の実施指導を行う必要がある。

(ア) 補助金申請前の訓練の実施

「町田市スタンドパイプ式初期消火器具購入費補助金交付要綱について」の第 3 によると、1 回以上補助金申請前に訓練を実施することとなっているが、申請前に訓練を実施していない防災組織があった。

表 42 申請前に訓練を実施していない防災組織

自主防災組織名	申請日	初回訓練実施日
つくし野四丁目自治会	平成 28 年 9 月 1 日	平成 28 年 10 月 29 日

(イ) 消火訓練の実施回数

「町田市スタンドパイプ式初期消火器具購入費補助金交付要綱について」の第3によると、支給年度の防災訓練の回数は年度4回以上となっているが、年度4回以上実施の実績を確認できない防災組織があった。

表 43 4回以上の防災訓練の実績を確認できない防災組織

自主防災組織名	実施回数
上馬場町内会自主防災隊	3回(8月7日、8月28日、10月22日)

(ウ) 実施日と受付日の整合性

実績報告書では、「月日」「訓練内容」「参加人数」に加え、「消防署受付印」欄があるが、訓練実施日以前の日付で消防署受付印が押印されているものがあつた。

表 44 訓練実施日以前の日付で消防署受付印が押印されている事例

自主防災組織名	訓練実施日	消防署受付印日
南町田自治防災組織	平成29年3月19日	平成29年3月9日

(エ) 支給年度の翌年度以降の訓練の実施について

「町田市スタンドパイプ式初期消火器具購入費補助金交付要綱」第3(2)では、「～消防署の指導に基づき別に定める回数以上の消火訓練を毎年継続して行うことができること。」と定め、平成27年度の運用方針として、この別に定めるとされている部分については、「支給年度の訓練回数は、4回以上とする。翌年度以降も4年以上継続して、年度内に消火訓練を2回以上行うこと。」としている。

この点、平成27年度支給した組織(31団体)に対する平成28年度の訓練の実施状況は以下のとおりである。

表 45 平成27年度補助金支給団体の平成28年度の訓練の実施状況

番号	組織名	平成28年度 訓練実施回数	年度内2回の 訓練達成の有無
1	日東住宅自治会自主防災隊	0	×
2	本町田町内会自主防災隊	4	○
3	東ヶ丘住宅自治会自主防災隊	0	×
4	向陽台町内会自主防災隊	1	×
5	小川自治会自主防災隊	4	○
6	金森中央町内会自主防災隊	3	○
7	小田急金森自主防災隊	4	○
8	南つくし野自治会防災本部	3	○
9	つくし野1・2丁目自治会自主防災隊	3	○
10	つくし野4丁目自治会自主防災隊	2	○

番号	組織名	平成 28 年度 訓練実施回数	年度内 2 回の 訓練達成の有無
11	成瀬松風台自治会自主防災隊	1	×
12	成瀬鞍掛台自主防災隊	1	×
13	成瀬町内会自主防災隊	2	○
14	高北自治会自主防災会	1	×
15	北成瀬台自治会防災チーム	0	×
16	日の出が丘町会自主防災隊	1	×
17	つる川和光台自主防災隊	1	×
18	桑陽台自治会自主防災隊	0	×
19	広袴町内会自主防災隊	1	×
20	能ヶ谷自治会自主防災隊	1	×
21	三輪緑山自治会自主防災隊	1	×
22	エステアベニュー鶴川代官山自主防災隊	1	×
23	プロヴァンスヒルズ能ヶ谷自主防災隊	2	○
24	木曾中央町内会自主防災隊	1	×
25	木曾南自主防災隊	2	○
26	忠生 4 丁目町内会自主防災隊	0	×
27	常盤自主防災隊	0	×
28	函師町自主防災隊	0	×
29	馬駟自主防災隊	1	×
30	小川町御嶽堂町内会自主防災隊	1	×
31	陽田町会自主防災隊	3	○



表 46 平成 27 年度補助金支給団体の平成 28 年度の訓練の実施状況のまとめ

	年度内 2 回以上達成	年度内 2 回以上未達成	計
自主防災組織数	11	20	31

上表のとおり、平成 27 年度に補助金を支給した 31 団体のうち、補助金交付要綱に定める翌年度に 2 回以上の訓練を実施していない組織が 20 団体あった。

(3) 監査の意見

① スタンドパイプ式初期消火器具の整備の方法について【意見】

スタンドパイプ式初期消火器具の整備に関しては、当初の目的を達成したということで平成 29 年度に事業を終了することとなったが、全自主防災組織は 296 団体(平成 29 年 10 月 15 日現在)に対し、本事業を通じて補助金を交付した団体は 68 団体であり、交付率は 23%に過ぎない。したがって、事業の本来の目的を達成したと判断するには、初期消火の重要性を考慮すると時期尚早とも考えられる。また、現在スタンドパイプを配備していない組織の多くは今後も配備予定がないとしても、初期消火の重要性を考慮すると、市としてはスタンドパイプ配備の必要性を粘り強く説明を継続することも必要である。

交付率が低い原因は、自主防災組織の人材不足によって補助金交付の条件として交

付要綱第3(2)で要求している管理責任者4人の配置や消火訓練を毎年継続することが難しいこと、さらには、市から補助金が交付されるとは言え、費用の一部は団体が負担しなければならないことによる防災組織の負担増などが考えられる。

本事業は平成29年度で終了するとしているが、市としては初期消火の重要性を勘案し、器具の普及率をさらに高めるために、今後も事業を発展的に展開するなどの検討が必要である。そのために、例えば費用の一定率の補助ではなく、器具の取扱いが可能な一定規模以上の組織に対しては、一部の自治体で実施しているようなスタンドパイプ式初期消火器具を自主防災組織へ貸与(1台)するという形にして自主防災組織に網羅的な普及を目指すことも検討の余地がある。

いずれにしても、スタンドパイプ式初期消火器具の交付率は23%に過ぎない現状において、他自治体の状況も踏まえ事業をどのような形で発展させるかについての継続的な検討が必要であると考えられる。

② 補助金の交付額の決定方法【意見】

「町田市スタンドパイプ式初期消火器具購入費補助金交付要綱」第5によると、「補助金の交付額は、予算の範囲内において、補助対象経費の3分の2の額と10万円を限度とする。」としている。

以下の表は、平成28年度の補助額の支給実績である。支給額のトータルは、22組織に対して1,954,100円の交付となっている。この表からわかるとおり、消火器具を1セット購入している組織は、補助対象経費の3分の2が適用されており、2セット等購入している組織は上限の10万円が適用されていることがわかる。

表 47 平成28年度スタンドパイプ式初期消火器具購入費補助実績

(単位:円)

番号	組織名	補助対象 経費額	補助対象 経費×2/3	補助額 支給実績	備考
1	本町田町内会自主防災隊	174,960	116,640	100,000	2セット
2	埴の丘自主防災隊	100,140	66,760	66,700	
3	南町田自主防災組織	113,840	75,893	75,800	
4	小川自治会自主防災隊	153,705	102,470	100,000	2セット
5	成瀬が丘自治会自主防災隊	142,344	94,896	94,800	
6	金森1丁目町内会自主防災隊	185,000	123,333	100,000	消火ホース2本
7	金森中央町内会自主防災隊	129,200	86,133	86,100	消火ホース4本
8	小田急金森泉自治会自主防災隊	250,444	166,963	100,000	2セット、消火ホース5本
9	つくし野四丁目自治会自主防災隊	98,000	65,333	65,300	
10	すずかけ自治会自主防災隊	233,240	155,493	100,000	2セット
11	成瀬松風台自治会自主防災隊	185,000	123,333	100,000	消火ホース2本
12	成瀬鞍掛台自主防災隊	128,520	85,680	85,600	消火ホース4本
13	成瀬中央自治会自主防災隊	152,647	101,765	100,000	消火ホース9本
14	南成瀬ひふみ町内会自主防災隊	240,200	160,133	100,000	2セット
15	鶴川北町内会自主防災組織	135,000	90,000	90,000	
16	上三輪町内会自主防災隊	105,840	70,560	70,500	
17	三輪緑山自治会自主防災隊	173,880	115,920	100,000	2セット、消火ホース8本

(単位:円)

番号	組織名	補助対象 経費額	補助対象 経費×2/3	補助額 支給実績	備考
18	やくし台自治会自主防災隊	190,400	126,933	100,000	消火ホース2本
19	根岸町内会自主防災隊	193,320	128,880	100,000	消火ホース2本
20	溝住町自主防災会	140,267	93,511	93,500	
21	上馬場町内会自主防災隊	88,992	59,328	59,300	
22	陽田町会自主防災隊	99,800	66,533	66,500	
合計				1,954,100	

当該事業を今後発展的に続ける場合、貸与による普及に加え、例えば、1 セットにつき上限を設け、加えて購入できるセット数の上限を決めるなどの方法も公平性の観点から検討の余地がある。

スタンドパイプ式初期消火器具購入費補助金の決定方法について見直されたい。

③ 消火訓練の実施について【意見】

消火訓練の実績について、自主防災組織から提出される「実績報告書」に関して、今後改善すべき事項があると認められるため、改善されたい。

(ア) 実績報告書の対象期間

「実績報告書」は、支給年度(4月から翌年3月まで)の訓練回数を確認することが目的であるが、暦年の訓練の実績を記入している組織があった。市としては、今後も記載のルールを指導を行う必要があると考える。

表 48 実施報告書の訓練実績を暦年単位で記入した組織の例(本来、年度単位)

自主防災組織名	実施実績
鶴川北町内会自主防災組織	平成28年2月20日、5月20日、7月23日、11月6日

(イ) 訓練参加人数

訓練への参加人数については規程で定めはないが、補助金の交付要件には管理責任者を4人以上配置することが求められている(「町田市スタンドパイプ式初期消火器具購入費補助金交付要綱」第3)ことから、消火訓練には、最低4名以上の参加が望ましい。この点、参加者が3名の訓練が見受けられた。

市としては、4名以上参加するよう指導するとともに、「町田市スタンドパイプ式初期消火器具購入費補助金交付要綱について」で、4名以上参加を明文化する必要があると考える。

表 49 スタンドパイプ式初期消火訓練の訓練参加人数が4名未満の例

自主防災組織名	訓練実施日	参加人数
---------	-------	------

成瀬が丘自治会自主防災部	平成 29 年 2 月 26 日	3 人
小田急金森泉自治会	平成 28 年 7 月 23 日	3 人
三輪緑山自主防災隊	平成 28 年 7 月 23 日	3 人
溝住平自治会防災会	平成 28 年 8 月 7 日	3 人

なお、平成 28 年 7 月 23 日及び 8 月 7 日の訓練は、いずれも申請前訓練であるが、小田急金森泉自治会及び三輪緑山自主防災隊の訓練は、「2016 スタンドパイプ申請前訓練実績(参加状況)」ではいずれも 4 名となっており、実績報告書の内容(3 名)と異なっている。訓練実績については正確に把握する必要があると考える。

④ 自主防災組織補助金における実績報告について【意見】

市では、自主防災組織補助金の交付に関し、補助事業が終了したとき又は当該補助金に係る市の会計年度が終了したときは、速やかに町田市自主防災組織補助金実績報告書に関係書類を添えて、市長に提出することになっている(町田市自主防災組織補助金交付要綱第 11 条)。ここで、実績報告書に添える関係書類とは、用途が防災に係るものでないと疑われる場合、提出を求めることがある書類を指しており、具体的に実績報告書に添付するものではないとしている。

しかしながら、実績報告書に記載のある用途とその金額は、補助金額を確定するために重要なものである。現状では、多くの組織が何も添えないで実績報告書のみを提出する状況になっているが、本来は実績報告書に添える関係書類に領収書等が含まれると解釈した上で、支出した実績がわかる領収書等を関係書類として添付するよう、自主防災組織を指導する必要があると考える。

10. 自主防災リーダー育成事業

(1) 事業の概要

① 事業内容

市では、町内会・自治会等を母体とする自主防災組織の結成を推進するとともに、組織の代表者や役員等の知識・技能を向上させるため、年間を通じて各種講習会を企画及び運営している。本事業は、地域防災の担い手となる自主防災組織の隊長及び代表者の方を対象に、講演会及びグループワークを通じて防災に関する知識を幅広く修得させ、災害時に率先して活動できる地域防災リーダーを養成することを目的として実施するものとなっている。

講習会は2日間の日程で行い、1日目は、大学研究者の話、熊本地震で被災地に派遣された職員の話及び東京都から防災隣組の認定を受けた自主防災組織代表者の話を聞くことにより、防災に関する知識の習得を目指すもので、2日目は、グループに分かれて事例検討を行うことにより、1日目で習得した知識の定着を図るものとなっている。

講習会の運営は、多くの実績のある者との随意契約により行われている。

② 事業費の推移

表 50 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
当初予算額	1,296	1,167	1,167
決算額	1,480	1,080	1,166

事業費は 100 万円程度で推移している。

③ 事業費の主な内訳

表 51 事業費の主な内訳(平成 28 年度)

(単位:千円)

項目	平成 28 年度 決算額	摘要
委託料	1,166	自主防災組織リーダー講習会業務委託
合計	1,166	

事業費は自主防災組織リーダー講習会業務委託で構成されている。

(2) 監査の結果及び意見

① 自主防災リーダー育成事業の目的と今後の目標について【意見】

本事業は、災害時に率先して活動できる地域防災リーダーを養成することを目的としている事業である。平成 28 年度までの 5 か年のリーダー講習の修了者数を 400 人(毎年度の目標 80 人)に到達することを目標としている。平成 28 年度は 76 名が参加している。町田市の自主防災組織は約 300 組織あるが、5 年の間に 400 人が終了するということから、1 防災組織から平均 1.3 名程度参加していることになる。これら参加者は、将来のリーダー

になることが期待できることから、本事業は意義のある事業であることがわかる。

但し、本事業を今後どのように運営するかについては、さらに検討が必要である。防災技術については年々進歩がなされていることから、本事業においても5年前と現在とでは研修の内容が異なる部分もあることが推定される。

また、事業内容については、研修内容の技術的な進歩への対応に加え、例えば以下のように柔軟的な運営が求められる。この例に限らず、将来のリーダーの育成にふさわしい講習会となるよう、運営面での更なる工夫が必要であると考ええる。

表 52 自主防災リーダー育成事業の今後の運営例（講習会・研修）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○講習会受講人数の目標を80人としているが、自主防災組織数である300とする。○研修内容は、リーダーに求められる一般的な知識に加え、新たなトピックも内容に加える。○開催日は2日限定だが、受講者の選択ができるように費用対効果を見つつ数日増やす。○将来のリーダーを担う若手も積極的に参加を促す。 |
|--|

11. 備蓄物資等更新事業、備蓄物資等整備事業

(1) 事業の概要

① 事業内容

本事業は、備蓄倉庫に主要な備蓄品(食料、資機材)を配置する事業である。町田市には、主要な災害備蓄倉庫として、つくし野災害備蓄倉庫、鶴川災害備蓄倉庫、忠生災害備蓄倉庫及び相原災害備蓄倉庫の4か所の倉庫がある。また、71か所の避難施設(震災時には、それぞれ備蓄倉庫が設けられている。そして、それぞれの備蓄倉庫には、災害対策用備蓄品(食料、資機材)が保管されているが、本事業では当該備蓄品の購入及び配置を行っている。

なお、備蓄物資等更新事業は、通常の備蓄品の更新配置のための事業であり、備蓄物資等整備事業は、備蓄品の新規配置のための事業である。これは、東日本大震災後、東京都の被害想定が見直されたことを受けて、大幅に備蓄物資の増量が必要となったことへ対応するためのものである。

② 事業費の推移

表 53 備蓄物資等更新事業費の推移

(単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
当初予算額	25,412	14,398	12,929
決算額	22,267	16,765	12,517

表 54 備蓄物資等整備事業費の推移

(単位:千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
当初予算額	—	50,618	47,225
決算額	105,643	50,284	47,137

備蓄物資等の整備更新に従い事業費も減少している。

③ 事業費の主な内訳

表 55 備蓄物資等更新事業費の主な内訳(平成 28 年度)

(単位:千円)

項目	平成 28 年度 決算額	摘要
需用費	10,860	災害対策用備蓄乾燥米(五目御飯)2,820 千円 災害対策用救急医療セット 2,189 千円 災害対策用備蓄乾燥米(白飯)1,315 千円 災害対策用ミルク 1,209 千円 災害対策用備蓄ビスケット 1,154 千円
その他	1,657	—
合計	12,517	—

表 56 備蓄物資等整備事業費の主な内訳(平成 28 年度)

(単位:千円)

項目	平成 28 年度 決算額	摘要
需用費	45,918	災害対策用備蓄乾燥米(白飯・児童生徒用)11,162 千円 災害対策用備蓄乾燥米(五目御飯)8,875 千円 災害対策用備蓄乾燥米(白飯)8,550 千円 災害対策用備蓄ビスケット7,834 千円 災害対策用備蓄飲料水3,010 千円 災害対策用備蓄乾燥米(梅粥)2,335 千円 災害対策用備蓄飲料水1,069 千円
その他	1,219	—
合計	47,137	—

備蓄品の購入費が計上されている。

④ 備蓄倉庫の視察

前述のとおり、市には4か所の主要な災害備蓄倉庫と、主に小学校や中学校にある71の避難施設にある備蓄倉庫、さらには1か所の水防倉庫等がある。

今回の監査では、この内、2か所の主要備蓄倉庫(鶴川災害備蓄倉庫、相原災害備蓄倉庫)と4か所の避難施設にある備蓄倉庫(小山田南小学校、小山田中学校、鶴川第一小学校、鶴川中学校)、小山田南小学校内にある給水拠点倉庫を視察した。

表 57 備蓄倉庫の視察の概要

視察日	視察場所	視察担当者
平成 29 年 9 月 21 日	相原災害備蓄倉庫	青山(補助者)
	小山田南小学校	
	小山田中学校	
	給水拠点倉庫	
平成 29 年 9 月 25 日	鶴川災害備蓄倉庫	辰巳(監査人) 山口(補助者)
	鶴川第一小学校	
	鶴川中学校	

【備蓄倉庫のカギの取扱い及び保守点検】

避難施設の備蓄倉庫は、盗難防止等の観点から、施錠された状態にある。一方、被災時には備蓄物は有効に活用される必要があることから、各備蓄倉庫が設置されている近隣に居住している指定職員4名、学校等施設管理者に、被災時に倉庫のカギが開けられるように、開錠方法を伝達してある。

なお、災害備蓄倉庫(4か所ある比較的大規模な備蓄倉庫)については、保管物品は市全体で備蓄する観点で準備された物品であることから、倉庫のカギは市職員のみで保管している。

また、備蓄倉庫内に保管されている設備が、有効に機能することを確認するため、設備保守点検委託を行っている。この保守点検委託により、各備蓄倉庫内の設備は、年1回点

検されている。

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項は無い。

(3) 監査の意見

① 備蓄倉庫の視察について【意見】

視察した備蓄倉庫はいずれも概ね整然と整備され保管されていた。また、立地場所に関して災害時に使用困難な状況が予測される等の特段の問題点は、視察した範囲では検出されなかった。

以下は、重要な指摘事項ではないが、視察した際に検出された意見を記載する。備蓄倉庫に関する事務を見直されたい。

(ア) 災害備蓄倉庫のカギの取扱いについて

備蓄倉庫の開錠については、避難施設の開錠は指定職員が行い、指定職員が開錠を担当する避難施設に到着するいとまがない場合には、協力者として施設管理者が開錠を担うとしている町田市防災計画とも合致しており問題はない。

一方、災害備蓄倉庫(市内に4か所ある比較的大規模な備蓄倉庫)の開錠については、現状市職員のみであるが、緊急に開錠が必要になった場合などの対応については、今後も検討が必要と考える。

(イ) リストとの不一致

視察した備蓄倉庫においてサンプルで現品との突合を行ったが一部不突合のものがあつた。リストは平成29年2月1日時点のものであるが、リストはできるだけ更新しておくことが必要である。

表 58 リストと現品との不一致の例 (相原災害備蓄倉庫)

備蓄品	リスト	実査
車載用水槽・2t(台)	1	2
発電機(台)	0	1
一輪車	5	4

表 59 リストと現品との不一致の例 (鶴川第一小学校)

備蓄品	リスト	実査
燃料	36リットル	48リットル

(注)当該差異の原因は、本来廃棄処分すべき古いものをいざというときのために処分せずに保存しているためである。

表 60 リストと現品との不一致の例 (鶴川中学校)

備蓄品	リスト	実査
燃料	36リットル	48リットル

(注)当該差異の原因は、本来廃棄処分すべき古いものをいざというときのために処分せずに保存しているためである。

(ウ)備蓄倉庫の備蓄品一覧の記入方法①

備蓄倉庫の備蓄品については、町田市地域防災計画(資料編)に記載されている。当該資料編では、「主要な資器材及び備蓄倉庫一覧<震災用>」「主要な資器材及び備蓄倉庫一覧<水災用>」に分けられて記載されている。資料編に記載する一覧については問題はないが、定期的に棚卸を実施するためには、<災害用><水災用>に分けずに場所別のリストを作ることも検討が必要である。

(エ)備蓄倉庫の備蓄品一覧の記入方法②

72 か所の備蓄倉庫には、現在それぞれ 3 つの次図に示す倉庫が設置されている。これは、当初は 1 つの倉庫であったが、その後、主に食料品など随時増加されたことから追加設置されたものである。今回の視察では、事前に用意したリスト(平成 29 年 4 月 1 日時点)に基づいて確認したが、どの倉庫に保管されているかすぐにはわからないものもあった。今後リストを更新する際には、備蓄品毎にどの倉庫にあるかもわかるように記載の工夫が必要と考える。



図 14 各備蓄倉庫の倉庫設置状況の事例

(オ)備蓄倉庫の備蓄品一覧の記入方法③(鶴川中学校及び鶴川災害備蓄倉庫)

市が作成した備蓄倉庫の在庫リストでは「応急給水セット 一式」となっている行があるが、実際には、応急給水・消火用資機材、応急給水・消火用資機材②、応急給水・消火用資機材③の3つの段ボールと、コーンバー、三角コーン、バケツの品目に分けられる。

また、鶴川中学校においては、「一式」に含まれる範囲がわからず、使用時に混乱しないように一か所にまとめるとともに、リスト上も含まれている内容を明記する必要がある。

今回の視察では、鶴川中学校及び鶴川災害備蓄倉庫での意見であるが、他の倉庫でも同様であれば、同様の対処が必要である。



図 15 「一式」の例。複数品目で構成されている(鶴川災害備蓄倉庫)



図 16 「一式」が散在して保管されている例(鶴川中学校)

(カ) 備蓄倉庫の備蓄品一覧の記入方法④

市が作成した備蓄倉庫の在庫リストでは「炊き出し釜 1台」となっている行があるが、実際には炊き出し釜、ステンレスざる、バーナーの3つの段ボールに分かれている。

リストにある「炊き出し釜 1台」では釜以外のざる・バーナーがあることが明確でないため、リスト上も含まれている内容を明記する必要がある。



図 17 「炊き出し釜1台」には複数品目が含まれている

(キ) 備蓄倉庫の備蓄品一覧の記入方法⑤

トランジスタメガホンは大きいものが1個と小さいものが2個の合計3個備蓄されている。リストには単に「トランジスタメガホン 3台」とのみ記載されており、大小の区分がない。リストを内容に合わせた記載にする必要がある。

(ク)リストにない貯蔵物①(鶴川災害備蓄倉庫)

鶴川備蓄倉庫では東京都福祉局から受領した毛布(段ボール 1 つ)が貯蔵されているがリストにはこれが不良品であるという理由で含まれていない。

リストに含まれていない場合は所在の有無の確認が速やかに行いづらいため、物理的に存在するものはリストに含めるか、不良品で使用に適さないものであれば処分する必要がある。



図 18 リストにないが現物がある例(毛布)

(ケ)リストにない備蓄品②(鶴川災害備蓄倉庫)

鶴川備蓄倉庫には燃料が 52 リットル備蓄されていたが、鶴川備蓄倉庫のリストには、消費期限を過ぎたものであるという理由で燃料が含まれていない。

リストに含まれていないと全部または一部を紛失していても速やかに発覚しづらいため、リストに記載するか、不使用のものであれば処分する必要がある。

(コ)備蓄倉庫の基礎土台について

備蓄倉庫は、下図のとおり土台を設けずブロックの上に設置しているものと、土台を設けているものがある。土台の設置は、設置場所である小学校、中学校において改修等が行われるタイミングで随時行われている。

土台を設置しなくても安全上は特段問題ないとのことであるが、建築上適法ではないので可能な限り土台の設置を進める必要がある。



図 19 土台を設けていない例

(サ)備蓄品の管理について

備蓄品の管理については、概ね問題はなかった。但し、視察した備蓄倉庫において、一部管理状態が適切ではない事例も見受けられた。いざという際に本来の目的に沿って使用できるよう管理に努める必要がある。

(例1)パンクしているリヤカー(鶴川第一小学校)

備蓄倉庫にタイヤがパンクしているリヤカーがあった。使用することになった時に備え、タイヤを交換するかパンクレスタイヤに切り替える必要がある。



図 20 タイヤがパンクしているリヤカーの例

(例2)防災用ビケットの保存状況(鶴川第一小学校)

備蓄倉庫内に保存されている段ボールに入った防災用ビケットは、段ボールが傾いたり、スペースの都合から縦に詰まっていたり、必ずしも、きちんと整理されているとはいえない状況である。荷崩れや中身の破損などを引き起こしかねないのできちんと整理して保存する必要がある。



図 21 保存状況の例

(例3)賞味期限ごとの管理

備蓄倉庫内に大量に保存されている災害対策用備蓄ビスケットは、購入時期により賞味期限が様々な時期になっているが、図のように段ボールが重ねられている中で、上から順に賞味期限が(2018年3月⇒2021年3月⇒2020年3月⇒2020年3月⇒2018年3月⇒2019年3月⇒2021年3月⇒2019年3月)に積まれている。

賞味期限が近づいたときに廃棄・入れ替えを行いやすいように賞味期限ごとに整理して並べておくなどの工夫も必要である。



図 22 賞味期限が混在している例

(例4)段ボールの整理状況(鶴川中学校)

備蓄倉庫内に大小さまざまな備蓄材が段ボールに入れられて保存されている。中にはステンレスざるの入った大きな段ボールが小さな段ボールの上に置かれており、荷崩れを起こしかねない状態になっている。また、応急給水・消火用資機材①は縦向きに積み、口が開いた状態で保管されている。荷崩れが起きたり、劣化したりしないように整理して保存する必要がある。



図 23 段ボールの整理状況の例

(例5) 燃料の置き場について(鶴川中学校)

備蓄倉庫には非常時に発電機等の燃料を備蓄している。燃料は引火の危険のある危険な物質であるため、保存は慎重に行わなければならない。備蓄倉庫内では燃料のすぐそばにポリエチレンでできたエアマットが置かれており、何かのきっかけで引火した場合の被害が広がる危険が否めない。燃料のそばには極力不燃性のものを置く必要がある。

(例6) 釜の保存場所(鶴川災害備蓄倉庫)

備蓄倉庫内には1辺1メートルほどの段ボールに入った釜が9つあるが、3か所に分散して置かれており、往査当日も数量の確認に相当の時間を要していた。一か所にまとめて保存し、非常時にスムーズに出し入れできるように配置する必要がある。

また、前述の釜のうちの一つは、倉庫の通路の入り口付近に置いてあり、通路を塞いでいる状況である。通路の奥に行くためには棚の上に一度乗っていかないといけないため奥にまとめて保存する必要がある。



図 24 釜の保管状況の例

(例7) 防災用毛布の段ボールの損傷(鶴川災害備蓄倉庫)

鶴川備蓄倉庫には防災用毛布が2,280個保存されており、相当数の段ボールが並べられているが、このうち、段ボールが損傷して中身が出かけているものがある。高所に保存されていることから万が一荷崩れが起きると破損や作業者の怪我の原因となりかねないため、早急に新しい段ボールに入れ替える必要がある。



図 25 段ボールが損傷して中身が出かけている例

(例8) 段ボールの整理(鶴川災害備蓄倉庫)

備蓄倉庫内にステンレスざるが保存されているが、段ボールの上下が逆な上に、斜めになっている。荷崩れや損傷の原因となりかねないため、きちんと並べて整理保存する必要がある。



図 26 ステンレスざる段ボールの例

(例9) 燃料の保存状況

鶴川備蓄倉庫では燃料の保存状況について以下のような問題が見受けられる。改善する必要がある。

- ・燃料が木製の棚に入れてあり、すぐ側に材木やナイロンのヒモなどの可燃性のものが置かれている(次図①)
- ・燃料の入った段ボールが散乱されて詰まっていたり、上下が逆だったり、斜めに保存されている(次図②)
- ・燃料が複数か所に分かれて保管されている(次図③が①と分かれて保管)。
- ・使用済みのカラの燃料缶が捨てられずにおかれている(次図④)。



①



②



③



④

図 27 燃料缶の保存状況の例

12. 防災情報設備整備事業

(1) 概要

① 事業内容

町田市地域防災計画の第2章 災害予防計画、第3節 災害応急活動体制の整備、第2 情報の収集・伝達体制の整備・強化、2 計画内容において、防災情報について次表のように記載されている。

表 61 町田市地域防災計画 防災情報

施策	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部署	期間
ネットワーク	災害時用情報網の整備 [市]	市の防災関連施設・職員を結ぶネットワークを整備する。 ○防災行政無線設置・デジタル化事業の推進 ○防災行政無線(屋外拡声子局)の調整及び増設による聴取困難地域の解消 ○防災行政無線を活用した地域情報拠点(市民センター)の整備 ○情報収集用バイク、自転車等機材の整備 ○緊急地震速報の利用体制の整備 ○通信機器の操作の習熟	防災安全部	継続
	衛星携帯電話の配備 [市]	市の防災関係施設・防災関係機関・職員を結ぶネットワークを整備する。 ○市拠点施設、避難施設、防災関係機関	防災安全部	短期
	災害時優先電話指定の周知 [市・NTT]	指定されている災害時優先電話の活用方法について周知する。 ○市各部・拠点施設、避難施設、防災関係機関	防災安全部 各施設所管部	継続
	地震計ネットワークシステム整備事業 [都、市]	地震計を東京都災害情報システムと接続し、震度情報による被害予測を行う等震災直後の迅速な活動を行う。	防災安全部	継続
	インターネット等による情報網の整備 [市]	庁内及び防災拠点間の回線を整備し、防災関連情報の各分野での共有化を推進する。 ○インターネット等による情報伝達手段の確立	防災安全部	中期
	ソーシャルメディアの活用 [市]	災害時の迅速な情報提供のため、Twitter や Facebook などのソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)など、ソーシャルメディアの活用を推進する。	政策経営部	継続

第5 監査の結果及び意見 I. 防災安全部

ソフト	町田市防災システムへの習熟 [市]	平成 24 年(平成 24 年)3 月導入の防災システムを活用し、防災関連情報の共有・分析機能、施設・資機材・要員の管理機能等を災害時に発揮できるよう、訓練などを通じて職員の習熟を図る。	防災安全部	短期
	災害用自家発電装置の整備拡充 [市]	常に通信の支障を来さないよう、災害用自家発電装置を拡充するとともに、それらの点検・補修・管理を行う。また、庁舎内の特定場所に業務端末を設置し、閲覧等の最低限の業務を行える場所を設置する等の対策を検討する。	防災安全部	継続
	情報対策要員の養成 [市]	電話不通時、情報が少ない場合を想定した、迅速な状況判断と初動措置について必要な情報対策要員を確保・養成する。 ○無線従事者確保のための資格取得者の養成 ○情報分析の訓練、マニュアル化 ○情報収集要員の確保・養成	防災安全部 各部	継続
協力・応援	災害時の電話利用ルールの周知 [市・NTT・その他電話会社]	市民に対し、災害発生直後の電話輻輳防止のためのPRを行う。 ○関係機関への通報等、きわめて緊急時以外の電話利用の自粛 ○携帯電話会社各社による災害時伝言ダイヤルの利用法	防災安全部	継続
	無線通信に関する関係者との連携強化 [市]	無線を取り扱う事業所、民間団体等と連携し、情報収集拠点及び通信網の多ルート化を図る。 ○タクシー無線・MCA無線取扱業者、アマチュア無線登録者 ○災害時相互協力協定の締結 ○情報連絡の訓練、技術研修の実施	防災安全部	短期

災害時用情報網の整備における、防災行政無線設置・デジタル化事業の推進については、従来のアナログ方式による防災行政無線が平成 4 年の稼働開始から 20 年を経過する中で老朽化するとともに難聴地域の改善を行う必要性が生じ、さらには、総務省から早期にデジタル方式に移行することが求められたことから、平成 25 年度より整備が開始された。以後、順次アナログ方式からデジタル方式へと置き換えられてきており、平成 29 年度中にデジタル化が完了する予定となっている。

防災行政無線再構築工事の主要設備構成及び再構築スケジュールは下表のとおりであり(平成 29 年度は、平成 28 年度時点の計画分)、平成 28 年度には、拡声子局 83 局(既設 72 局、新設 11 局)、戸別受信機 2 局の整備を行った。

表 62 防災行政無線再構築工事の主要設備構成及び再構築スケジュール

無線設備名		局数	年度(平成)					設備概要	
			25	26	27	28	29		
固定系	親局設備	1	1					固定系防災行政無線の発信元となる中枢設備 市庁舎 3F 無線室に設置	
	中継局設備	1	1					親局からの無線電波を拡声子局、戸別受信機へ伝達する中継設備 下小山田町に設置	
	拡声子局	282	66		55	83	78	屋外に設置され、市域全体に防災行政情報音声を発信する学校、公園等に自立柱設置及び市有施設等の屋上に設置	
	戸別受信機	180				2	178	建物内に設置され、防災行政情報音声を発信する市有施設、学校、保育園等の屋内に設置	
移動系	統制局設備	1		1				移動系防災行政無線の発信元となる中枢設備 市庁舎 3F 無線室に設置	
	中継局設備	1		1				統制局からの無線電波を子局へ伝達する中継設備 下小山田町に設置	
	子局 (無線機)	半固定型	9		9				災害時の情報連絡・収集に利用する端末機 拠点となる施設事務室等に設置、非常時に持出し可能 市民センター・大地沢青少年センター等に設置
		車載型	70		70				災害時の情報連絡・収集に利用する端末機 市有車両に車載設置 市長車・所定の課の車両、消防団車両等に設置
携帯型		112		112				災害時の情報連絡・収集に利用する端末機 防災課、消防団、関係機関(町田消防署・町田警察署・南大沢警察署・医師会)等に配備	
事業費			361	272	242	375	400	(単位:百万円)	
国庫補助金			174	53	107	185	150	(単位:百万円)	
うち国土交通省分			—	—	83	159	123		
うち防衛省分			174	53	24	26	26		

平成 28 年度における防災情報設備整備事業にかかる支出の内訳は、以下のとおりである。

表 63 防災情報設備整備事業の支出内訳（平成 28 年度）

契約名	平成 28 年度町田市防災行政無線子局設備再構築工事	平成 28 年度町田市防災行政無線子局設備再構築工事監理業務委託
契約日	平成 28 年 10 月 4 日	平成 28 年 10 月 6 日
契約期間	平成 28 年 10 月 4 日から 平成 29 年 3 月 17 日	平成 28 年 10 月 6 日から 平成 29 年 3 月 22 日
契約金額	365,040,000 円(税込)	7,344,000 円(税込)
受注者	協和エクシオ	一般財団法人高度映像情報センター
契約方法	条件付一般競争入札(1 者応札)	特命随意契約(1 者見積)
予定価格	373,064,400 円(税込)	7,484,400 円(税込)
変更契約	平成 29 年 1 月 30 日 変更後金額 368,118,000 円(税込) (税込 3,078,000 円増額)	—

平成 29 年 1 月 30 日付の契約変更については、関東総合通信局から、無線出力について、他自治体との混信の可能性を指摘され、電波伝搬調査をするように指導を受けたこと、子局の設置場所を能ヶ谷にじの丘公園から大蔵八坂前公園に変更したことによる工事費等の増加によるものである。

町田市工事施工規程第 19 条により、変更見込金額が当初契約金額の 10 パーセントに相当する額又は 300 万円を超える工事変更については、速やかに工事を変更するための決定手続を執らなければならないとされている。

電波伝搬の調査の必要性については、10 月 28 日の関東総合通信局との打ち合わせにより指摘されており、11 月 8 日の第 3 回全体工程会議において、11 月 1 日から 11 月 4 日にかけて 18 箇所の実験を実施する旨が報告されている。その後、設置個所の変更に伴う工事費の増加により 300 万円を超えることとなった。

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項は無い。

(3) 監査の意見

① 契約変更手続の適時化【意見】

平成 29 年 1 月 30 日付の契約変更については、電波伝搬調査に関する予定価格算定のための見積書には、日付の記載がないため、変更契約の可否の判断が速やかに行われたかの検証ができない。手続きの妥当性を検証できるよう、見積書には、作成日付の記載を求めるか、日付の入った受領印などを押印することが望ましい。また、契約変更については、可及的速やかに行うことが望まれる。

② 聴取困難地域の解消【意見】

平成 28 年度分の整備終了時点で、当初計画より、約 80 局分の新設局が未整備にとどまっている。当初見込んでいた国庫補助が予定通り執行されなかったことを原因としているが、聴取困難地域の解消については、町田市地域防災計画に新規に目標設定をしたうえで、平成 30 年度以降の新たな整備計画を策定、実行していく必要があると考える。

③ 防災行政無線子局設備再構築工事の予定価格の算定方法【意見】

防災行政無線子局設備再構築工事の予定価格の算定にあたっては、沖電気工業を含む 3 者からの見積もりを徴し、種別、細別ごとの最低価格に対して査定率 80% を乗じて予定価格算定のための単価を設定している。

単価の高いデジタル屋外拡声受信装置やデジタル再送信子局装置について、装置の型式等についての特定はされていないものの、親局、中継局が平成 25 年度に整備された際に沖電気工業製の無線機を使用することとなったことに伴い、競合他社の見積もり積算上、沖電気工業を下回る見積りは出せないのが実態である。

このように実質的に製造元に価格決定力がある中で、査定の精度を高めるためには、見積価格についての経年比較を行うとともに、他の自治体との情報共有を行うことにより、見積価格の妥当性についてさらに検証することが必要であると考えられる。

④ 防災行政無線子局設備再構築工事の入札条件【意見】

親局、中継局が平成 25 年度に整備された時点で、以降の防災行政無線子局設備再構築工事にあたっては、沖電気工業製の無線機を使用することが必須条件となっている。そのため、保守点検業務の入札においては、入札の参加条件として、沖電気工業から品質を担保された事業者であることが求められている。

防災行政無線子局設備再構築工事においては、同様の参加条件は明記されていないが、品質面、価格面において、競合他社の競争優位性は考えられないことから、同様の条件を付記するとともに、グループ会社や特約店等の中から広く入札参加を求めることが必要であると考えられる。

13. 防災情報事業

(1) 概要

① 事業内容

防災情報事業は、防災行政無線設備・計測震度計及び全国瞬時警報システム保守点検、携帯電話・衛星携帯電話使用料、防災気象情報提供業務委託、防災行政無線電気料を主たる内容とする。

(ア) 防災行政無線設備・計測震度計及び全国瞬時警報システム保守点検

防災行政無線設備・計測震度計及び全国瞬時警報システム保守点検は、平成25年度より整備された防災行政無線設備並びに関連するシステムの保守点検を行うものである。

表 64 防災行政無線設備及び関連するシステムの保守点検委託

契約名	町田市防災行政無線設備、計測震度計及び全国瞬時警報システム保守点検業務委託
契約日	平成28年4月1日
契約期間	平成28年4月1日から 平成29年3月31日
契約金額	12,852,000円(税込)
受注者	三峰無線株式会社
契約方法	条件付一般競争入札(1者応札)
予定価格	13,304,304円(税込)

(イ) 携帯電話・衛星携帯電話使用料

災害時における情報伝達体制の確保のため、携帯電話・衛星携帯電話の使用契約を締結している。特に衛星携帯電話については、平成21年度、平成24年度に整備を行っているが、月額料金が1台当たり4,000円から7,000円となっており、平成27年度より総額で10百万円を超えるところとなっている。コストが高額であり、使い方も難しいことから、より安価で使いやすい移動系防災行政無線や新型無線機への切り替えを行っている。平成28年度には、121台の衛星携帯電話について解約を行っている。

(ウ) 防災気象情報提供業務委託

災害時における気象情報提供に加え、防災訓練時のシナリオ作成にあたり、助言等の提供を受けるため、一般財団法人日本気象協会と防災気象情報提供業務の委託契約を締結している。

② 事業費の推移

(単位:千円)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
防災情報事業費	30,765	38,239	31,838

事業費は3千万円程度で推移している。

③ 事業費の主な内訳

表 65 防災情報事業費の主な内訳

(単位:千円)

項目	金額	摘要
防災行政無線設備、計測震度計及び全国瞬時警報システム保守点検	12,852	委託料
携帯電話・衛星携帯電話使用料	10,363	役務費
防災気象情報提供業務委託	4,439	委託料
その他	4,183	—
合計	31,838	

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項は無い。

(3) 監査の意見

① 防災行政無線設備、計測震度計及び全国瞬時警報システム保守点検の委託範囲【意見】

防災行政無線設備、計測震度計及び全国瞬時警報システム保守点検については、三峰無線株式会社と委託契約が締結されている。本案件を受託する者は、無線設備製造業者(沖電気工業株式会社)により性能保証されていることが必要となる。性能保証は、沖電気工業株式会社自ら決定しているものであるため、実態としては、沖電気工業株式会社の子会社、関連会社及び代理店に限られることになる。そのため、入札参加資格要件に該当する予想最大参加者数は102者あったものの、入札参加事業者は1者となっている。

委託にあたり、仕様書を性能保証が必要な業務、必要としない業務、また、必要としない業務をさらに内部で実施可能な業務と委託が必要な業務に分割することにより、入札事業者の増加や内製化による費用逡減の可能性を検討されたい。

② 防災行政無線設備、計測震度計及び全国瞬時警報システム保守点検業務委託仕様書の記載【意見】

防災行政無線設備、計測震度計及び全国瞬時警報システム保守点検業務委託仕様書において、蓄電池交換に関し、「屋外拡声子局の蓄電池交換については、「屋外拡声子局蓄電池交換要領」に定める。なお、交換時期は、5年ごとを目安としている。」との記載があるが、実態としては交換時期に達していないため、平成28年度の本業務は実施が不要のものであり、また、「屋外拡声子局蓄電池交換要領」も作成されていない。

質疑事項回答書において委託業務対象外であり、本契約において不必要であることが確認されている。しかし、契約書そのものではその旨が確認できない。

誤解を招かないよう不必要な記載は仕様書上には載せるべきではないと考える。

14. 帰宅困難者対策

今回の監査は、**第1 外部監査の概要 3. 外部監査の対象期間** で記載したとおり、平成28年度の執行分を対象として実施している。

帰宅困難者対策としては平成28年度執行分については、防災を対象として事業化されたものは無いことから、個別の事業としての支出は無い。このため、今回の監査では、財務監査は行っていない。

しかしながら、防災行政としては重要な位置づけであり、どのような取り組みが行われているかを確認することは、有益なものであると考える。

これらを踏まえ、帰宅困難者対策の現状把握を行うとともに、今後の市政に資するとと思われる点について、以下、記載する。

なお、「監査の結果」として記載すべき事項は無い。

(1) 概要

① 東京都帰宅困難者対策条例

1) 概要

平成23年3月11日の東日本大震災では、鉄道等の運行停止により、多くの帰宅困難者が発生し、駅周辺や道路が大変混雑した。首都直下地震等大規模災害が発生し、鉄道等の公共交通機関が当分の間、復旧の見通しが無い中、多くの人が帰宅を開始しようとするれば、火災や建物倒壊等により、自ら危険にさらされるだけでなく、発災後に優先して実施しなければならぬ救助・救援活動等に支障が生じる可能性もある。

東京都は、「自助」、「共助」、「公助」の考え方にに基づき、帰宅困難者対策を総合的に推進する条例を平成24年3月に制定し、平成25年4月から施行している。その条例が『東京都帰宅困難者対策条例』である。(東京都HPより)

2) 帰宅困難者の定義

帰宅困難者とは、事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買物その他の理由により来店し、若しくは来所する者等で徒歩により容易に帰宅することが困難なものをいう(東京都帰宅困難者対策条例第1条)。

3) 条例の目的

この条例は、大規模な地震その他の災害(以下「大規模災害」という。)が発生したことに伴い、公共交通機関が運行を停止し、当分の間復旧の見通しが無い場合において、多数の帰宅困難者が生じることによる混乱及び事故の発生等を防止するために、東京都、都民及び事業者(事業を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。以下同じ。)の責務を明らかにし、帰宅困難者対策の推進に必要な体制を確立するとともに、施策の基本的事項を定めることにより、帰宅困難者対策を総合的かつ計画的に推進し、もって都民の生命、身体及び財産の保護並びに首都機能の迅速な回復を図ることを目的とする。

② 市の帰宅困難者対策

1) 概要

市では、大規模災害時には、鉄道等が運休し、駅周辺では多数の帰宅困難者が発生すると予想されるため、町田市地域防災計画第3章地震災害応急対策第11節において「帰宅困難者対策」について定めている。

帰宅困難者が発生する場合には、被害調査班及び各施設所管部は、駅周辺で発生することが予想される、多数の帰宅困難者に対して、必要に応じて駅周辺の施設を利用して一時的保護を行い、各事業者及び警察と連携して駅前の混乱防止に努めるとしている。

2) 帰宅困難者の推計等

町田市の帰宅困難者の推計は、次表のとおりである。

表 66 町田市の帰宅困難者の推計

滞留者	319,134 人
滞留者の内、帰宅困難者	86,680 人

滞留者数は地震発生直後の鉄道や道路等の交通機関の運行停止及び不通区間の発生によって、自宅のある市区町村以外で足止めされた人の数であり、東京都防災会議が、平成24年4月に見直した「首都直下地震等による東京の被害想定」においては、地震発生直後に交通機関の運行が停止し、徒歩での帰宅が困難になる者を帰宅困難者として次により算定している。

表 67 帰宅困難か否かの考え方

① 自宅までの帰宅距離が10 km以内の人は、全員「帰宅可能」とする。
② 自宅までの帰宅距離が10 km～20 kmの人は、帰宅距離が1 km増えるごとに10%ずつ「帰宅可能」者が逡減するものとする。
③ 自宅までの帰宅距離が20 km以上の人は、全員「帰宅困難」とする。

3) 町田駅における滞留者数と予想される事態

町田駅における滞留者数は次表のとおりである。

表 68 町田駅における滞留者数

(単位:人)

駅周辺滞留者			待機人口				滞留場 所不明 人口	計
屋内 滞留者	屋外 滞留者		自宅	移動 なし	移動 開始前			
25,928	12,268	38,196	7,715	7,638	3,240	18,593	2,011	58,800

(出典:首都直下地震等による東京の被害想定(平成24年4月公表))

- ※ 駅を起点に 4km²圏内に存在する人数をカウントしている。上記のうち「屋外滞留者」が駅に集積すると考えられる
- ※ 屋内滞留者＝駅周辺で学校、職場の目的で滞留している人の総数
- ※ 屋外滞留者＝駅周辺で私用、不明の目的で滞留している人の総数

地震等の発生の結果、交通途絶により、自宅が遠隔なため即時帰宅をあきらめ、事務所内での残留を決意する人や、一旦、徒歩で帰宅を開始したものの、途中で帰宅が困難となり保護が必要となる人の発生が予測され、これらの人々が帰宅困難者となる。

地域の公共施設や大規模民間施設は安全度が高く、かつ一時休息や情報確保ができる場所と考えられているため、数多くの帰宅困難者が保護や情報等の提供を求めて集まってくる。

4) 駅周辺の混乱防止対策

町田市内の各駅周辺における混乱防止対策(帰宅困難者対策)は、以下の視点をもって、各主体の相互協力のもと実施するとされている。

表 69 市内各駅周辺における帰宅困難者対策の視点(町田市地域防災計画 地震 101 (232)より作成)

視点	対策
事業所における一斉帰宅の抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の一斉帰宅の抑制 ・帰宅可能とされる 10 km圏内在住の従業員からの帰宅 ・帰宅困難な従業員の事業所での待機
集客施設及び駅等の内部における利用者の保護	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内にいる利用者の一時的保護と安全確保 ・利用者への情報提供 ・市と連携して、利用者の一時滞在施設への誘導
一時滞在施設での駅前滞留者保護	<ul style="list-style-type: none"> ・被害調査班による、駅周辺の状況把握及び帰宅困難者向けの一時滞在施設の開設の決定 ・施設の開放順は、原則として、市の一時滞在施設を最初に開放し、収容に不足が見込まれるときは民間一時滞在施設の開放を要請

なお、一時滞在施設とは、駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者のうち、帰宅が可能になるまで待機する場所がない者(屋外滞留者)を一時的に受け入れる施設のことであり、市内における一時滞在施設は次表のとおりである。

表 70 市内における一時滞在施設

相原駅	○堺市民センター
多摩境駅	○小山市民センター
町田駅	①市施設 町田市民ホール、町田市立中央図書館、 町田市生涯学習センター(まちだ中央公民館)、町田市民フォーラム、町田市文化交流センター、町田市民文学館、健康福祉会館、 子どもセンターまあち ②民間一時滞在施設

	ホテル・ラポール千寿閣、 ベストウェスタンレンブラントホテル東京町田、 河合塾町田校、メガロス町田、 町田ボウリングセンター
鶴川駅	○和光大学ポプリホール鶴川
玉川学園前駅	○玉川学園コミュニティセンター
成瀬駅	○なるせ駅前市民センター
つくしの駅	○つくし野コミュニティセンター
南町田駅	○南町田駅前連絡所(注)

(注)南町田駅の再開発に伴い、平成29年2月に閉鎖

5) 町田駅周辺帰宅困難者対策協議会

駅周辺に多くの滞留者が発生した場合に備え、市及び都が連携し、あらかじめ市、都、警察署、消防署、鉄道事業者、駅周辺事業者等を構成員とする、町田駅周辺帰宅困難者対策協議会を設置している。災害時には協議会で策定された混乱防止対策に係る計画、マニュアル等に基づき、市、消防署、警察署、鉄道事業者、駅前周辺事業者等の協力のものと、駅周辺滞留者の保護・誘導・一時滞在施設での受入等の対策を実施する。

6) 帰宅困難者用備蓄食料等

地域防災計画では、備蓄食料等について次のように計画されている。

表 71 帰宅困難者用備蓄食料等

供給対象者	帰宅困難者で他に食料を得る手段のない人
配給基準	一人当たり配給数量は、主食1食分(1食あたり200g)、飲料水1本を基準とする。
需要の把握	情報統括班が、被害調査班や各対策部と連携し、食料の需要を把握し、併せて、本部への報告も行う。

③ 事業所等における災害時の対応

市の地域防災計画の目的にあるように、災害が発生した場合には、市・都及び関係機関や公共的団体その他市民がその有する全機能を発揮し、相互に連携を図ることにより、「自助」「共助」「公助」を実現するとされており、市の役割が大きいことは言うまでもないが、それと同時に、事業所等の役割も重要であるといえる。

市では、町田駅周辺の屋外滞留者として、12,268人を想定しており、その保護として13施設で14,800人の収容準備態勢を整えており、人数面での態勢は整っているといえる。

一方で、災害が発生した場合には、発生した時間帯にもよるが、駅周辺の帰宅困難者の集中が予想され、市においても駅周辺の混乱防止策を計画している。駅周辺の一時滞在施設では、従業員、施設利用者、来客者の安全の確保が求められ、安全を確認する方法としてチェックリストの利用が求められている。また、自社従業員等を一定期間留めるために、家族への安否確認の方法や飲料水、食料等の備蓄や災害時のマニュアル作成が求められている。

各施設の、収容人数とマニュアルの整備状況は次表のとおりである。公共施設では8施設のうち、2施設しかマニュアルが整備されていない。また、民間施設については、すべての施設について作成の状況を把握できていない。

表 72 町田駅周辺の一時的滞在施設のマニュアル整備状況

種別	名称	住所	収容人数	マニュアル整備状況
公共施設	①町田市民ホール	森野2-2-36	1,600人	未作成
	②町田市立中央図書館	原町田3-2-9	1,900人	未作成
	③町田市生涯学習センター	原町田6-8-1 109MACHIDA 6F~8F	700人	済
	④町田市民フォーラム	原町田4-9-8 サウスフロントタワー2F~3F	600人	未作成
	⑤町田市文化交流センター	原町田4-1-14 プラザ町田ビル5F~6F	600人	未作成
	⑥町田市民文学館	原町田4-16-17	500人	済
	⑦健康福祉会館	原町田5-8-21	1,100人	未作成
	⑧子どもセンターまあち	中町1-31-22	800人	未作成
民間施設	⑨ホテル・ラポール千寿閣	相模原市南区 上鶴間本町3-11-8	1,100人	不明
	⑩ベストウエスタンレンブラント ホテル東京町田	原町田3-2-9	2,200人	不明
	⑪河合塾町田校	中町1-18-6	1,600人	不明
	⑫メガロス町田	森野2-2-45	1,000人	不明
	⑬町田ボウリングセンター	相模原市南区 上鶴間本町3-11-8	1,100人	不明
合計		13施設	14,800人	

④ 町田駅周辺帰宅困難者対策協議会

市では、大規模な地震その他の災害により駅周辺に多くの滞留者が発生した場合に備え、「町田駅周辺帰宅困難者対策協議会」を設置している。設置要綱によると、同協議会の役割は次のとおりである。

表 73 町田駅周辺帰宅困難者対策協議会の役割（町田駅周辺帰宅困難者対策協議会設置要綱より）

協議会は、次に掲げる事項について協議する。
(1) 帰宅困難者対策の内容に関すること。
(2) 帰宅困難者対策に関する情報交換及び連絡調整に関すること。
(3) 帰宅困難者対策の普及啓発に関すること。
(4) 前3号に掲げるもののほか、帰宅困難者対策に関し、市長が必要と認める事項

同協議会は、会長及び委員 39 人以内をもって組織するとされ、市民部防災安全担当部長(現 防災安全部長)を会長とし、平成 28 年 9 月 1 日に設置された。平成 28 年度には、3 回の協議会が開かれ、一時滞在施設の受け入れによる訓練も行われた。災害時には、混乱防止対策に係る計画、マニュアル等に基づき、同協議会メンバーの横の連携のもと帰宅困難者対策が講じられなければならない。

⑤ 備蓄食料等の備蓄状況

帰宅困難者用の備蓄食料等については、市は備蓄倉庫に保管し、災害発生時には倉庫から各一時滞在施設等に配付する予定である。備蓄倉庫は、鶴川、森野及び市庁舎 5 階に設置されており、年度別及び保管場所別の備蓄総数は次表のとおりである。

表 74 年度別の備蓄数量

(単位:個)

項目	H24	H25	H26	H27	その他	合計	H28 予定	総合計	目標数	充足率
飲料水	10,008	15,456	13,632	15,456	2,128	56,680	1,176	57,856	87,200	66.3%
ビスケット	10,080	17,520	19,440	15,240	3,170	65,450	360	65,810	87,200	75.5%
エアクッション	—	7,900	17,350	—	3,100	28,350	—	28,350	87,200	32.5%
ブランケット等	—	7,900	15,600	—	5,110	28,610	—	28,610	87,200	32.8%

上表の年度別備蓄数量をみると、市は、各年度において定期的に数量を増やしてはいるものの、平成 28 年度終了時点で目標数に対する実際の備蓄充足率は、飲料水は 66.3%、ビスケットは 75.5%、エアクッションは 32.5%、ブランケット等は 32.8%である。

すなわち、災害がその時点で発生したとすると、食料については、およそ 3 割の一時滞在者に配ることができず、クッションやブランケットにいたっては 7 割の一時滞在者に配ることができない状況である。

表 75 場所別の備蓄数量

(単位:個)

項目	鶴川 ポプリホール	森野倉庫	市庁舎 5 階 備蓄倉庫	その他	合計
飲料水	29,088	15,456	10,008	2,128	56,680
ビスケット	36,960	15,240	10,080	3,170	65,450
エアクッション	7,900	7,350	10,000	3,100	28,350
ブランケット等	7,900	6,100	9,500	5,110	28,610

また、上表の保管場所別の状況をみると、平成 28 年度終了時点で鶴川地域と森野地域の倉庫を利用して備蓄しているが、それぞれの目標数は計画されておらず、災害時に各地域の一時滞在施設にどのように配布する予定であるかは不明である。

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項は無い。

(3) 監査の意見

① 町田駅周辺の一部滞在施設における災害時のマニュアルの整備について【意見】

市が駅周辺の混乱防止策として計画している、駅周辺の一部滞在施設における災害時マニュアルの作成状況に、改善すべき点が認められる。

すべての施設でマニュアルが整備されるように、市がリーダーシップをとる必要があると考える。

② 町田駅周辺帰宅困難者対策協議会との連携について【意見】

町田駅周辺帰宅困難者対策協議会は平成 28 年 9 月 1 日に設置されたものであることから、地域防災計画や協議会設置要綱に予定された行動がとれるよう、協議会との積極的な連携を求めたい。

③ 備蓄食料等の備蓄状況について【意見】

帰宅困難者用の備蓄食料等については、市は備蓄倉庫に保管し、災害発生時には倉庫から各一部滞在施設等に配付する予定であるが、平成 28 年度末時点で目標数に対する実際の備蓄充足率は、飲料水は 66.3%、ビスケットは 75.5%、エアクッションは 32.5%、ブランケット等は 32.8%である。

また、保管場所別の状況を見ると、平成 28 年度終了時点で鶴川地域と森野地域の倉庫を利用して備蓄しているが、それぞれの目標数は計画されておらず、災害時に各地域の一部滞在施設にどのように配布する予定であるかは不明である。

備蓄については、各備蓄倉庫についての備蓄数量を決め、常に充足率が 100%になるように備蓄することを検討されたい。

④ 備蓄倉庫の備蓄品管理について【意見】

備蓄倉庫の備蓄品数量について、市は年1回の備蓄品納入の際に、倉庫内及び備蓄品に異常がないことを目視によって確認している。しかし、備蓄品は飲料水や食料の消費期限があるものもある。また、クッションやブランケットについては、不良品や品違い、劣化により、予定した数量を使用できないことも想定されるし、盗難等の可能性もゼロではない。

備蓄品は古くても 5 年以内に購入したものであるが、可能な限り棚卸表を作成し、品目別に数量管理を行い、半年に 1 度は、品質についての検査を実施することが望ましい。

15. 災害時医療救護対策

今回の監査は、**第1 外部監査の概要 3. 外部監査の対象期間** で記載したとおり、平成 28 年度の執行分を対象として実施している。

災害時医療救護対策としては平成 28 年度執行分については、防災を対象として事業化されたものは無いことから、個別の事業としての支出は無い。このため、今回の監査では、財務監査は行っていない。

しかしながら、防災行政としては重要な位置づけであり、どのような取り組みが行われているかを確認することは、有益なものであると考える。

これらを踏まえ、災害時医療救護対策の現状把握を行うとともに、今後の市政に資すると思われる点について、以下、記載する。

なお、「監査の結果」として記載すべき事項は無い。

(1) 概要

① 災害時医療救護体制の整備にかかる基本方針

町田市地域防災計画では、災害時医療救護対策について、第 2 章「災害予防計画」の第 4 節「消防・救助・救急・医療救護体制の整備」第4で、以下のように基本方針を定めている。

表 76 消防・救助・救急・医療救護体制の整備（町田市地域防災計画）

<p>【基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被災地内医療機関の救護能力が大幅にダウンすることを想定する ○同時多発的な救急医療事案を想定する ○被災地外の医療機関へ迅速な転送体制を整える ○精神科救急医療活動を整える
--

② 事業計画

町田市地域防災計画で定めている各施策についての、計画名、担当者及び期間は下表のとおりである。

表 77 救急医療施策、後方医療医薬品・医療資機材施策の計画（町田市地域防災計画）

施策	計画名	計画主体	担当者	期間
救急医療	医師会、歯科医師会等との連携強化	市	保健所	短期
	市災害医療コーディネーター機能の確立	市	保健所	短期
	市内災害医療拠点の確保・整備	都・市	いきいき生活部 保健所 市民病院	中期
	救急救護活動拠点の機能整備	市 医師会 薬剤師会	防災安全部 保健所	短期

	精神科救急医療体制の確保	都・市	保健所 地域福祉部 市民病院	短期
機材 後方医療 医薬品・医療資	広域の後方支援医療機関ネットワークの確保	都・市	市民病院	短期
	災害対策用医療品・医薬品の配備	市	保健所 防災安全部	短期
	医薬品販売業者・薬剤師会等との協力体制の確保	市	保健所 防災安全部	中期
	緊急医療救護所と近隣薬局との協力体制構築	市・都 薬剤師会	保健所 防災安全部	中期

③ 市の役割と医師会等との連携

町田市地域防災計画では、災害時医療救護対策について、4つの基本方針のもと、災害発生時の救急医療体制の整備とそれを支える後方医療医薬品・医療資機材体制の整備について計画を組んでいる。具体的な計画の内容については同計画第3章に記載されており、各計画の基本となるのは被災状況・医療情報の収集伝達である。

特に災害発生時医療救護では、被災状況の把握及び医療情報の連絡体制を確立することが急務となる。

災害発生時には、市災害対策本部(救護統括班)を設置し、市災害医療コーディネーターの助言を受け、市内の医療救護活動等を統括・調整するとしている。

図にもあるように、医療情報の連絡体制を確立するためには、医師会や歯科医師会等に加えて、市内病院や東京消防庁等の関係機関との連携が重要となる。

市では、医師会や東京消防庁と連携して、定期的に災害発生の防災訓練等を実施している。例えば、態勢づくりの一環として、南多摩医療圏との訓練は、平成28年度に通信訓練を1回行い、平成29年度には通信訓練を3回、図上訓練を1回実施した。

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項は無い。

(3) 監査の意見

① 市の役割と医師会等との連携について【意見】

市及び関係機関は防災訓練を通して町田市地域防災計画の習熟に努め、災害への対応能力を高めている。一方、市災害医療コーディネーターや医師・薬剤師等の勤務状況は日々変動し、災害発生時に市内にいないこと等も考えられ、計画通りには災害時医療救護体制を構築できないことも想定される。

このため、防災課、保健所、医師会等関係機関との連携の更なる強化と、町田市地域防災計画が確実に実行されるためにはどのような体制作りを行っていくことが望ましいかについて、相互に認識を共にし、定期的に計画を見直していくことが望まれる。

II. 学校教育部

今回の監査は、**第1 外部監査の概要 3. 外部監査の対象期間** で記載したとおり、平成 28 年度の執行分を対象として実施している。

学校教育部における平成 28 年度執行分については、防災を対象として事業化されたものは無いことから、個別の事業としての支出は無い。このため、今回の監査では、財務監査は行っていない。

しかしながら、過年度においては、学校施設の耐震化工事に見られるように、防災を主たる目的として事業を行ってきた実績がある。

また、現時点においても、町田市地域防災計画で、避難施設、児童生徒の安全確保、教育の実施等の点から、平成 28 年度での個別の事業化はされていないものの、学校教育部は多くの役割を担うこととされている。この点、**第3 外部監査の対象 2. 町田市の防災体制 (7) 公助の範囲の周知** で記載したとおり、町田市地域防災計画と、実際の状況に差がある場合、どのような取り組みが行われているかを確認することは、市の防災行政に資するものであると考える。

これらを踏まえ、防災に関する学校教育部の現状把握を行うとともに、今後の市政に資すると思われる点について、以下、記載する。

なお、「監査の結果」として記載すべき事項は無い。

1. 避難施設(学校)の開設と運営について

(1) 概要

① 市の避難施設数

平成 29 年 12 月現在、地震の場合の避難施設として指定されている施設数は 71 か所あるが、この内 62 か所は市立小・中学校である(他に都立高校 7 か所等)。

また、洪水・土砂災害の場合の避難施設として指定されている施設数は 65 か所あるが、この内 53 か所は市立小・中学校である(他に都立高校 6 か所等、(臨時含まず))。

② 避難施設の開設と運営の原則

学校も含めて避難施設の運営は、時系列的に、①(災害直後の)避難施設の開設・避難者の受け入れ、②(避難施設開設直後の)避難施設の運営、③(避難生活が長期化した場合の)避難者への配慮の 3 つに分けられる。

避難施設は、開設及びその後の運営にあたっては、当然に非常に多くの事務や対応が求められ、指定職員(市職員)等のみでは対応が追いつかないことも想定される。このような避難施設においては、市と自主防災組織等の地域住民が力を合わせ、市・施設・地域の協働で開設及び運営に携わるよう、各者とも努めることが求められる(町田市地域防災計画(地震-111(242))「避難施設の開設・運営の原則」より抜粋)。

この点、①(災害直後の)避難施設の開設及び②(避難施設開設直後の)避難施設の運営は、原則として、地震の場合は市の指定職員(市職員)、風水害の場合は対策部(計画担当とされた部)が行うこととなっている。また、状況が落ち着いたら、役割分担等を定め、

自主防災組織、町内会、ボランティア等を中心として組織する「避難施設運営委員会」による自主運営を目指すこととなっている。

③ 避難施設の開設と運営の例外

市立小・中学校においては、学校長が避難施設の施設管理者となっており、①(災害直後の)避難施設の開設の際には、地震が発生した場合、「指定職員が開設を担当する避難施設に到着するいとまがない場合には、協力者としての施設管理者(つまり学校長)が開設を担う。」(町田市地域防災計画(地震-111(242))ことになるとともに、「施設管理者は指定職員が避難施設を開設する際にも協力する。」(同)こととなる。

また、台風などの風水害が発生した場合も、避難施設の開設運営は担当する対策部が施設管理者(教職員)の協力を得て行うこととなる(同(風水害-88(417))。

さらに、②(避難施設開設直後の)避難施設の運営に際しては、「施設管理者は、指定職員による避難施設の運営に協力し、「避難施設開設直後に、指定職員が避難施設に到着していない場合は、施設管理者が代わりとなって初期の運営を実施する。」こととなる(同(地震-115(246))。

④ 上手く機能しなかった他の自治体の事例

他の自治体ではあるが、過去の学校における避難施設開設及び運営の際に、避難施設の運営主体と学校施設管理者(教職員)との連携が上手く機能しなかった事例もある。これは、学校における避難施設の運営において特段役割を担っているとは認識していない教職員と役割を担っていると考えている市職員との認識のずれによるものとのアンケート結果もある。

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項は無い。

(3) 監査の意見

① 避難施設の開設・運営について【意見】

前述の(1)③**避難施設の開設と運営の例外**で記載したとおり、施設管理者である学校長は、避難施設の開設において、様々な役割を担っていることから、施設管理者である学校長も避難施設の開設と運営に関して主体性を持ち、日ごろから指定職員等との連携を図ることが重要であると考え。

市においては、毎年度数回に亘り連携のための協議会を開催しているが、避難施設の開設・運営について、今後とも、施設管理者である学校長と指定職員等との関係が密となるよう、防災安全部と学校教育部が連携のうえ、学校長に働きかけ、災害に備えることが重要であると考え。

2. 応急教育について

(1) 概要

児童、生徒及び幼稚園児が罹災により通常の教育ができない場合に行われる応急教育に備えることは重要である。

市では、大規模災害発生時における応急教育内容を検討するとし、具体的に安全確保、避難、連絡、生活(避難施設)の仕方等の指導、正しい備えと災害時の適切な行動力の確保、教科書がない場合の教育実施方法の検討を行うとしている(町田市地域防災計画(予防-76(127))。

応急教育については、「学校等の防災体制の充実について 第二次報告(平成 8 年 9 月 文部省)II. 学校防災に関する計画作成指針 6.学校教育再開へ向けての対応(1)応急教育の策定」として、「**学校教育活動が正常に実施されるまでの間、教育委員会等の定める計画を踏まえ、被害の状況等に応じ休校、短縮授業等の応急教育を実施することを定めておくものとする。**」と記載されている。また、東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する第4回有識者会議(平成23年8月)においても、取り上げられている。

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項は無い。

(3) 監査の意見

① 応急教育の実施について【意見】

市では、応急教育の実践について、町田市地域防災計画の中で、1)施設・職員等の確保、2)応急教育の内容、3)学用品の調達及び支給、4)授業等の免除、その他の留意事項に分けて整理している。(地震-184(315))。

ここで、現状においては、町田市地域防災計画に記載のある応急教育について、学校教育部として、また、学校単位として体系的・具体的にまとめたものがない。さらに、町田市地域防災計画において応急教育の実践が必要と記載があるが、各市立小・中学校で作成している学校防災マニュアルなどにおいて応急教育に関する記述はない。しかしながら、各学校にとって、応急教育は災害時に対応しなければならない事項の重要な部分を占めている。

以上より、まず、学校教育部として、各学校に応急教育の重要性を認知させるとともに、学校毎に応急教育に関するマニュアルを作成するか、または既に学校毎に作成している学校防災マニュアルで応急教育に関する事項も追加記載するよう指導する必要があると考える。

3. 物資の備蓄

(1) 概要

① 東京都帰宅困難者対策条例

東京都帰宅困難者対策条例では、大災害発生時、人命救助のリミットが 72 時間(3 日)とされているため、下記のとおり 3 日分の飲料水、食糧その他災害時における必要な物資を備蓄するよう努めなければならないとしている。

表 78 東京都帰宅困難者対策条例 第 7 条

<p>第七条 事業者は、大規模災害の発生時において、管理する事業所その他の施設及び設備の安全性並びに周辺の状態を確認の上、従業者に対する当該施設内での待機の指示その他の必要な措置を講じることにより、従業者が一斉に帰宅することの抑制に努めなければならない。</p> <p>2 事業者は、前項に規定する従業者の施設内での待機を維持するために、知事が別に定めるところにより、従業者の三日分の飲料水、食糧その他災害時における必要な物資を備蓄するよう努めなければならない。</p>

都市で大地震が起きた際は、広範囲に火災が起きると想定されている。警察・消防・自衛隊の救出・救助活動を妨げないため、また、二次災害から身の安全を図るためにも、会社(学校)のビル等が安全な場合には最長 3 日間はそこに留まってほしいという趣旨も含まれている。

② 教職員用の備蓄について

東京都帰宅困難者対策条例第 7 条第 2 項による 3 日分の飲料水、食糧その他災害時における必要な物資を備蓄については、町田市地域防災計画において「施設内待機に必要な 3 日分の水・食料等の備蓄」(地域防災計画(予防-3(54))を行うことで対応しているが、これは、当然に市立小・中学校における教職員が帰宅困難になった場合にも対応することが必要となる。

③ 児童生徒用の備蓄について

また、市では、「市立小・中学校において、保護者が帰宅困難になった場合の児童生徒及び教職員用の備蓄を推進する」(町田市防災計画(予防-63(114)、地震-101(232))としており、教職員に加え児童生徒用の備蓄も行うこととなっている。

④ 平成 28 年度末時点の備蓄量

市では、上述の東京都帰宅困難者対策条例第 7 条に関する帰宅困難者対策のため、教職員用備蓄としてアルファ化米、ビスケット、飲料水、児童生徒用備蓄としてアルファ化米、飲料水の備蓄を行っている。

平成 28 年度末の備蓄量は、教職員用が 3 日分、児童生徒用が 1.8 日分となっている。これは、教職員用は平成 28 年度末までに 3 日分の整備が完了したのに対して、児童生

徒用は平成 26 年度から 5 か年計画で備蓄量を増やすこととなっており、平成 28 年度はその 3 か年目だからである。

表 79 帰宅困難者対策条例第 7 条に定める備蓄量(3 日分)と現状(平成 28 年度末)

区分	平成 28 年度末備蓄量	備考
教職員用	3 日分	—
児童生徒用	1.8 日分	5 か年計画の 3 年目終了時点であるため

⑤本件備蓄に関する所管部署

教職員、及び、児童生徒用の備蓄に関する、初期整備(教職員用は平成 28 年度まで、児童生徒用は平成 30 年度まで)は、防災安全部予算で実施する。

その後の更新整備(教職員用は平成 29 年度以降、児童生徒用は平成 31 年度以降)は、学校教育部予算で実施することになっている。

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項は無い。

(3) 監査の意見

①帰宅困難者対策条例に関する教職員及び児童生徒用の備蓄について【意見】

学校教育部予算で整備する際にも、適切なタイミングでの更新を要望する。

4. 市立小・中学校での安全確保

(1) 概要

市立小・中学校での安全確保については、国の制度や都の条例等、様々に求められているところである。例えば東京都帰宅困難者対策条例にも次表に示す定めがある。管理者は常に学校施設及び設備の安全性確保に努めなければならないとしている。

表 80 東京都帰宅困難者対策条例 第9条

<p>第九条 学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号。以下この条において「法」という。)第一条に規定する学校をいう。)、専修学校(法第二百二十四条に規定する専修学校をいう。))及び各種学校(法第一百三十四条に規定する各種学校をいう。)並びに保育所その他の子育て支援を行うことを目的とする施設の設置者又は管理者は、大規模災害の発生時に、設置し、又は管理する施設及び設備の安全性並びに周辺の状態を確認の上、幼児、児童、生徒等に対し、当該施設内での待機の指示その他安全確保のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。</p>
--

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項は無い。

(3) 監査の意見

①市立小・中学校施設の安全性確保について【意見】

公立学校の構造体の耐震化及び屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策について、文部科学省主導のもと、平成27年度までの完了を目標に制度の充実を図りながら重点的に推進しており、全国的にみると概ね完了している状況にある。市においても、校舎の耐震化については、平成22年度までに全校が完了し、また、体育館における非構造部材の落下防止対策は平成27年度までに完了している。

ここで、体育館以外、例えば教室にある非構造部材の落下防止については、文部科学省からは特段指針は出されていないが、児童生徒が主として活動している教室等に落下する恐れのある危険なものがないか、各学校に対し施設の安全性の確認を徹底するよう、要望する。

III. 道路部

1. 狭あい道路拡幅整備事業

(1) 概要

① 事業内容

狭あい道路とは、道路幅員 4m 未満の道路の通称である。

狭あい道路は、日常生活において歩行等に危険な状態や日常生活に不可欠な日照・通風を妨げるという問題を抱えているが、加えて災害時において、消防自動車等の緊急車両の進入を困難にしたり、避難路として十分な機能を発揮できないという問題がある。

そこで、本事業においては、建築基準法第 42 条第 2 項道路(民地 2 項は除く)に接する敷地のセットバックが必要な部分を寄附してもらい、その土地を道路用地として整備している。ここで、建築基準法第 42 条第 2 項道路とは、建築基準法ができた昭和 25 年又その後都市計画区域に指定された昭和 34 年(地域により異なる)の時点ですでに道として使用され、その道に沿って家が立ち並んでいた道幅 1.8 メートル以上、4 メートル未満の道で特定行政庁(町田市市長)が指定したものであり、この道路の境界線は、原則として、道路の中心から両側にそれぞれ 2 メートル後退したところとなる。

多くの場合、建築確認を申請する際に、狭あい道路拡幅整備協議申出書の提出を行い、後退用地の寄附を承諾した時は、市が当該後退用地等を道路として整備する(町田市狭あい道路拡幅整備事業実施要綱第 10 第 1 項)が、支障物件の撤去若しくは移設又は擁壁の築造を行った時には、助成金を交付する(同第 11 第 1 項)ものとしている。なお、建築確認申請が行われない場合でも、所有権者の申し出により、後退用地の寄附が行われる場合もある。

また、隅切用地の寄附を受けた時は奨励金を交付する(同実施要綱第 12 第 1 項)ものとしている。隅切用地とは、東京都建築安全条例第 2 条の規定により建築制限を受ける土地で、当該敷地の隅を頂点とする長さ 2 メートルの底辺を有する二等辺三角形の土地であり、かつ、二辺又は一辺が狭あい道路に接している土地をいう。

具体的な事業の内容は以下のとおりである。

- 1) 市が、測量・分筆・登記を行い、費用も市が負担する。
境界確定図に基づき、後退用地と隅切用地を明確にする。
- 2) 市が、平面整備を施工する。
後退用地と隅切用地を道路用地として整備する。ただし、申請者が建て売りを業とするものであるときは、申請者側が整備を行う。
- 3) 後退用地と隅切用地にある支障物件の撤去・移設費、擁壁を築造する場合は、その工事費の一部が助成金として交付する。
(ア) 門、塀、樹木等の撤去費(40 万円を限度)
(イ) 水道メーター等の移設費(10 万円を限度)
(ウ) 用地が傾斜地で、土地所有者等が民地内に擁壁を設置する場合(50 万円を限度)
- 4) 隅切用地の寄附については奨励金を交付する。

隅切用地が接する道路に付設された固定資産税路線価格に、隅切用地の面積を乗じて得た額の2分の1の額が奨励金として交付される。

② 事業費の内訳

狭あい道路拡幅事業の事業費の内訳は以下のとおりである。

表 81 狭あい道路拡幅事業費の内訳

(単位:千円)

項目	26年度	27年度	28年度
狭あい道路拡幅整備測量及び嘱託登記等業務委託	24,952	20,291	15,250
狭あい道路拡幅整備工事	14,611	27,208	19,000
狭あい道路拡幅整備事業助成金	6,245	2,513	2,391
その他	389	328	598
合計	46,197	50,340	37,239

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項は無い。

(3) 監査の意見

① 狭あい道路拡幅整備事業実施にあたっての目標設定【意見】

主として、建築基準法における幅員確保の観点から事業を行っており、事業の実施は、所有者からの申し出を待っての対応となっている。防災上の観点から所有者より申し出がなされることはあるが、市として、防災上課題のある地域を把握し、拡幅整備を能動的に促すということは特に行っていない。事業の評価にあたっては、実施件数により成果を計測しており、目標値の設定は行っていない。

生活道路の確保を主たる目的とした現状の指標に加え、防災上の視点に立った目標値を追加的に設定し、成果測定を行うことが望まれる。

その際、建築確認申請を伴わない場合における幅員確保(自発的な申し出)を促進するためには、建築確認を伴う場合の助成金の限度額に対して、建築確認を伴わない場合においては、限度額を拡大又は廃止することにより助成額を相対的に増やし、自発的な申し出を促すことも一考である。

② 隅切用地に対する奨励金支払対象者の再検討【意見】

隅切用地に対する奨励金第14-22号において、奨励金が不動産業者に支払われている。要綱上、隅切用地の奨励金に関しては、対象者を限定していないため手続き上の問題は無い。

しかしながら、後退用地等の整備に関しては、町田市狭あい道路拡幅整備事業実施要綱第10第2項により、建売りを業とする者については、自ら整備を行うものとしている。これは、事業として行うものについては、事業者の負担において行うべきとの趣旨と考えられる。

このため、同様の趣旨に則れば、隅切用地の寄附に関しても対象者を限定し、奨励金

支払いの対象外とすることも考えられるため、この点、検討されたい。

③ 助成金算定上の見積額の妥当性の検証【意見】

助成金算定上の見積額については、全件ではないが、特に高額と思われる案件については、土木が専門である市職員による積算を行い、その妥当性について検証を行っている。

交付決定番号第 16-1 号について、申請者と施工事業者は姓が同一であり、縁戚関係の可能性があるが、このような場合においては、申請者と施工事業者の間において特別の利害関係がないかの確認を行うとともに、特別の利害関係等がある場合には、金額の多寡にかかわらず、市内部での積算を行い、見積額の妥当性について追加的に検証をすることが望ましい。

④ 狭あい道路拡幅整備助成金交付申請書の提出と助成金決定の年度相違の取扱い【意見】

交付決定番号第 16-1 号及び第 16-2 号について、狭あい道路拡幅整備助成金交付申請書並びに決定通知書の様式における単価、限度額が、平成 28 年度版の単価表並びに限度額と異なっている。この点について確認したところ、助成金決定にあたっては、申請者から町田市へ狭あい協議申出書の提出があった年度の単価を使用することとなっているためであり、当該 2 案件については、狭あい協議申出書の提出が平成 25 年度にあり、道路整備及び境界確定が平成 28 年度に完了し、狭あい道路拡幅整備助成金の支払いが行われているためである。

この助成金決定基準については、要綱等に明文化された規定はないが、申請時点の様式に整理番号を記載することにより申請年度が判明できるようになっているものの、様式そのものからは、何年度の申請書であるかの識別はできない。旧年度の様式を使用し、かつそれが年度により異なる場合には、何年度の様式であるかの識別がつかないようにあらかじめ記載しておくことが必要である。また、助成金決定の年度相違による取り扱いについて、要綱等に定めるよう検討されたい。

⑤ 実勢価額の助成金交付額への反映【意見】

助成金交付額算定上の単価及び限度額は、実勢価額に対して、過度の助成を行わないことを目的としているものと考えられる。しかし、交付決定番号第 16-1 号の案件は、平成 25 年度の単価によると、510,000 円の助成額となるが、平成 28 年度の単価によると 384,000 円となり、約 25%助成額が減額されることとなる。

現行ルールは、申請者にとって、狭あい協議申出時点において、助成額の想定ができるという長所はあるが、そもそも、助成金交付額算定上の単価は、工事施工時点における実勢価額に基づき設定されていることを考えると、狭あい協議申出時の単価ではなく、工事施工時(助成金申請時)の単価を使用することも選択肢としては考えられる。単価や限度額の適用方法を、狭あい協議申出時基準とするか、助成金申請時基準とするかについて再度検討し、要綱等に反映されたい。

IV. 都市づくり部

1. 耐震改修促進計画事業

(1) 概要

①事業内容

建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成 25 年 11 月 25 日改正)においては、要安全確認計画記載建築物について耐震診断が義務付けられているが、それに先立ち、東京都においては、平成 23 年 4 月、「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」を施行し、緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を重点的に促進している。特に重要な道路として指定された、特定緊急輸送道路の沿道建築物については、耐震診断を義務付け、耐震化に関する助成制度を拡充している。また、その他の緊急輸送道路の沿道建築物については、耐震化に努めなければならないと定め、同じく耐震化に関する助成制度を拡充している。

市としては、耐震診断、補強設計、耐震改修にあたり、助成負担を行うとともに、助成金の交付申請における審査、交付決定通知の事務を行っている。なお、特定緊急輸送道路沿道建築物の対象建築物 56 件については、平成 27 年度までに除却により耐震診断不要、若しくは耐震診断実施済みとなっており、平成 28 年度には、耐震診断助成金の交付業務は行われていない。

対象建築物 56 件の現状は、除却・撤去により対象外となったものが 6 件、助成制度を利用した除却・改修済みが 10 件、耐震診断により改修不要のものが 17 件、残りの 23 件については、4 件が耐震設計済み、19 件が耐震診断のみ実施済みとなっている。

②事業費の内訳

耐震改修促進計画事業の事業費の内訳は以下のとおりである。

表 82 耐震改修促進計画事業費の内訳

(単位:千円)

内容	26 年度	27 年度	28 年度
特定緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成金	11,059	9,825	-
特定緊急輸送道路沿道建築物補強設計助成金	1,753	3,213	1,815
特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修工事助成金	55,771	24,860	24,849
一般緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成金	2,222	-	-
一般緊急輸送道路沿道建築物耐震改修工事助成金	-	275,417	-
その他	727	-	-
合計	71,532	313,315	26,664

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項は無い。

(3) 監査の意見

① 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修助成金の申請書類の確認【意見】

特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修助成金の申請にあたっては、関係書類として、総会議事録の提出を求めている。

相原町大戸町会の提出書類を監査した結果、提出された「平成27年度地縁法人相原町大戸町会通常総会並びに大戸消防後援会定期総会議事録」の記載内容において、平成27年度の事業報告及び会計報告の議案の中で、平成28年度に実施予定との報告のみにとどまっている。本来であれば、個別の議案として承認を得るか、平成28年度の事業計画並びに予算案の議案において承認を得べきところであり、議事録からは、大戸公会堂耐震工事の実施について組織的な意思決定がなされたかどうかは明確ではない。

事業計画や予算案を追加的に入手することにより、実質的に意思決定がなされているかの状況を確認することが望ましい。

② 啓開道路沿道建築物耐震改修【意見】

市が指定する啓開道路に関しては、東京都が進めているような緊急時の輸送道路の沿道建築物に対する耐震化を推進する事業は行われていない。

特に災害時において重要性の高い第一次啓開道路に関しては、災害時における影響を想定し、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化が完了した後は、同様の事業を行い耐震化による災害時の交通の確保を行うべきと考える。

なお、道路の啓開とは、警察署、各道路管理者、建設業団体と協力し、市の指定する優先順位の高い道路から順次、2車線の車両走行帯を確保することをいうが、市はこの啓開を行うべき道路として第一次啓開道路(啓開の拠点となる施設から市庁舎に至る道路)、第二次啓開道路(都の緊急輸送道路等の主要な道路間を接続する道路)、第三次啓開道路(避難施設等、市の災害拠点へ至る道路)を指定している。

2. 住宅耐震促進事業

(1) 概要

① 事業内容

住宅耐震促進事業とは、主として、木造住宅と分譲マンションの耐震化に関する事業に区分される。

(ア) 木造住宅の耐震化促進助成制度

木造住宅耐震化促進制度は、木造住宅の簡易耐震診断、精密耐震診断、耐震(簡易耐震)設計、耐震(簡易耐震)改修工事、耐震シェルター等設置の一連の流れにおける実施、助成を行うものである。一連の流れの中で、市が無料で派遣する木造住宅耐震アドバイザーが、簡易耐震診断を行い、その後も、各段階でアドバイスをを行っている。

1) 簡易耐震診断

「町田市木造住宅簡易耐震診断実施要綱」に基づき、市が簡易耐震診断に関する業務を委託する特定非営利活動法人顧問建築家機構に所属している建築士を派遣し、無料で木造住宅の簡易耐震診断を行うとともに、耐震化の方法や助成制度等についてアドバイスをを行う。簡易耐震診断とは、目視による簡易な診断を行うもので、あくまでも耐震性能の目安とされ、耐震改修工事を行うには、精密耐震診断が必要となる。

2) 精密耐震診断

市に登録している「木造住宅耐震診断士」が、(財)日本建築防災協会が定める精密診断法により、耐震性能の判定を行っている。

精密耐震診断に要した経費の2分の1、かつ、10万円を限度として助成する。

3) 耐震(簡易耐震)設計

精密耐震診断の結果、総合評点が1.0未満と診断された木造住宅を、総合評点が1.0以上となるように補強(簡易耐震設計においては総合評点が0.7以上、または1階のみ総合評点が1.0以上)する設計であり、特定非営利活動法人顧問建築家機構が、設計内容の審査を行っている。

耐震設計(簡易耐震設計)に要した経費の2分の1、かつ、10万円を限度として助成する。

4) 耐震(簡易耐震)改修工事

耐震設計(簡易耐震設計)に基づき行う補強工事であり、特定非営利活動法人顧問建築家機構が、工事内容の検査を行っている。

耐震改修工事に要した経費の2分の1、かつ、50万円を限度(高齢者世帯の場合は、70万円を限度)、簡易耐震改修工事に要した経費の2分の1、かつ、30万円を限度(高

高齢者世帯の場合は、50万円を限度)として助成する。高齢者世帯とは、20歳以上、65歳未満の方(身体の障がい等級2級または1級の方は除く)がいない世帯、かつ年間所得額が200万円以下の世帯のことである。

(イ)分譲マンションの耐震化促進助成制度

分譲マンション耐震化事業は、分譲マンションの耐震診断、耐震改修設計、耐震改修工事の一連の流れにおける助成を行うものである。また、耐震アドバイザーの助成制度があり、耐震診断、耐震改修設計において、各3回まで助成を受けることができる。

1)耐震診断

分譲マンションの耐震診断について、助成基準により算出した額と実支出額を比較していずれか少ない方の額の2/3、又は500万円を限度として助成する。

【助成基準】

- ・1,000 m²以内の部分： 2,060 円/m²
- ・1,000 m²を超えて 2,000 m²以内の部分： 1,540 円/m²
- ・2,000 m²を超える部分： 1,030 円/m²

【主な耐震診断の内容】

- 1.履歴調査、外観調査、劣化調査などの現地調査
- 2.図面、計算書等の内容検討
- 3.床、梁、柱、壁等に関する構造躯体診断
- 4.仕上げ材、避難路等に関する非構造部材診断
- 5.設備機器の脱落、転倒、移動等に関する建築設備診断
- 6.総合的な耐震性能評価
- 7.耐震補強等の案の検討、概算工事費の算定等に関する耐震補強計画
- 8.耐震診断報告書の作成

2)耐震改修設計

分譲マンションの耐震設計について、助成基準により算出した額と実支出額を比較していずれか少ない方の額の3分の2、又は500万円を限度として助成する。

【助成基準】

- ・1,000 m²以内の部分： 2,060 円/m²
- ・1,000 m²を超えて 2,000 m²以内の部分： 1,540 円/m²
- ・2,000 m²を超える部分： 1,030 円/m²

3)耐震改修工事

分譲マンションの耐震改修について、助成対象経費の2/3の額(1戸あたり50万円、但し一棟あたり2,000万円を上限とする。)を助成する。

4)分譲マンション耐震アドバイザー派遣

分譲マンションの耐震診断・耐震設計に関する情報提供や区分所有者間の合意形成を円滑に進めるため、専門的見地から助言及び指導をする者を、分譲マンション耐震アドバイザーと言ひ、アドバイザーの派遣費用について助成する。

分譲マンション 1 管理組合につき、耐震診断 3 回・耐震改修設計 3 回までの計 6 回を上限とし、派遣 1 回あたり 21,000 円を限度とする。

(ウ)木造住宅耐震化啓発業務

木造住宅耐震化啓発業務は、町田市木造住宅耐震相談会等業務、耐震化促進のための啓発に関する業務のほか、広く市民に対して耐震改修と助成制度の普及・啓発を目的とした説明会や個別相談業務、啓発に関する業務を委託するものであり、特定非営利活動法人顧問建築家機構と業務委託単価契約を締結している。

② 事業費の内訳

住宅耐震促進事業の事業費の内訳は以下のとおりである。

表 83 住宅耐震促進事業費の内訳

(単位:千円)

項目	26 年度	27 年度	28 年度
分譲マンション耐震診断事業助成金	-	-	30,537
分譲マンション耐震改修工事助成金	150,049	-	-
木造住宅簡易耐震診断業務委託	5,947	6,371	16,094
木造住宅精密耐震診断事業助成金	2,477	2,622	5,283
木造住宅耐震設計助成金	1,385	-	-
木造住宅耐震改修事業助成金	10,500	3,222	8,178
木造住宅耐震シェルター等設置事業助成金	-	-	1,273
その他	5,823	4,682	6,366
合計	176,181	16,898	67,731

(2)監査の結果

特に記載すべき事項は無い。

(3)監査の意見

① 木造住宅精密耐震診断事業助成金の申請書類【意見】

木造住宅精密耐震診断事業助成金の申請(P-16046、P-16057)にあたり、町田市木造住宅簡易耐震診断表の添付がないため、木造住宅耐震アドバイザーによる精密耐震診断料の概算額が不明なことから、報酬額の妥当性が判断できなかった。

申請者より提出がない場合でも起案書に添付しておくことが望ましい。

② 消費税仕入税額控除確認書の検証【意見】

分譲マンション耐震診断事業の交付の際、補助対象額の計算にあたり、仕入税額控除を行わない申請者については、消費税額を補助対象額に含めることとしている。そのため、該当する申請者については、消費税仕入税額控除確認書に理由を記載したうえで、添付書類として提出することとしている。

鶴川 6 丁目団地管理組合の申請にあたっては、補助対象費用に係る消費税については、控除対象仕入税額に算入しないということを理由としているが、課税事業者かつ原則課税方式により申告を行っているとは想定しにくいため、確認書の提出時に確認を行うか、事後的に消費税の確定申告書を提出させ、控除対象仕入税額への算入を行っていないか確認すべきであると考えます。

③ 分譲マンション耐震化促進アドバイザー助成金の周知【意見】

平成 28 年度において、分譲マンション耐震化促進アドバイザー助成金は 1 件 1 回しか利用されていない。分譲マンションにおいては、特に利害関係者が多数存在するため、専門性の高い内容を正確に理解する必要性と住民全体への周知が重要となることから、アドバイザーの活用は有益であると考えられる。

分譲マンション耐震化促進アドバイザーの具体的な利用方法と期待される効果の紹介等、周知方法の見直しを行うことが望ましい。

④ 木造住宅耐震化啓発業務における委託単価【意見】

市は、木造住宅耐震化啓発業務に関して、特定非営利活動法人顧問建築家機構と業務委託単価契約を締結している。町田市木造住宅耐震相談会における相談業務は、専門性が発揮でき、耐震診断の申し込みへと繋がる場合も多く成果が上がっている。一方で、本業務に関連して委託を行っているポスター、DM、アンケートの印刷、送付等の業務についても、単価算定上、専門家であるアドバイザーと同じ時間単価により設定されている。

専門性の低い単純作業については、単価の引き下げを検討することが望ましい。

